

第2章

果樹産地における後継者・担い手育成 の取組調査調書

目次

調書番号 001・002(広島果実連広島県果樹農業振興対策センター)	1
調書番号 003(JA山口周防大島統括本部)	9
調書番号 004(三重南紀元気なみかんの里プロジェクト協議会)	15
調書番号 005(長野県松川町)	23
調書番号 006(JAフルーツ山梨一株式会社あぐりフルーツ)	30
調書番号 007(JA上伊那)	34
調書番号 008(JA香川県)	38
調書番号 009(JA紀の里あら川の桃部会)	41
調書番号 010(芦北地方農業振興協議会)	45
調書番号 011((有)信州うえだファーム)	50
調書番号 012(農業生産法人有限会社柑香園(観音山フルーツガーデン))	57
調書番号 013(JAえひめ中央)	61
調書番号 014(JAにしうわ)	67
調書番号 015(JAおちいまばり)	71
調書番号 016(JAえひめ南)	76
調書番号 017(秋田市河辺三内地区)	80
調書番号 018(若狭町田上地区(株式会社田上梅園等))	85
調書番号 019(近江八幡市若手園芸振興協議会)	90
調書番号 020(仙北地域種なし大粒ぶどう部会)	94
調書番号 021(JA愛媛たいき)	98
調書番号 022(JA筑前あさくら)	101
調書番号 023(山形県大江町就農研修生受入協議会)	104
調書番号 024(ひろさき農業総合支援協議会)	109
調書番号 025(長崎県佐世保市宮長地区)	117
調書番号 026(大分県佐伯市米水津地区)	123
調書番号 027(JAみなみ筑後柑橘部会)	129

注1) 調書の取りまとめに当たって、取組みの特徴に基づいて類型化しており、その考え方は次のとおり。

A類型:組織によるトレーニングファーム運営型(組織が遊休園地等を活用してトレーニングファームを設置して新規就農研修を実施。トレーニングファームが生産中止生産者等の園地を借入れ、維持管理機能を担う。組織によって、研修修了後に一部の研修園地の利用権を切り替えて独立就農を支援。)

B類型:生産者園地での研修型(産地、自治体等が新規就農者育成の仕組みを構築し、生産者の園地における指導により研修を実施。県の農業者大学校等と連携して座学や資格取得の研修も組み込む。研修指導する生産者が中心となって新規就農者への園地等の継承や地域への溶け込みを支援。)

C類型:園地の集約・整備主導型(遊休園地の集約・整備、干拓地・水田での果樹園造成等を行い、入植者、新規就農者、他作物栽培生産者等を募って造成園地での果樹経営を振興。新たな果樹産地の形成につながる例もあり。)

D類型:移住促進・災害復興と果樹振興の政策組合せ型(自治体とJA等が連携して、移住促進策や災害復興の実施に際して果樹振興策を組み合わせることで推進し、果樹振興を当該地域の維持・発展の核として実施。新規就農者の育成と連動させるため、JA、市町村、県普及組織が一体となって対象となる地域に集中的に担い手対策を実施。)

注2) 調書の図表、写真等は産地から提供されたものであり、本調書への掲載と公表の承諾を得ている。

後継者・担い手育成の取組みの調書

1. 組織名: 広島果実農業協同組合連合会
2. 対応者: 広島県果樹農業振興対策センター 福本 和典 氏
3. 日時: 令和4年8月4日(オンライン・ヒアリング)、令和4年10月17日(現地調査)
令和5年5月17日(果樹経営支援対策事業全国説明会)講演
4. 方法: WEB 会議での応答、調査事項への書面回答、現地調査では直接の聞き取り、講演会説明資料、令和5年度果樹農業における担い手の育成及び活躍表彰応募資料
5. 調査内容(組織の取組み)

【取組み類型:A(C)類型】

(ア) 取組み(新規就農者の研修等)開始の経緯

- ・ 本県の果樹産地において生産農家の高齢化や担い手不足により、園地の荒廃化が進み生産量が減少している状況を打開するため、平成24年にJA広島果実連が担い手の育成を目的として担い手候補の研修を担当することとなった。初年度は呉市蒲刈町に宮盛農園を開設し、カンキツの研修生3名を受け入れた(図1、図2)。
- ・ 平成27年、福山市沼隈町のブドウ団地において、沼隈町果樹園芸組合(以下園芸組合)の組合員だけでは高齢化などによって耕作を中止せざるを得なくなった園地を引き継ぐことが難しい状況となったため、産地組合及び福山市農業協同組合(以下JA福山市)、JA広島果実連が共同で沼隈ブドウ団地における新たな担い手育成に取り組むこととなった。そのため、沼隈ブドウ団地に沼隈農園を設置し、初年度は4名の研修生を受け入れた(図1、図3)。
- ・ 新規就農者の募集から就農後の支援を一貫して行い経営安定に繋げていくためには継続的に対応しないと難しいとの共通理解に立って県域を対象とした研修農園を立ち上げた。しかしながら、研修者の対象は県全域としているが、研修農園の設置場所の近くでの就農がほとんどとなっている。

(イ) 新規就農希望者の募集方法等

- ・ 県が主催する就農フェアやJA広島果実連の広報誌、産地JAの農協だよりなどにより、就農希望者を募集し、新規就農希望者が研修を希望する場合には産地JAの組合長がJA広島果実連に対して新規就農希望者を推薦したのち、各組織の代表者による審査を行い適正であると認めたものを研修生として決定する。基本的に研修生となって就農する者は、推薦を受けた産地JA管内で就農する。
- ・ 沼隈農園の場合は、JA福山市が窓口として全国に向けて新規就農希望者の募集を行っている。しかし、研修時の住宅の手当の問題もあるため、地元の人を優先的に先行している。研修の手続きとしては、JA福山市の推薦審査手続きを経て、JA広島果実連が研修受け入れを決定している。
- ・ 他に、研修希望者には適性をみるため、研修に入る前に現地で1週間程度の体験研修を行っている。研修を受け入れる場合は、園芸組合に所属して生産することを前提として研修生を受け入れている。

(ウ) 研修期間、研修の運営方法

- ・ 研修期間は原則2年間であり、カンキツの場合は4月開始で、ブドウの場合は12月開始となっている。
- ・ 宮盛農園(カンキツ)の研修園地の面積は359aで、樹種はいしじ(温州みかん)、レモン、しらぬひ等である。沼隈農園(ブドウ)の研修園地の面積は87aで、樹種はマスカット・ベリー

一A、ピオーネ、シャインマスカット等である。それぞれの研修園地にはJA広島果実連の職員が指導者として常駐(カンキツ2名、ブドウ1名)している。

- ・ 研修内容は、講義(座学)と作業実習からなり、講義では農業資材等の基礎知識、農作業安全、栽培基礎、農業経営や果実流通の知識等を習い、作業実習では果樹の栽培技術・管理のみでなく、記帳、簿記、生産・販売目標等の経営管理や就農計画作成、継承予定園地における管理・改植作業等の就農準備などを実践する。
- ・ また、沼隈農園の研修園地は、園芸団地内にあるため、組合員として共同防除に参加し、スピードスプレーヤーのオペレーターや農薬調整作業を行っている。
- ・ 宮盛及び沼隈の直営農場にはJA広島果実連の職員を配置しているが、両農園からの収穫による売り上げもあり、農場運営による持ち出しはない。
- ・ 研修園地はモデルとなる農園であり、新規就農者の研修場所としての役割を果たしている。また、研修生の技術が向上することで必要な園地管理も行き届くようになる。

(エ) 研修期間中の新規就農希望者の収入や住宅の確保の方法

- ・ 研修生は基本的に新規就農者育成総合対策(就農準備資金)を受けている。過去に要件外の40歳超えの研修生を受け入れた際にはJA広島果実連が負担したこともある。
- ・ 研修期間中の住居の斡旋はおこなっていない。沼隈ぶどう園の研修生はほとんどが福山市内に在住しており住居の対応はしていない。

(オ) 研修修了者への園地、施設、農機等の斡旋はどのようにしているか。また、園地、施設の継承(マッチング)はうまくいっているか。課題はあるか。(農水として特に高い関心事項)

【宮盛農園(カンキツ)の場合】

A) 園地継承

- ・ 就農希望者の研修が終了するまでに、就農を希望する産地のJAが産地内で借り入れ可能な園地を探し、関係する市町が園地の利用権設定の支援を行っている。新規就農者への園地はできるだけ成園が借り入れられるように地元農家と研修生の調整を行っている。
- ・ 借り入れた園地において品種の転換が必要な場合は、就農後素早く事業導入が行えるよう関係機関で支援している。

B) 農業機械・施設の斡旋

- ・ 就農後必要な動噴等については、市町や産地JAの支援事業を活用して整備している。
- ・ カンキツ収穫後に必要な集荷・選果施設は、産地JAが就農時までに既存の農家から借り受け可能な施設の情報を集め、研修者に提供することで就農後に使用できるように対応している。また、産地以外からの就農者の住宅の確保についても、農園長や産地JAが中心となって情報収集を行い、その情報を基に就農希望者が決定している。

【沼隈農園(ブドウ)の場合】

A) 園地継承

- ・ 園芸組合が就農時に成園(最低20a)を継承できるよう用意することとなっており、研修期間内に営農を止める農家からの園地を優先的に継承するように調整している。
- ・ 新規就農者が継承するぶどう園は棚付き成園でそこに植わっている品種(マスカット・ベリーAが多い)を栽培し、収入を得ていくことになる。
- ・ 就農後に徐々に規模を拡大し(40~50a程度)、所得の増大と経営安定に努めている。

B) 農業機械、施設の斡旋

- ・ 沼隈町果樹園芸組合では、防除は共同作業で町内のぶどう栽培面積49haのうち、42haについてスピードスプレーヤー7台を使って一斉に防除をしている。このため、就農後に必要な農機具は軽トラ、動噴のみである。
- ・ しかし、収穫した後に箱詰めをするための集荷施設は必要である。自らコンテナハウスを建

てた者や、近所の農家から貸してもらった者とかがいる。

- ・ 新規就農研修の受入れの段階で地元の希望者がほとんどのため、特に新規就農者への住宅の斡旋はしていない。

(カ) 研修実施者と就農者(定着者)の実績はどうか。

- ・ 宮盛のかんきつ類研修園においては、令和3年までの実績として、12名の研修を行い研修修了者は全員就農している。
- ・ 沼隈のぶどう園においては、令和3年度までに15名の研修を行い研修修了者は1名を除き全員が就農している。

(キ) 就農後の経営・栽培技術・販路確保等のサポート体制やその内容はどうなっているか。

【宮盛農園】

- ・ 研修を修了し就農した時点では、経営面積に占める育成園(新植・改植)が多く、所得の確保が難しいため、希望する研修修了生(以下修了生)には宮盛農園でのカンキツ栽培管理の助手として雇用するようにしている。基本的には修了生の経営が安定するまでの期間とし、週1日～2日程度の出勤を依頼している。そのため、修了生はそれぞれの経営が安定するまでカンキツの栽培管理を行うことで更なる技術修得と所得確保が可能となっている。

【沼隈農園】

- ・ 沼隈町果樹園芸組合では、組合員に認知してもらいコミュニケーションが図られるよう新規就農者に共同防除の作業員として積極的な参加を求めている。また、栽培技術についても園芸組合の多数の生産者が助言し果実の品質向上に努めている。
- ・ 新規就農者が継承する園地は20aで、ぶどう専業農家としては十分な広さではなく(果樹園10a当たりの販売金額の平均は136万円)、栽培面積の拡大が必要であるが、規模拡大をしたい若手生産者もいることから、就農後の新規就農者に優先的に園地の斡旋をすることはできていない。
- ・ このため、まずは周囲の生産者との日常的な接触による信頼感により、園地を借入れて規模拡大を行うことは可能なので、作業労働力の確保も含めて経営を発展させていくよう求めている。
- ・ 沼隈町果樹園芸組合では選果場に持ち込まれたぶどうごとに、品質規格の格付けや取引価格の情報を組合員に還元しており、新規就農者にはその情報を今後の栽培管理に役立て、ぶどうの秀品率をあげることにより経営安定が図られるよう指導している。

(ク) 園地の集積・集約や園地整備の状況はどなっているか。

【沼隈ぶどう園】

- ・ 急傾斜地での重労働の解消、低コスト生産、品種構成の改善等を目的として、平成元年から基盤整備を開始し、ブロック別に順次造成し新植を行い、平成11年に42ha、平均斜度4度のぶどう団地の造成を完了した(平成12年から団地の全区画でぶどう栽培が行われ、現在、販売金額6億を上回るぶどう産地)。

【鷺浦農園】

- ・ 構想では、園地の荒廃化が進んでいる三原市の離島(佐木島)に、新たな担い手育成に繋げるレモン団地を育成するもの(目標面積:10ha、生産量:300トン、販売金額:1億円)で、これを推進するため佐木島果樹産地活性化協議会を設置(図4)
- ・ 農園整備に際しては市の協力も得て多くの地主からまとまった園地を広島果実連が借り受けており、これまでの整備の進捗状況は、①平成30年に第1ほ場として、1haのほ場を簡易に整備しレモン苗木を新植(図5)。令和4年6月に第1ほ場のかん水施設を整備終了。②令和2年に第2ほ場として、0.6haにレモン苗木を新植(図6)。③令和3年に第1ほ場Cとして、0.6haにレモン苗木を新植。④令和5年に第3ほ場として、1haにレモン苗木を新植(図7)。

- ・ 園地設置に係る経費として、農園開園の直接経費(人件費を含まず)が5年間で1,690万円程度の見込みで、国の果樹農業経営支援対策事業の新植、改植、灌水施設整備などの補助金が大きな支援となっている。
- ・ 新規就農者が新たにかんきつを植え付けた場合、植付け初年から5年目までは果実の売り上げが少なく経営のリスクが高いことから、その期間を広島果実連が経営し、その後に新規就農者へ渡す(継承させる)ことが、新規就農者の確保につながる(図8)。
- ・ 継承の方法として、直接譲渡(農地中間管理機構を通じた利用権の付け替え)、作業受委託などがあるが、新規就農者の負担を考えると、最初は作業受委託等により初期投資の負担を抑えることを検討している(図9)。

組織図



図1 広島県果樹農業振興対策センターの組織図



レモン園(平成24年植栽)



主幹形いしじ園(平成25年植栽)



収穫指導

図2 宮盛農園(かんきつ農園)



ピオーネ房づくり実践研修



沼隈ぶどう団地

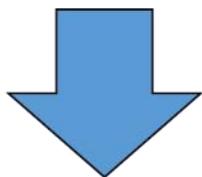


第1圃場

第2圃場

図3 沼隈農園(ぶどう農)

佐木島果樹産地活性化協議会 (農地の情報)



JA広島果実連

小規模園地整備
改植新植
灌水施設整備
排水対策

【果樹経営支援対策事業の活用】

図4 佐木島果樹産地活性化協議会

佐木島果樹産地活性化協議会

会長：鷺浦町内会長

会員：町内3区長

JA柑橘生販委員

農業委員

農地中間管理機構

三原市

県尾道農林事務所

県東部農業技術指導所

JAひろしま三原地域本部

JA広島果実連



第1ほ場 1ha (平成30年植栽)



植栽間隔(5m × 3m)

①既存園や放任園等を集積し整備

②コンパクト樹形による省力化を
目指して「ヒリュウ台」を用いた
レモンの植付

③令和4年に灌水施設を整備



乗用モーターによる除草

図5 鷺浦農園第1ほ場

第2ほ場 60a (令和2年植栽)



植栽間隔(6m×4m)

○果樹経営支援対策事業を活用

- ・簡易な基盤整備
- ・新植
- ・排水溝の整備、灌水施設の整備

- ①元水田の耕作放棄地を整地しレモンの高畝栽培を開始
- ②植栽後に灌水施設を設置し自動灌水を行う
- ③小学校に隣接しており小学生への食農教育として活用



図6 鷺浦農園第2ほ場

第3ほ場 約1ha (令和5年2月植栽)



植栽間隔(6m×4m)

- ①1.2haで傾斜の緩和と土壌土層改良を行い、整備が終わったほ場
(果樹先導的取組支援事業を活用)
- ②整備し植付面積1haのほ場に約300本のレモンの植え付け。



小学生を招いて植栽

図7 鷺浦農園第3ほ場

新規就農希望者の就農への課題

〈かんきつの場合〉

- ① 経営移譲が少なく成園確保が難しい
- ② 園地規模が小さく、混植・密植園が多い
- ③ 急傾斜地が多い
- ④ まとまった園地の確保が難しい
- ⑤ 改植、新植の必要な園地が多い

改植、新植は、
未収益期間の
経営安定が課題

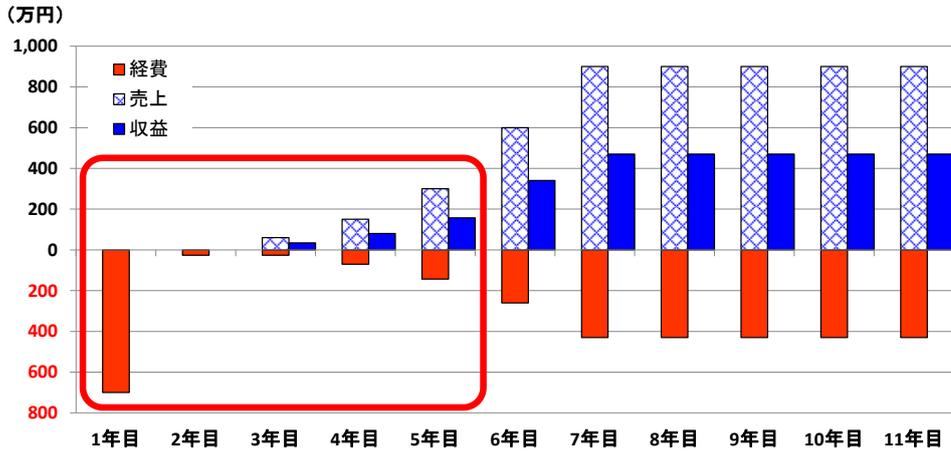


図8 カンキツを新植した際の経費・収益の関係(新規就農者のリスク)

10haのレモン園を核とした産地の活性化案

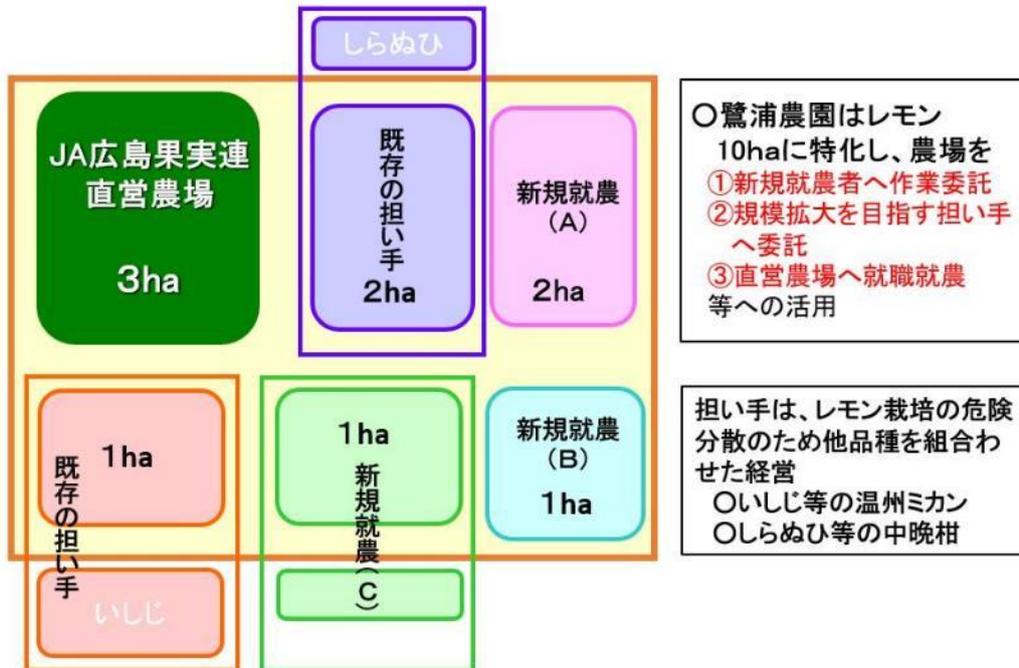


図9 新規就農者への継承方法の検討(レモン園を核とした産地の活性化)

後継者・担い手育成の取組みの調書

1. 組織名: JA 山口県周防大島統括本部
2. 対応者: JA 山口県周防大島統括本部 指導販売課課長 矢原 弘行 氏
周防大島町役場農林水産課 農林水産振興班主査 市川 貴志 氏
" 主任 今村 竜太郎 氏
3. 日時: 令和4年8月4日(オンライン・ヒアリング)、令和4年10月14日(現地調査)
(令和5年9月に補足情報に関する書面調査)
4. 方法: WEB 会議、調査事項への書面回答、現地調査では直接の聞き取り
5. 調査内容(組織の取組み)

【取組み類型: D(A) 類型】

(ア) 取組み(新規就農者の研修等)開始の経緯

- ・ 周防大島は、明治期から温州ミカン生産が行われ、地域の統一ブランド「大島みかん」を有しているが、瀬戸内海に位置する島嶼地域であることから、少子高齢化による産地縮小が進み、1970年代以降、兼業化と他出による土地持ち非農家の増加により樹園地の荒廃が進んできた。
- ・ 広域合併により1群1町となり、周防大島町総合計画において、地域振興の中心的課題として農林業における担い手支援が位置付けられ、その実施主体として町とJAの出資により、平成16年に周防大島町役場農林水産課内に担い手支援センターを設置(図1)。
- ・ 同センターでは、「みかんいきいき塾」を運営。同塾は、初心者向けの簡単な研修で、4月から翌年3月までの1年間を通じて月に1回程度の頻度で、栽培がどんなものを学ぶもの。定年退職後にミカン栽培を継ぐことを考えている者や半農半Xを希望する移住者等が対象。
- ・ さらに、塾卒業者や就農予定者、中核農家の認定を受けないで兼業的に就農した者を対象に「ステップアップ」研修を実施(写真1)。
- ・ 他方、JAでは、農家の高齢化への対応や園地荒廃の防止のため、平成29年10月にJA出資による周防大島ファーム(株)を設立。研修園を有し、専業経営を前提とした新規就農希望者の長期研修を実施(写真2)。

(イ) 新規就農希望者の募集方法等

- ・ 町役場のホームページに担い手支援センターがIターン・Uターンの新規就農希望者への案内を掲載。
- ・ 周防大島ファームでの新規就農研修の問い合わせは年に4～5件程度。選考のプロセスとして、希望者に対して何回かの面談を実施。研修生受け入れの予算枠が年最大2名であり、選考の面談に至る者は1～2名程度。
- ・ 令和4年度から役場の定住促進対策課と連携して、近年増加する移住希望者に向けたワンストップ窓口を展開。
- ・ 周防大島への移住希望者のうち一定程度が農業に関心を有している(表1、表2)。

表1 周防大島町における移住の状況

年度	2019	2020	2021	計
移住相談件数(件)	411	505	465	1,381
移住世帯数(世帯)	12	12	22	46
移住者数(人)	23	19	39	81

表2 周防大島町における就農の状況

年度	2019	2020	2021	計
就農相談件数	8	16	16	40

資料: 周防大島町担い手支援センター資料

- ・ マスコミ等の情報により憧れから同町役場に移住・就農相談があった際には、応募してきた者に対してミカン栽培の実態を説明し、イメージとのギャップ解消に対応。
- ・ 担い手支援センター、役場定住促進対策課、周防大島ファームの連携・協働により、移住・農業研修・新規就農(専業又は半農半X)の一体的で多様な就農形態*による移住支援サービスを提供。

*大島郡柑橘振興協議会が令和2年に作成した「大島かんきつ産地継承実践プラン」では、年間5,500トン(表年)の生産目標のうち、その3分の1の生産量を規模の大きな担い手で生産し、3分の2を中小規模の担い手で生産すること目指している。

(ウ) 研修期間、研修の運営方法

- ・ みかんいきいき塾の研修期間は1年間。
- ・ 研修内容は、半日が座学で、かんきつの基礎、植物の生理・生態、農機具、農薬などの全般を学ぶ。残りの半日が、塾の保有する園地での実習で、草刈、施肥、摘果・防除の方法など、素人でも1年間学べば最低限のかんきつ栽培ができるところまで習得できるもの。
- ・ 周防大島ファームでの新規就農研修は1～2年間程度。
- ・ 同ファームは園地約2.5ha(約50筆)を借り受けており、定年帰農した農家2名と研修修了後にファームに残った者(JA職員)が管理を行っており、研修は当該園地での作業を一緒に行うことにより実施。
- ・ 研修期間中に認定就農に向けて、役場、県、JAの支援のもとで、研修生が就農の半年以上前から営農計画・資金調達計画を作成。

(エ) 研修期間中の新規就農希望者の収入の確保の方法

- ・ 定年後のUターン者や移住者の就農は自己資金。
- ・ 周防大島ファームの研修者は同ファームが雇用。
- ・ 住宅については、町役場が空き家バンクに登録された物件データーを管理しているが、すぐ住める物件ではないので改修が必要。借り手が見つかった段階で、役場からの補助を使って大家が改修するのが実態。
- ・ 住宅が必要な新規就農者は、基本は町営住宅の斡旋を受けるのが現状。

(オ) 研修修了者への園地、施設、農機等の斡旋はどのようにしているか。また、園地、施設の継承(マッチング)はうまくいっているか。課題はあるか。(農水として特に高い関心事項)

A) 園地継承

- ・ 園地継承については、担い手支援センターに農地中間管理機構の職員が常駐しているので、管理機構の者を中心に地主から新規就農者への園地貸借を調整。
- ・ 現状は、収益性が一定程度あるような成木園地が出てこない。理由として、経営を止める農家も最初は近隣の農家に園地貸借の声をかけ、それで借り手が見つからない場合に担い手支援センターに貸したい園地の情報が来ることによる。
- ・ 周防大島ファーム設立の狙いのように、離農者等の園地を一次保有して栽培希望者に園地を貸し付ける仕組みの実績はない。
- ・ 実際、同ファームが借りた園地でも樹勢回復に2～3年間を要するので、経営が苦しい状況では、研修生に優良園地の利用権を切り替えるといったところまでは至っていない。
- ・ 町が農地バンクに登録されたデーターを管理しているが、一筆当たりの面積が小さく作業車がアクセスできない条件の悪い園地が大半で、新規就農者に紹介出来る園地は少ない(農家も作りにくいところから園地を手放し経営を縮小しつつ離農していくため、作りにくい園地を農地バンクに登録するため)。

B) 農業機械、施設の斡旋

- ・ 担い手支援センターが農機具バンクにより登録されたデーターを管理しており、新規・定年

就農者が必要な農機具があれば、所有者との仲介を行っている。

- ・ 貯蔵施設、倉庫の確保は苦慮している。
- ・ 農機具バンクについては、離農される方が処分に困っている現状から必要な方に譲り渡せないかと言ったところから始まっているので、マッチングは比較的容易。

(カ) 研修実施者と就農者(定着者)の実績はどうか。

- ・ みかんいきいき塾による初心者研修では昨年度時点で約900名の卒業生がおり、塾修了者の就農の実績は、年間で新規就農1～3名、定年就農5～8名に結び付いている。
- ・ 周防大島ファームの研修実績は令和5年度までで8名。うち、4名が就農し、1名は同ファームで雇用。令和4年度に研修中であった1名は、現在、柑きつ振興センターでの就農前研修中で令和6年4月に就農予定。令和5年度に新たに2名が研修中。
- ・ 上記の複数の研修の仕組みにより、直近10年(平成24年～令和3年)の周防大島における新規就農の実績をみると合計37名(かんきつ専作又は野菜等との複合経営で、雇用就農を含む)。
- ・ 新規就農時の年齢が20～40歳代の者が31名おり、現時点の経営規模が平均1.4ha(範囲0～6.1ha)と若手かつ多様な規模の就農者を輩出(表3)。

(キ) 就農後の経営・栽培技術・販路確保等のサポート体制やその内容はどうなっているか。

- ・ 就農後5年間は毎月、役場、県、JAで面談し前月の作業内容、当月の作業計画の確認と問題点の洗い出し、アドバイスを実施。定期的に新規就農者の園地巡回を実施。
- ・ 新規就農者に限っているものではないが、収穫作業の労働力確保のため、担い手支援センターが「みかんサポーター」制度により半ボランティアとして登録者を募り確保。新規のサポーターには1日研修を実施。

(ク) 園地の集積・集約や園地整備の状況はどなっているか。

- ・ 島外に出ていく人が多いことから不在地主は非常に多い。基盤整備事業に含まれている地域で調べていっても所有者のわからない園地もかなりある。そういった園地は相続されておらず、荒れている状態となっている。
- ・ 園地整備が平成29年に完了した地区(久賀・上田が丘地区)では、各園地にかん水のパイプを通したことが主な事業で、その中で一部の農家がマルドリ栽培を実施(当該地区は、元水田で水量が豊富な地区であり、他の場所に比べてなだらかな園地が多いという条件)。(表4、写真3)。
- ・ かん水パイプがあるため、防除などの水も容易に準備できるので、荒れている園地も少なく、園地の流動化も進んでいる。その地区で1軒の農家が個人で株式会社化したので、その者を中心に流動化が進んでいる
- ・ 他方、整備地区の地権者は100人以上おり、合意形成ができなかったところは外して整備したので多少デコボコしている。
- ・ その地区以外では、着工してあと数年で完成する地区(戸田地区、写真4)が1か所あり、主たる工事は農道及び園内作業道、パイプライン、鳥獣害防除策の整備となっており、その中の一部に廃園整備が入っている。また、平成4年から設計に入っている地区が各1か所ある。
- ・ 整備は国の事業で廃園を含めて整備すると、県・町の事業補助も含めると補助率9割となる事業を活用。
- ・ 整備事業の話を始めると、その地区の園主が集まってくるので、その中で荒れている園地を整備して栽培する担い手が出てくるならば貸しても良いとの話が出てくる。そういった園地に新規就農者に入ってもらい経営してもらいように運用。

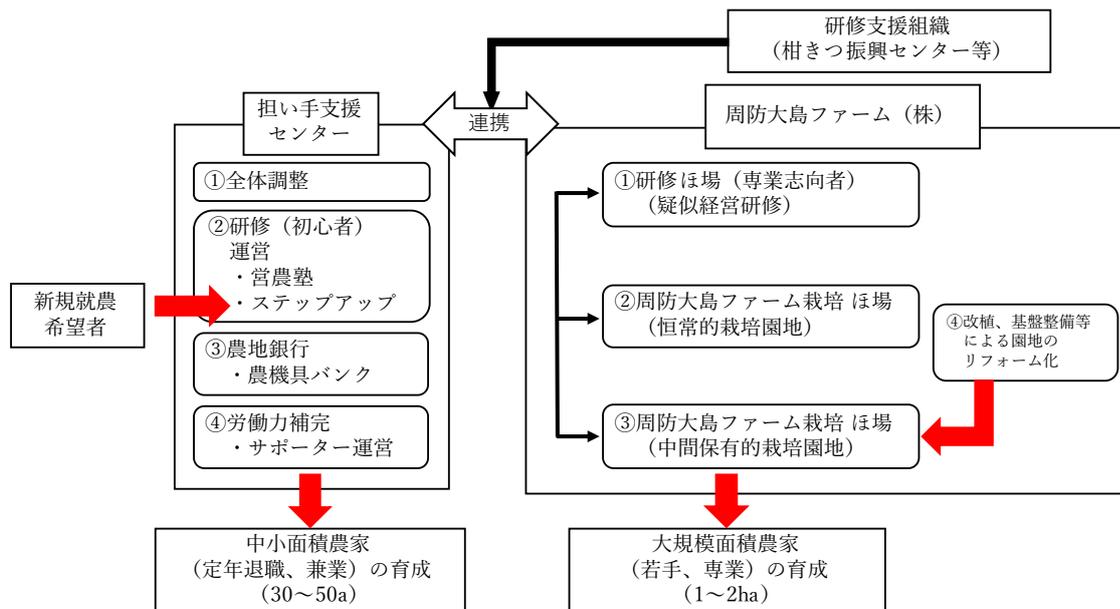


図1 担い手支援センターと周防大島ファーム(株)が連携した就農支援体制



写真1 ステップアップ研修



写真2 周防大島ファーム研修農場

表3 周防大島町における新規就農の実績

単位:ha

	年代	性別	就農年	農家・非農家	就農形態	経営部門	経営面積
1	40代	女性	2012	非農家	新規参入	柑橘	2.2
2	30代	男性	2012	非農家	新規参入	柑橘	3.6
3	20代	男性	2012	非農家	新規参入	柑橘	0.9
4	30代	女性	2012	非農家	新規参入	柑橘+野菜	1.6
5	30代	男性	2012	農家	経営継承	柑橘	3.8
6	40代	男性	2014	非農家	新規参入	柑橘	0.7
7	40代	男性	2014	非農家	新規参入	柑橘	1.1
8	30代	男性	2014	非農家	新規参入	柑橘+野菜	1.1
9	20代	男性	2014	非農家	新規参入	柑橘	1.0
10	40代	男性	2014	非農家	新規参入	柑橘+落葉果樹	2.3
11	40代	女性	2014	非農家	新規参入	柑橘+落葉果樹	0.0
12	40代	男性	2014	農家	経営継承	柑橘+花木	2.8
13	20代	男性	2015	非農家	新規参入	柑橘	1.0
14	20代	男性	2016	非農家	新規参入	柑橘	1.7
15	20代	男性	2016	非農家	新規参入	柑橘	0.0
16	20代	女性	2016	非農家	新規参入	柑橘	0.1
17	60代	男性	2016	農家	経営継承	柑橘	1.9
18	20代	男性	2016	非農家	新規参入	柑橘	1.5
19	40代	男性	2017	非農家	新規参入	柑橘	1.4
20	20代	男性	2018	農家	経営継承	柑橘	1.1
21	30代	男性	2018	非農家	新規参入	柑橘	2.2
22	20代	男性	2018	農家	経営継承	柑橘	1.4
23	40代	男性	2018	非農家	新規参入	柑橘	1.5
24	30代	男性	2019	非農家	新規参入	柑橘	6.1
25	60代	男性	2019	農家	経営継承	柑橘	1.0
26	60代	男性	2019	非農家	新規参入	柑橘	0.0
27	50代	男性	2019	非農家	新規参入	柑橘	3.1
28	60代	男性	2019	非農家	新規参入	柑橘	0.4
29	30代	女性	2019	非農家	雇用就農	柑橘	1.6
30	50代	男性	2019	非農家	新規参入	柑橘	0.0
31	40代	男性	2020	非農家	新規参入	柑橘	1.4
32	40代	男性	2020	農家	経営継承	柑橘	0.4
33	20代	男性	2020	農家	経営継承	柑橘	1.4
34	40代	男性	2020	非農家	新規参入	柑橘	0.6
35	40代	男性	2019	非農家	新規参入	柑橘	1.3
36	30代	男性	2020	非農家	新規参入	柑橘	0.9
37	30代	男性	2021	非農家	雇用就農	柑橘	0.0

資料:周防大島町就農支援センター資料を一部加工して作成。

表4 基盤整備事業の実績

事業名	事業量 (ha)
県営久賀地区耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業	33.5
県営戸田地区農地整備事業（耕作放棄型）	21.3
県営日良居地区水利施設等保全高度化事業	13.7

資料：周防大島町担い手支援センター資料



写真3 基盤整備事業(久賀地区)



写真4 基盤整備事業(戸田地区)

後継者・担い手育成の取組みの調書

1. 組織名:三重南紀元気なみかんの里プロジェクト協議会
2. 対応者:JA 伊勢 三重南紀営農経済部長 山本 裕二 氏
" 営農柑橘G グループ長 和田 慎一郎 氏
" 職務集中G 職務代理 下川 顕児 氏
御浜町農林水産課 課長補佐 瀬古 勝信 氏
" 主幹 奥田 恭大 氏
三重県農林事務所普及2課課長 芳尾 知也 氏
3. 日時:令和5年6月29日(書面回答)、7月18日(Zoom 会議)
4. 方法:調査事項への書面回答、オンラインヒアリング、令和5年度果樹農業における担い手の育成及び活躍表彰応募資料
5. 調査内容(組織の取組み)

【取組み類型:B(A)類型】

(ア) 取組み(新規就農者の研修等)開始の経緯

- ・ 熊野市・御浜町・紀宝町の基幹作物である柑橘について産地をあげて長年の間、三重南紀みかんのブランド力の向上につとめて来た結果、安定した農家経営が見込めるようになってきたが、農家の高齢化による担い手不足が近年、急速に進むと同時に生産量も減少する中、市場からの要請に応えられなくなってきた。
- ・ そのような状況の中、JA 伊勢・三重県熊野農林事務所・熊野市・御浜町・紀宝町が構成メンバーとなり、「三重南紀元気なみかんの里創生プロジェクト協議会」を設立(平成20年)し、新規就農者の確保育成に取り組んでいる。
- ・ 御浜町では、基幹産業であるミカン産地の維持・振興に向け、新規就農促進プロジェクトに力を入れており、昨年3月に人材確保の窓口として「青を編む」というプロモーションサイトを立ち上げた(図1)。
- ・ 同サイトでは、Iターン新規就農希望者等に向けて、産地を守るための理念と「みかん、やったらええやん」のメッセージとともに、同町の魅力スポットや暮らしぶりなどを発信し、YouTube動画を駆使して目標となる農家の姿を見せることで、求める人物像を明らかにしている。また、一人でもできる経営モデルをみせることで就農希望者から好評を得ている。

(イ) 新規就農希望者の募集方法等

- ・ 御浜町作成のプロモーションサイト「青を編む」で新規就農者募集を紹介している。就農フェアへの参加やYouTube動画の配信により随時募集を行っている。
- ・ 応募対象者については特に要件を設けていない。御浜町のプロモーションにより新規就農希望者が増えてきており、今後募集要件の設定について検討。
- ・ 御浜町では、就農相談などの機会において、初期投資や経営開始時点の収入面から就農準備資金や経営開始支援などの要件(概ね就農時点で50歳)を応募者に紹介している。また、50歳超え向けに町独自の支援策についても説明している。
- ・ 研修受入までの流れに関して短期研修については研修受入農家とのマッチングの意味合いが強い。1日程度の農業体験ではわからないので、この地域で農業に取り組む意思と適性があるかを長期研修に入る前にチェックするもの。短期研修期間は1週間程度が目安であり、応募者の都合により短い期間を何回かで短期研修をする場合もある。
- ・ 就農と移住が同時並行の作業になるので、短期研修の機会にこの地域の風土や気候など移住先としての情報・雰囲気を知ってもらうことや、農家から話を聞いたりしてこの地域での

就農がなじむのかといったことを体感してもらう機会と捉えている。

(ウ) 研修期間、研修の運営方法

- ・ 長期研修はミカン栽培に特化して、基本的に1年間の長期研修を実施(写真1)。理想は2年間であるが、少し手も早く就農して収益をあげたいとの就農希望者もいるので、1年間で研修修了としている。
- ・ 研修の受入れ先は、管内就農サポートリーダー(研修生に対し、栽培技術等の指導を行う生産者及び法人)で、三重県の就農サポートリーダー制度において県のホームページに農家及び法人にリストを掲載(<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/001027233.pdf>)。
- ・ 研修カリキュラムについては作成していない(就農相談の際に希望者に提示できるようにカリキュラムの作成を今後検討)。長期研修に入る前に就農サポートリーダーと研修者が実際の研修計画(月別作業)を作成するが、県、市町及びJAの担当も中に入って協力する。
- ・ 年間の研修中の作業は、柑橘類営農技術として、病虫害防除、施肥、土壌改良、除草、剪定、摘果、かん水管理、大苗育苗・苗移植、収穫等がある。座学は、御浜町役場庁舎内で年間20回程度実施(御浜町に移住して就農する者がほとんどであるため)。

(エ) 研修期間中の新規就農希望者の収入や住宅の確保の方法

- ・ 原則、自己資金での研修。
- ・ 条件が合えば「三重県新規就農者育成総合対策(就農準備資金)」(就農準備資金)を受給。
- ・ 住居は市町から紹介。移住者向けに空き家バンクの情報を提供。

(オ) JA出資型法人が管理している研修園の運営費用は同法人が負担しているのか。その場合、新規就農対策の継続性の観点から研修園の運営費用の収支管理をどのように行っているか。

- ・ JA出資法人(株式会社オレンジアグリ;図3)では、令和4年度・5年度合わせて研修生5名に対しトレーナー1名を雇用し、新規就農者育成事業を実施(写真2)している。
- ・ 同事業にかかる費用については、トレーナーの人件費(22~23万円/月)が主となり、御浜町の予算から研修生1名につき3万円/月をサポートリーダーに補助金として支給(計15万円/月)。(注:令和5年9月に研修生1名就農のため、それ以降は4名分の支給。)
- ・ 研修園の管理費を含め、当園地での収益(収穫果実の販売収入)と御浜町からの当事業に対する助成金で賄えたらと考えているが、今年からの取組みなので正確な収支は明らかでない。この地域がミカン産地として年々縮小している状況に歯止めをかけたいという思いは、広域合併しているとはいえJA伊勢も有しているため、当該法人を活用した新規就農対策にはJAとしても注力したい。

(カ) JA出資型法人の新規就農研修園の運営以外の業務として新規就農者支援活動としてどのような業務があるか。

- ・ 離農園地の借入れ・管理と研修修了者への園地継承(下記(キ)参照)
- ・ 新規就農者への収入確保等の支援として、果樹園管理業務以外の異なる業種のアルバイト作業を斡旋している。
- ・ スピードスプレーヤー防除のため園地整備や点滴灌漑技術の導入による高品質柑橘生産などの見本園を整備したところであり、今後、園地整備による作業効率性の改善により、経営面積の拡大を示せるようにする計画である。新植したばかりで結実はしていないが、研修生もこうした整備園地の管理作業に関わっている。
- ・ さらに、耕作放棄園の改植・新植による園地再生と新規就農者への継承などについても検討中である。

(キ) 研修修了者への園地、施設、農機等の斡旋はどのようにしているか。また、園地、施設の継承(マッチング)はうまくいっているか。課題はあるか。(農水として特に高い関心事項)

A) 園地継承

- ・ 園地の貸借による継承は、ある程度うまくいっている。JA出資法人が一旦借り受けて、研修生が独立就農時に利用権を切り替えてきており、これまで園地1ha程度を継承した実績あり。また、個人農家の就農サポートリーダーの下で研修をしたケースでは、そのサポートリーダーの紹介等により園地継承を実施。
- ・ これまで、JAの営農指導員や町(農地担当・農業委員会)において個別に継承園地の情報を収集し、新規就農者にマッチングしていた。
- ・ 国営パイロット事業で整備した条件のよい園地が多いにもかかわらず、高齢化による耕作放棄が増えており、そういった園地の円滑な継承を進めるため、農家に対して園地をどうするか意向を調査するアンケートを町とJAの連名により始めたところ(人・農地プラン/地域計画のマッピングとは別な取組み)(図4)。
- ・ JA出資法人に5名の研修生がおり、多くの継承園地を必要とすることから、本年度中に町でも予算を組んでアンケート等による園地継承の可能性の把握を加速する予定。
- ・ 園地継承のマッチングについては、最終的には人の問題が大きく、現状ケースバイケースである。研修先での研修生の仕事ぶりが評価されて園地を紹介される。
- ・ 令和5年度に入って、御浜町内の就農サポートリーダー(法人及び農家)が計7名の研修生を受け入れたが、地域の農家における研修者への信頼感の醸成が課題となっている。
- ・ 基本的には、JAの生産部会への積極的な参加や毎月開催する営農指導の講習会への参加を促している。JA出資法人の研修生に対しては、温州みかん部会のマルチ被覆作業やハウスみかんの施設のビニール張替え作業に参加してもらい、地域に溶け込むようにしている。また、就農サポートリーダーには、温州みかん部会等に出席する場合に研修生を同行するよう求めている。
- ・ 園地継承に係る課題として、新規就農者に貸しても良いという園地の出し手としては一部に限られるので、継承園地が限定される点がある。
- ・ 他方、高齢化の進行・遊休園地の増加から今後園地を出し手は増えてくると期待できる、園地の貸借に係る地主と借り手の関係性が構築できない中でマッチングを進めるとお互いに不満を残す結果となる。
- ・ ほ場条件は良いものの収益をあげられていない農家の園地は管理も滞っているが、園地を貸すというよりも売りたいという人もいる。他方、売買については、若手生産者などは一括支払いが困難であり、また、新規就農者が契約を結ぶのは困難である。

B) 農業機械、施設等の斡旋

- ・ 軽トラは自己負担で用意してもらおう。農業機械バンクを始めたところであり、離農農家の中古品の受入れをする計画である。
- ・ 新規就農者への倉庫の斡旋はしていない。超極早生種「味一号」(温州みかん)については、収穫後選果場にそのまま持ち込みで対応している。また、倉庫の貸し手はいない。

(ク) 園地集積・集約や園地整備を実施した際の関係者の協力体制はどうなっているか。

- ・ 国営パイロット^注等により開発した園地(写真3)は、園地再整備事業等の活用を検討中であり、各関係機関と協力体制をとっている。
(注:昭和50年に御浜町において、経営規模の拡大と安定等を目的として、国営農地開発事業(パイロットファーム事業)が行われ、温州みかんに加えて、甘夏やカラマンダリン、サマーフレッシュなどの中晩柑類の栽培が始まった。また、同時期にみかんの輸送状況改善のための道路工事が行われ、両側をみかん畑に囲まれたこの道路はオレンジロードと呼ばれ、現在でもその名前が残っている。)
- ・ 新規就農者は自分の経営を安定させるため、最初の5~6年は継承した園地でしっかり栽

培を行い収益があげられるように取り組んでいる。その後、自らの経営プランに従って改植していくのが実態。

(ケ) 研修実施者と就農者(定着者)の実績はどうか。

- ・ 協議会を通じて、毎年1～2名の方が就農されており、平成20年～現在までに18名の方が新規に就農を開始している。
- ・ 健康上の理由や家庭の事情等により、離農された方も数名いるが、約7割の方が現在も継続して農業に取り組んでいる。
- ・ IターンとUターンの就農者の割合は半々程度。
- ・ 御浜町での新たな新規就農の取組みにより、研修者が大幅に増えている(研修生受入れ人数の変化は、令和4年度;法人1名→令和5年度;法人4名、農家3名)。

(コ) 就農後の経営・栽培技術・販路確保等のサポート体制やその内容はどうなっているか。

- ・ 就農時の助成等については、経営開始資金(農業次世代人材投資資金・経営開始型)、経営発展支援事業の助成等を紹介。
- ・ 御浜町独自の支援として、新規就農者基盤強化事業補助金(50歳～54歳で就農する者で、農業機械や資材の資金として経費の2分の1以内で上限100万円を2年間助成)等によりサポート(図5)。
- ・ 販路については、研修期間中に JA による共販態勢の意義も説明し、生産者が果樹栽培に集中してもらうように、新規就農後には JA が果実の販路の確保を行っている。
- ・ また、就農後の経営・栽培技術については、適時、JA営農指導員による講習会が開催される他、県の普及指導員による相談対応、又、各品種別生産部会への参画の中、産地全体でのサポートに努めている。

御浜町とは



紀伊半島、本州ほぼ最南端の太平洋沿いの町、三重県御浜町。
海岸沿いには、約25kmに渡る七里御浜や、祈りの路、世界遺産「熊野古道伊勢路」。海の巡礼道・浜街道、山の巡礼道・風伝峠、横垣峠の三つの熊野古道など、人々の祈りの歴史の足跡があります。
温暖多雨な気候と、みかん栽培に適した水はけの良い土壌が、一年を通して、様々な種類のおいしいみかんを育み、「年中みかんのとれるまち」として親しまれています。その気候と丸いみかんのおかげか、人も穏やかで温かい町です。

御浜町タウンプロモーションサイト

熊野の海の「青」と山の「青」が出会う町



<https://www.mihama-mie-townpromotion.jp/>

御浜町 YouTubeチャンネル「三重県御浜町 - Mihama Town」

みかん農家のインタビュー動画を始め、御浜町の魅力が詰まった映像を紹介しています。



https://www.youtube.com/channel/UCrXlIn_bVwma-k0UBUI_7MQ

図1 御浜町プロモーションサイト「青を編む」



写真1 新規就農者研修(就農サポートリーダー・個人農家)



写真2 新規就農者研修(就農サポートリーダー・法人オレンジアグリ)



写真3 国営パイロット等により開発した園地

オレンジアグリの経営理念

地域農業の担い手として、 産地の維持・発展を目指す!

三重南紀地域は、三重県の南部に位置し、世界遺産登録の「熊野古道」をはじめ、豊かな自然と温暖な気候に恵まれており、「年中みかんのとれる里」として、年間を通じてさまざまな種類のみかんが栽培されています。みかん栽培に適した環境の中で、生産者の努力による高い技術に支えられて高品質なみかんを栽培していますが、近年、生産者の高齢化や後継者不足等により耕作放棄地が増加し、栽培面積及び生産量については年々減少を続けています。

このような状況の中、JA三重南紀では、柑橘を中心とする地域農業の維持・振興を図ることを目的に、平成27年10月に一般農業法人「株式会社オレンジアグリ」を設立しました。今後、オレンジアグリは地域農業の担い手としての機能を発揮し、産地維持のための農産物の生産や農作業受託・新規就農者の育成、地域の新たな雇用創出の場としての役割を果たして参ります。

新規就農者研修受入れ

みかんづくりに興味がおり、新規就農や法人就職を考えている方を対象に研修生の受け入れを行います。

募集条件 年齢が45歳未満で、柑橘での就農・就職を希望される方

研修期間 1年間

研修～就農までの流れ

1 農業体験

実際に農作業を体験することにより、農業への適性を判断していただけます。期間については、ご都合に応じて2日～1週間程度。

2 農業研修

本格的な就農に向けて、1年間の研修を行います。農業に関する基礎的な知識と技能、年間の農作業について学びます。研修期間中は、要件を満たせば、国の青年就農給付金 準備型(年間150万円)を活用します。

3 新規就農or法人就職

研修終了後、園地を借り受け独立して新規就農、もしくは法人への就職を支援。



農作業受託

- 収穫や摘果作業などに作業員を派遣し、人手不足を解消します。
- 省力化を目的とした園地整備を実施します。

農業散布や収穫作業等の労力軽減を目的とした園内道の整備等。



農産物の生産・加工・販売

高齢化や後継者がいないため園地管理が困難な園地を借り受け、農産物の生産・加工・販売を行います。



図3 株式会社オレンジアグリパンフレット(経営理念など)

番号	7-1
所在地	志原字西ノ谷2259
面積	2,501㎡

番号	7-2
所在地	志原字西ノ谷2382
面積	7,671㎡

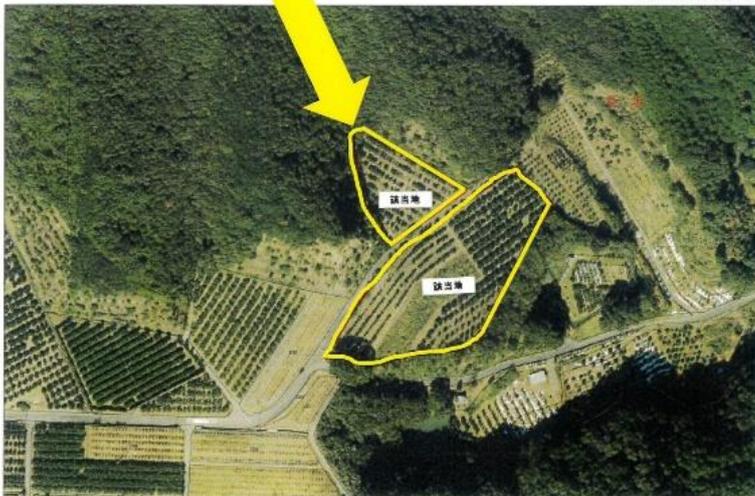
志原字西ノ谷2259-2382



7-1-7-2

この地図は各地の現状を縮尺表示したものであり法的な効力はありませんが、権利関係は土地所有の図面等によって下さい。
三浦合資第000号 3017 三浦農林有アシタル地団（空閑地図） 地上利用限度200cm 三浦農林有アシタル地団

志原字西ノ谷2259-2382



7-1-7-2

この地図は各地の現状を縮尺表示したものであり法的な効力はありませんが、権利関係は土地所有の図面等によって下さい。
三浦合資第000号 3017 三浦農林有アシタル地団（空閑地図） 地上利用限度200cm 三浦農林有アシタル地団

図4 御浜町独自の農地バンク制度

4 新規就農者基盤強化事業補助金 (御浜町独自の支援です)

概要 技術の習得や所得の確保のため、農業資材や機械について支援します。

対象者

- サポートリーダー（先輩農業者）の下で1年間研修を受け、50歳以上54歳以下で就農する方
- 御浜町に住所を有する方
- 農業次世代人材投資資金の交付を受けたことがない方

補助対象 農業経営に必要な機械および資材の経費

交付額

- 経費の1/2以内（上限100万円）
- 最長2年間



みかん作りには
軽トラックと動力噴霧器が
必需品です。

←動力噴霧器を使用して
農薬を散布しています。

図5 新規就農者基盤強化事業補助金(御浜町独自の支援)

後継者・担い手育成の取組みの調書

1. 組織名:長野県松川町
2. 対応者:同町役場産業観光課課長 田中 学 氏、
" 農業振興係長 宮島 公香 氏
" 就農相談員 佐藤 広利 氏
3. 日時:令和5年7月21日(現地調査)
4. 方法:対面による直接の聞き取り(松川町農村交流センターみらい)、令和5年度果樹農業における担い手の育成及び活躍表彰応募資料
5. 調査内容(組織の取組み)

【取組み類型:B類型】

(ア) 研修制度開始の経緯:特に地域おこし協力隊制度の利用に至った理由

- ・ 松川町の農業就農人口が減っており、特に5年以内に農業経営を引き継ぐ者を確保していない農業経営体が令和元年で7割弱。近年、高齢の農業者が体調不良等を理由により引退し、松川町の主要作物である果樹の園地の管理ができなくなる事態が増加。
- ・ 松川町は、親元就農者の割合が高く、40名弱のメンバーで「若武者」というグループを作って活発に活動しているが、これら親元就農者も自分の園地の経営が手一杯で、町内の離農者の園地を引き継いで規模拡大する余裕はないことから、優良園地の遊休化を防ぎ維持するためには外部から新規就農者を入れて園地を継承することが必要。
- ・ 高校2年生の子から松川町でリンゴ栽培をしたいとの申し出を受けたが、その当時の行政(町役場)側での受入れ体制がなかったことから、行政・地域が一体となった受入れ体制の整備が必要と判断。
- ・ 新聞報道等により、地域おこし協力隊員が農林水産業に係わる事例が多く、これら取組みについては地域の行政・農家・JA等のサポートが必要との情報を知り、地域おこし協力隊制度を活用して松川町の主産の果樹に特化した新規就農者育成の仕組みを創出。
- ・ 現在も実施体制を構築中であるが、令和元年度に見切り発車的に同仕組みをスタート。
- ・ 地域おこし協力隊の仕組みの前は、長野県の里親研修制度を活用し、研修者は次世代農業人材投資(準備型)を利用していた。しかしながら、1)研修期間が2年間と短く、研修も里親まかせで町役場の関わりが少なく、地域への定着に向けた地域農家との接触も里親次第で、研修終了後の就農定着に至らないケースが多かったこと、2)研修期間中に準備型の資金150万円の支給があるものの、それでは足りずアルバイトを行っているケースも多く、効果的な研修となっていなかったこと、から現在は地域おこし協力隊の仕組みに一本化。
- ・ 町として地域おこし協力隊の活用に取り組んでいたが、松川町に来ても隊員期間終了後に就ける職業がなく定住につながらないといった問題があり、農業を定住のための職業と捉えることで新規就農者育成の仕組みにつながった面がある。

(イ) 新規就農希望者の募集方法:果樹農業研修用の募集を行っているのか

- ・ 町役場のホームページに掲載する他、県の就農相談会に出展して募集。
- ・ 果樹農業研修募集要項に「地域おこし協力隊員(松川町果樹農業研修生)として委嘱」と明記し、各年度2名を募集。
- ・ 募集要件として、20歳～45歳以下に加え、特に3回以上の現地訪問(1回目;ヒアリング・町内案内、2回目;農業体験(2泊3日以上)、3回目;先輩農家訪問(日帰り/宿泊可))を重視。この他、松山町に在住、地域住民との積極的なコミュニケーション、自動車免許、パソコン活用技能等を明記。

- ・ 現地訪問は、交通費は自己負担とし、宿泊は移住体験住宅(千円/泊)を提供。

(ウ) 研修期間(1年単位で最長3年とされているが実際の研修期間はどのくらいか)

- ・ 研修期間は最長3年(1年目:大規模法人での基礎研修、2年目:栽培希望品目について指定農家での専門研修(複数品目可)、3年目:自ほ場での実践研修(生産販売))(図1)。
- ・ 地域おこし協力隊員としての着任を1月～3月までの間にするよう求めており、果樹の剪定作業を経験してもらうようにしている。

(エ) 研修の運営方法:研修カリキュラムはどうなっているのか。特に、3年目の自圃場での研修とはどういうものか。

- ・ 当町の農業生産法人(なかひら農場)が以前から新規就農者育成策として行っていた「りんご大学院」と連携して1年目の基礎研修で果樹栽培の基礎全般を実施(図2)。
- ・ 研修2年目の指定農家は、JAの営農技術員OBや役員にお願いするのが基本で、圃場を借りた場合には隣の圃場の農家やその地域の担当農業委員にも指定農家になってもらい研修に関わるよう柔軟に対応(図3)。
- ・ 経営継承の円滑化のため、病気で引退したい農家に指定農家になってもらい、当該農家の圃場において、2年目の研修生に付きっきりで技術指導をしてもらっているケースもある。
- ・ 指定農家での研修は、特にカリキュラムや研修計画はなく、研修者がどのような樹種で経営したいかによる。果樹の栽培技術のみでなく指定農家とともに農家生活にどっぷり浸かってもらい、農家の生活環を体験し、地域の農家と触れ合うことが重要。
- ・ 小諸の農業者大学校で基礎知識(果樹の基礎やトヨタの改善など)の座学や資格取得。
- ・ 飯田市にある県の中中部技能講習センターでホークリフトやバックホーの免許取得。
- ・ 県のスキルアップセミナーや、JAでの品目ごとの指導会・講習会等にも2年目以降の研修生に出てもらおうよう指導。
- ・ このほか、人・農地プランの中で新規就農者支援団体にも2～3年目の研修者への声掛け・相談等の支援も依頼。
- ・ 研修日誌の月2回の提出と月次面談を実施。
- ・ 研修3年目は自分の圃場を借りて園地の管理作業から最終的な販売まで行い利益が出れば自分のものとして実施。
- ・ また、独立就農に向けた経営計画の策定、認定新規就農者や次世代農業人材投資資金(経営開始型)、青年農業者準備資金等の申請も県の支援を受けて準備(図4)。
- ・ 3年間の研修修了後の卒業の発表会を実施。研修の指導を頂いた関係者や運営委員の出席のものと研修の感想と就農に向けた決意を発表。
- ・ 後述の園地継承の例で示すとおり、2年目以降の研修内容は園地継承の状況に合わせて自由度が高く、特に、3年目に自分の圃場をもって園地管理を行えることが地域おこし協力隊制度を利用した仕組みの利点。

(オ) 研修期間中の生活資金と住まい等

- ・ 月額16万6,600円(年間200万程度)を支給する他、社会保険が自己負担であることを考慮し、就農準備金3万3,400円/月を別途支給(就農準備のための積立が原則)。なお、就農準備金は研修終了後に就農しなかった等の場合は返還。
- ・ 研修中の住居は、昨年度に教員住宅を改装して研修住宅を用意。研修住宅に付属して研修生交流棟があり研修期間中の研修生間のコミュニケーションに活用。

(カ) 研修修了者への園地、施設、農機等の斡旋はどのようにしているか。また、園地、施設の継承(マッチング)はうまくいっているか。課題はあるか。(農水として特に高い関心事項)

- ・ 園地継承は、住宅と園地のセットで考えるためケースバイケースで、園地継承から始まり近くに住宅を探すか、住む地区に由来して園地を借りる場合もある。経営開始時の面積は通

常は80a程度で、園地が数か所に分かれていることが多い。

- ・ 例えば、1期目の研修生は最初からモモ栽培したいとの希望があったことから、自分の住んでいる地区の農家からモモ園を継承するほか、1年目に台木でモモを新植して就農後には収穫できる園を経営(モモ新植50a、成園8a、リンゴ22a)した例や、2期目の研修生は継承予定の園地(リンゴ79a、ナシ0.7a)が指定農家の所有でその農家(指定農家)のところで研修をするといった例がある。
- ・ もう一人の1期生の場合、就農初年度である昨年に住宅近くのナシ、モモ、リンゴの園地3か所約40aに加えて、少し離れて(車で10分程度)リンゴ園1か所約40a、計80aを借り受けた。今年に入って、モモとリンゴ成木の園地40aを借り、さらにその近くに水田を借りてナシを新植しジョイント栽培を始め、現在1.4haの経営面積となっている。地域に入ってまじめにやっている姿をみて継承園地が集まってきている状況。昨年に80aを自分一人で管理できたことから、今年になって奥さんの手伝いも見込めることから経営面積を広げてきている(写真1)。
- ・ 研修生への園地のマッチングは、町役場(みらい)が中心で行っている。みらいには農地専門担当が2名おり、そこに集まる情報や農業委員から農地パトロールの意向調査の情報も得て、この中から研修者に継承園地を紹介。
- ・ 人・農地プランで地域の農家もまとまっているところは園地継承の話が進めやすい(マッピングはこれからの課題)。ただし、空き園地の情報があっても、老木で管理の十分でない場合も多い。その場合は、とりあえず継承して収入を得ながら改植していくこととなる。
- ・ 研修3年目から園地を借りても、園地を借りて1年以内であれば、研修修了後に次世代農業人材投資資金(経営開始型)の申請により3年間給付が受けられるので、研修期間中から園地継承を進める方針。
- ・ 現在、町とJAが共同で法人を設立し、離農農家の園地を借り受けて研修3年目から園地を継承できる仕組みを検討中。ただし、離農園地をすべて引き受けることはできないので、2年後に継承できる人の見通しがないと無理(地域計画を立てている地域を優先に園地借り受けができないかを検討しているところ)と話している。
- ・ 切れ目のない園地継承に関しては、樹種によって異なり、ナシは離農する農家がすぐに切ってしまう地区が多い。一方、リンゴは離農時に誰か園地を継承する人がいないかとの情報が出てくる傾向。(地区によっては、ナシを切ってブドウを植えるといった事例が多い)。
- ・ (市田柿については、JA中心に新規就農者の研修を行っており、その研修修了者が出てきており、柿の圃場が足りないとの情報がある(農協主導なので、地域おこし協力隊の仕組みは使えておらず、管内の4市町村と協議中)。
- ・ 園地と空き家の継承をセットとして対応しているので今のところ倉庫の問題はない。
- ・ 農業機械の斡旋はない。たまたま引退農家からスピードスプレーヤーを継承できた例はある。また共同防除の組織があり、その機械を借りるケースはある。

(キ) 園地集積・集約や園地整備の状況はどうなっているか。

- ・ 継承する園地の集約はできていない。
- ・ 研修生の園地継承の相談には、町役場(みらい)の就農相談員がサポートをするようにして、場所が離れすぎた園地を継承しないようにアドバイスをしている。
- ・ 継承園地すべてが園内道の整備が行われている状況ではなく研修生に見てもらって決めるが、あまり作業性の悪い園地の継承は勧めない。
- ・ 老木の園地は計画的に改植を行うほか、水田に果樹を新植し、省力樹形栽培も徐々に導入。

(ク) 研修実施者と就農者(定着者)の実績はどうか。

- ・ 1期生2名が令和4年12月に研修を修了し、昨年に就農済み。
- ・ 1期生の1名(32歳)はモモ園が中心でモモの加工品の販売にも取り組む。母親がパティ

シエで、前職が農業生産法人だった経験を踏まえて、研修当初から自分の経営プランを持っていた。

- ・ 他の1名(34歳)はモモ、リンゴ、ナシを経営。最初の希望はリンゴ経営であったが、研修2年目でいろいろな勉強をしたいとして、JAの各樹種の指導会に出席して、地域に溶け込んだ結果、経営樹種が広がった。
- ・ 2期生1名(23歳)が3年目の研修で自分の園地(リンゴ、ナシ)で研修を実施中(写真2)。
- ・ 3期生2名が2年目の指定農家で研修中(可能であれば、2人で農業法人を立ち上げることも検討中)。
- ・ 4期生2名がなかひら農場において研修中。

(ケ) 就農後の経営・栽培技術・販路確保等のサポート体制やその内容はどうなっているか。

- ・ 就農後の支援は、町としても新規就農者からどんなことを欲しているか聞き取りをして対応。就農後も含めて、研修生の相談窓口として「みらい」が機能している(図5)。
- ・ 就農後の地域への溶け込み等の支援については、若手農業者グループ若武者(若手の親元就農者等40名弱の学習会)、MATSUKAWA農業女子(農家のお嫁さん、農家の女子等約40名の緩い集まり)、新・みらい塾(若手農業者の企画・運営による講座・講演会・ワークショップ等を開催)などが協力。
- ・ JAの市場出荷や直売所に持ち込む場合や、農家達が運営している直売所が買い取る場合もある。加工をしている者は自分で加工品を販売している。

(コ) 新規就農者育成の課題

- ・ 松川町ではあらゆる果樹栽培の経営が可能であるが、研修生に果樹の経営モデルを示せていない点が課題。(JAの研修生受入れでは、市田柿とキュウリの経営モデルを示して新規就農を募集)。
- ・ 空き園地の情報はあがるが、空き家がないと園地継承が進められない。お盆などの一時期でも使う予定の家などは、就農予定者に貸し出しとはならない。
- ・ 研修生の個性がありそれを尊重して対応しようとするとう手間がかかり、年間2名の研修生受け入れが限界。協力隊の活動費として、指定農家には研修生1人・1か月当たり4万円を支払っているが、「みらい」の就農相談員が定期的に指定農家を回って話も聞いてフォローするなど丁寧な対応が必要。

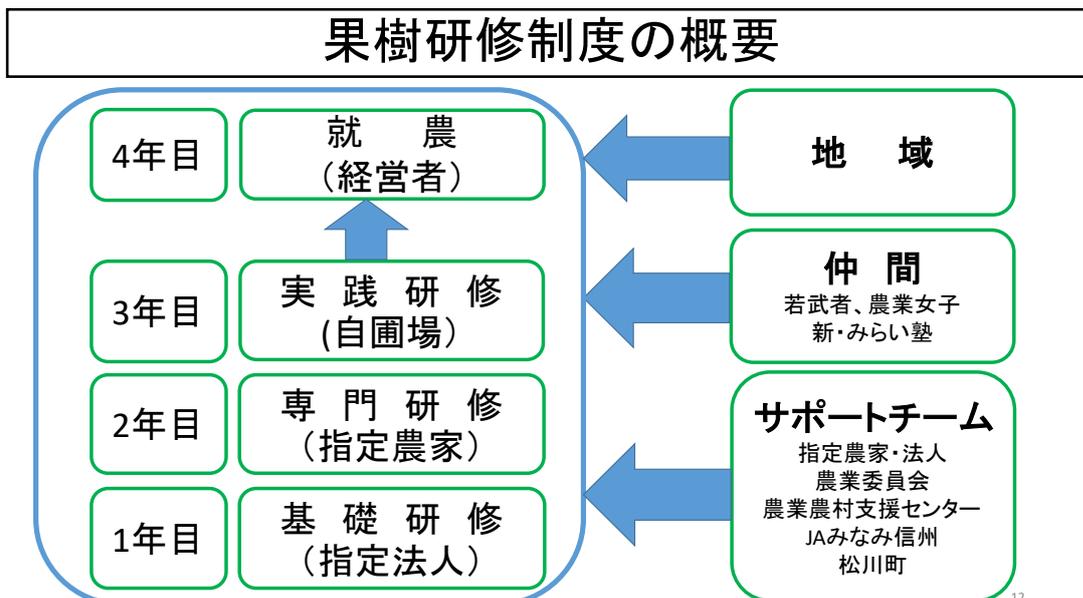


図1 果樹研修制度の概要(3年間の研修の流れ)

研修内容

【1年目】

- ・りんごを中心とした基礎研修・・・なかひら農場
剪定から収穫までの一連作業、防除、草刈り
選果、販売 など
- ・技能講習、資格取得
農業大学校・・・スピードスプレーヤー、乗用草刈り機
小型トラクター、刈払機操作研修
大型特殊(農耕者に限る)技能講習、資格取得
中部労働技能講習センター・・・フォークリフト、バックホー技能講習、資格取得
その他・・・食品衛生責任者養成講習、チェーンソー安全使用講習
- ・基礎知識・・・農業農村支援センター
スキルアップセミナー(農薬、土、施肥、簿記など)
座学(トヨタカイゼン研修、果樹の生理生態などの基本)



14

図2 1年目の研修内容

研修内容

【2年目】

- ・希望品目による専門研修・・・指定農家マッチング
- ・自圃場確保の場合、指定農家指導のもと実践研修
- ・JA等の指導会参加

【3年目】

- ・自圃場での実践研修
(管理作業～販売、経営計画策定)



15

図3 2・3年目の研修内容

研修3年目～修了後の支援

【各種申請支援】

- ・ 経営計画策定(農業農村支援センター)
- ・ 認定新規就農者 ・ 起業支援金
- ・ 新規就農者育成対策(経営開始資金)



【経営支援】

- ・ 農地確保(農地情報発信、契約支援)
- ・ 農機具、資材情報発信
- ・ 巡回、面談



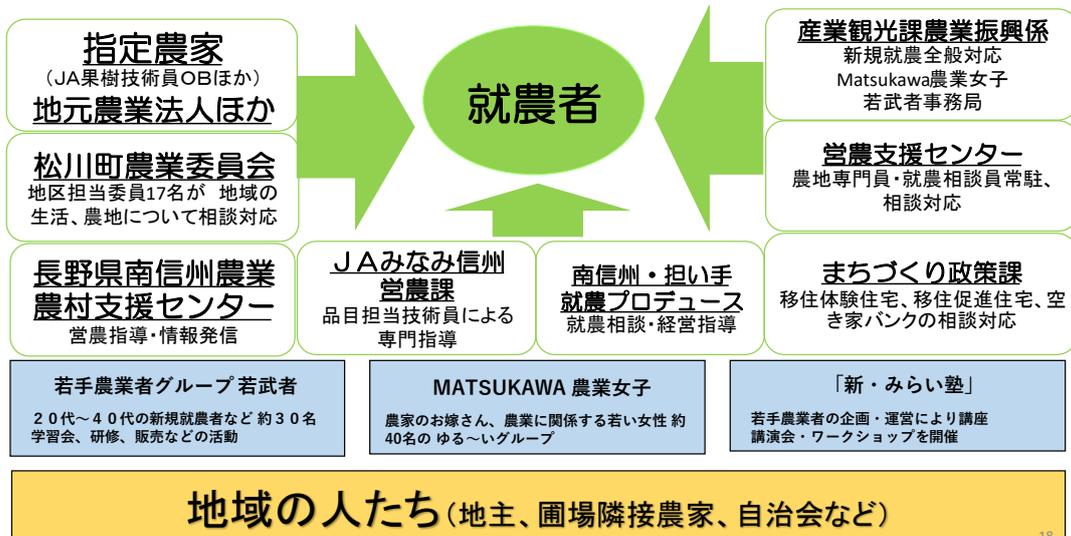
【生活支援】

- ・ 住宅確保(空き家情報収集+空き家バンク)
- ・ 各種相談窓口

16

図4 研修3年目から就農後の支援内容

就農サポート体制



18

図5 就農サポート体制



写真1 研修1期生(就農1年目)



写真2 研修2期生(研修3年目)

後継者・担い手育成の取組みの調書

1. 組織名: JAフルーツ山梨一株式会社あぐりフルーツ
2. 対応者: 取締役 反田 公紀 氏
3. 日時: 令和5年5月17日 (果樹経営支援対策事業等全国説明会)
4. 方法: 講演発表・質疑応答 (令和4年度果樹農業研究会 R4.8.2 オンラインヒアリングの結果を補足情報として活用)
5. 調査内容 (組織の取組み)

【取組み類型: A類型】

(ア) 会社の設立経緯と事業内容

- ・ 近年の人口減少、農業者の高齢化、農業生産の減少等による産地力維持への危機感から地域の課題解決のために、令和4年6月にJAフルーツ山梨とその役職員の出資 (出資金5百万円) により設立。
- ・ 主な事業内容は、①農業経営事業 (農地の利用権設定による果樹・野菜の経営、遊休農地・施設を活用した農業経営等)、②地域農業の営農支援事業 (果樹・野菜等の耕起・防除・除草・整枝剪定の農作業受託、施設・農業機械等のリース・レンタル、園地の育成、農作業要員の派遣、遊休資材・機械・施設等の情報収集と仲介)、③新規就農者育成事業 (研修生の受入れ・研修目的の雇用、研修生の独立就農のための園地・施設の紹介・譲渡、作業受託)、④農業経営の実証 (新品種・新作型・新技術の現地栽培、天敵防除や有機肥料等の試験栽培、新品種の許諾苗木の生産等) 等。
- ・ 会社の経営園地は、昨年までに約1ha (モモ、ブドウ等の成園・新植園) を借り受け、今年になって新たに約1haを借り受け。
- ・ 会社の役職員は2名であるが、営農指導員や県の普及指導員等の協力を得て運営。
- ・ 会社設立にあたって、近隣の類似法人から情報収集をした結果、法人経営が安定しないと新規就農の研修受入れもできないとのことから、昨年に借り受けた園地は成園もあり収益性が高いので法人の経営基盤として運用し、今年になった新たに借り受けたところを研修園として活用し、また研修修了時にその利用権を切り替えていく考え。
- ・ 遊休農地の解消は、昨年は30a、今年は既に50aの実績。事業実施に当たっては、農地中間管理機構の事業も活用。
- ・ 地域農業の営農支援事業では、園地の育成が具体化しており、果樹経営支援対策事業を活用して今年度に40aを新植予定。
- ・ 新規就農支援事業では、甲州市の地域おこし協力隊による「アグリトレーニー」という新規就農者育成制度の研修生を昨年から受入れ (下記(イ)参照)。また、県の農業者大学の学生1名を今年から研修生として受入れ。研修の一環として、草刈、伐採伐根等の作業受託も実施。
- ・ 農業経営の実証事業では、試験場開発の新品種が圃場に植わっており普及指導員等とともに栽培試験を実施中。また、県内の苗木業者が少なくなっていることから、日本種苗協会から許諾を得てシャインマスカットの苗木千本を育成中。

(イ) 地域おこし協力隊による研修制度の経緯と新規就農希望者の募集方法等

- ・ 当社の立ち上げの検討をしている時に、甲州市農林振興課の担当者から地域おこし協力隊による新規就農者育成の取組み (アグリトレーニー制度) の相談があり、会社設立の話と並行して研修制度の検討が進んだ状況。

- ・ アグリトレーニー制度の立上げ後、令和4年度に同制度の支援機関として当社が選定された。(図1)
- ・ アグリトレーニー制度による隊員の募集は、甲州市のホームページに掲載したほか、都内での地域おこし協力隊の説明会において甲州市の担当と当社が出かけ説明をして募集した。
- ・ 合計6名の募集があり、募集のあった順に現地でのシャインマスカットの収穫体験や柿の皮むき、肥料施用などの農作業の体験を通じて、当社が応募者のやる気を判断して、甲州市に隊員としての適性について推薦を行った。
- ・ 隊員の要件は、甲州市に住所を移すこととなっており、家族の理解がないと研修に入るのは難しいのが実態。
- ・ 最初の地域おこし協力隊員は、令和4年10月頃に研修生3名として受入れ。
- ・ 支援機関としての支援内容は、果樹の栽培・出荷を中心とした業務を通じて、隊員が退任後に独立就農するための知識・技術力の習得及び地域農業者としての交流の支援。
- ・ 甲州市農林振興課が事務局として、アグリトレーニー制度の運用(隊員の募集、隊員への報償費支払い、支援機関への活動費の支払い等)を実施。
- ・ 令和5年度についても、甲州市が予算化していることから、アグリトレーニー制度の支援機関として研修生3名を10月頃に受入れ予定。

(ウ) 研修期間

- ・ 研修期間は3年間。

(エ) 研修の運営方法

- ・ 月20日は会社の園地で栽培等の作業で働きながら栽培技術の研修等(図2)を行い、朝早い作業の場合には昼に休に労働時間を調整。
- ・ 研修活動の一環として、耕作放棄地の解消(図3)や遊休園地への新植(図4)等を実施。

(オ) 研修期間中の生活資金と住まい等

- ・ 隊員は個人事業主として、毎月20万8千円(源泉徴収あり)の報酬を受領。
- ・ 報酬の他、活動経費として、毎月16万6千円が支援機関に支払われ、その中には家賃補助4万円も含まれる。
- ・ また、活動費を使って農作業に必要な軽トラを一人1台ずつリース(4万円/月)により持たせている。

(カ) 研修修了者への園地、施設、農機等の斡旋はどのようにしているか。また、園地、施設の継承(マッチング)はうまくいっているか。課題はあるか。(農水として特に高い関心事項)

- ・ 研修修了後に法人の一部の園地の利用権を切り替えて独立就農を支援する予定で、モモ・ブドウ園で50a~60aを想定しており、その間は法人が園地を借り受ける予定。
- ・ 研修段階から乗用草刈り機をリースにより借りている(スピードスプレーヤーは高い(400万円)するので現在は動噴で防除)。

(キ) その他

- ・ 県内では、南アルプス市や笛吹市でも同様な制度検討が進んでいるが、自治体の担当者が熱心でないと地域おこし協力隊の仕組みを使った新規就農研修制度の立ち上げは難しい。

甲州市地域おこし協力隊 アグリトレーニー制度の概要

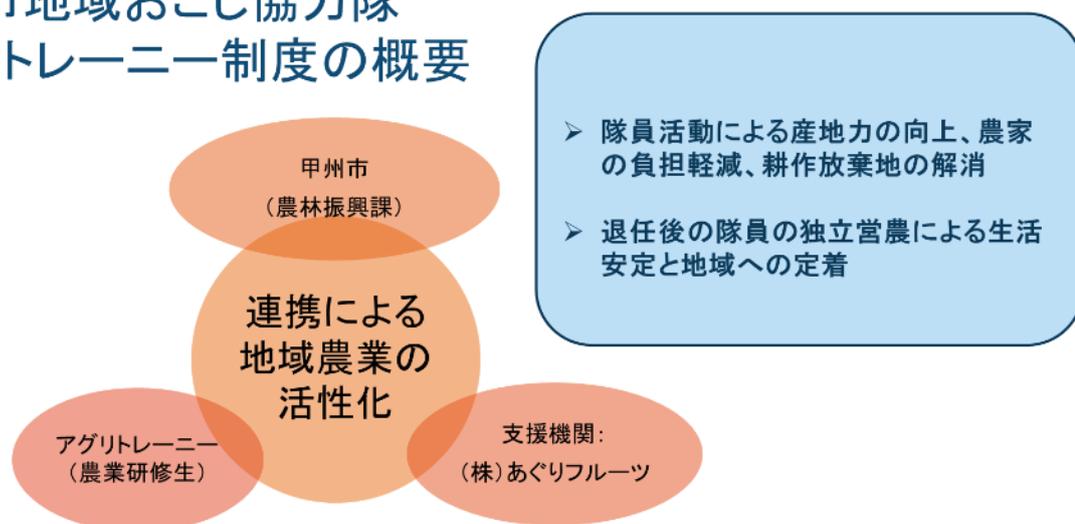


図1 アグリトレーニー制度



図2 あぐりフルーツのブドウ園地での研修

耕作放棄地の解消事例1(千野圃場)



図3 研修での耕作放棄地の解消

遊休農地の解消事例2(後屋敷圃場)



図4 研修での遊休園地へのモモ新植

後継者・担い手育成の取組みの調書

1. 組織名:JA 上伊那
2. 対応者:営農経済部園芸課果実係長 柴 誠裕 氏
3. 日時:令和4年8月2日
4. 方法:WEB 会議、調査事項への書面回答
5. 調査内容(組織の取組み)

【取組み類型:B類型】

(ア) 取組み(新規就農者の研修等)開始の経緯

- ・ JA農業インターン制度は、地域農業の担い手や農業へ新たに参入する若者が、管内の農業者として独立し、効率的・安定的な農業経営ができることが目的として、平成8年度からJAの事業として開始。

(イ) 新規就農希望者の募集方法等

- ・ 農業インターン生の募集は、受付期間が8月～10月末までで、農業人フェアや就農相談会をきっかけに来る人や、本当にやりたい人がネット情報から調べて「りんごを栽培したい」、「長野県で農業をしたい」といった希望をもって相談に来る。
- ・ 応募対象者は、管内組合員指定・Iターン・Uターン者などの農業新規参入希望者で、年齢は概ね18～50歳で研修修了後に管内での就農が確実と見込まれる者としている。その他の要件として、認定経営体になること、研修先市町村の住民になること、就農後10年以上営農することなどの要件がある。
- ・ 研修受入までの流れとして、10月末の募集終了後に、JAによる面接・打ち合わせを行い、希望品目に合致した継承可能な園地等を勘察しながら研修(就農)地区を決定し、当該地区の支所・営農センター・農業委員会等の事前審査を経て、該当の地区が研修受入を受託する。また、11月には次年度の農業インターン生の見込みを報告し、予算化を依頼する。

(ウ) 研修期間、研修の運営方法

- ・ 農業インターン研修生はJA指導の下、先進農家等で1～3年間(原則は1年で、最長3年)の研修を実施。果樹は、技術習得に時間がかかるため、2年間の研修が多い。
- ・ 研修先の確保は、各地区で出来そうな農家をお願いしている。若手農業者、特に、約20年前の新規就農者が中心となって設立した「上伊那の未来を創る会」のメンバーが研修を積極的に引き受けてくれている(写真1・2、写真3)。
- ・ 研修における年間作業として、春先の花摘み(4月～5月)、摘果(6月)、葉摘み・収穫(8月～12月)、せん定(1月～2月)、春の準備(3月)とほぼ年間を通して作業がある。研修先農家での作業がない場合は、農協での選果の規格基準を覚えるための作業や、複数の農家の作業に従事することで研修のための農作業ができるようにしている。また、研修先が野菜作などの副作がある場合はその手伝いもすることにより、農家経営の研修に取り組むようにしている。

(エ) 研修期間中の新規就農希望者の収入や住宅の確保の方法

- ・ 農業インターン研修生は、年間210万円(3回に分割)の助成金を受け取る。助成金は、JAと研修先(就農予定先)の行政とで折半して負担している。
- ・ 農業インターン生として受入れ地区を決定する前に、住居等も調べている。多くは賃貸のアパートに入る。

(オ) 研修修了者への園地、施設、農機等の斡旋はどのようにしているか。また、園地、施設の継承(マッチング)はうまくいっているか。課題はあるか。(農水として特に高い関心事項)

A) 園地継承

- ・ 果樹部会独自に毎年部会員に対して営農継続に係るアンケートを実施し、数年後に担い手に継承できる園地があるかどうか把握している。JAでは、近い将来の園地貸借の状況を把握しながら、当該地域における新規就農者の研修を実施するようにしている。
- ・ 果樹は新植してもすぐに生産が上がらないため、すぐに営農を止める農家の園地については、研修受入れ農家の名前では場の貸借や諸事業の申請を行い、研修修了後の就農時にその園地を継承する。
- ・ また、数年後に離農予定の農家の園地については、研修先農家になってもらい、研修を修了して就農する際に、その農家の園地を継承する場合もある。
- ・ 以上のとおり、JA独自で園地継承の可能性を勘案しつつ、農業インターン制度である利点を生かして、研修先農家を固定していないので、譲り受ける園地の状況により、柔軟に対応している。

B) 農業機械、施設の斡旋

- ・ 農業機械については、JA農機課を中心に中古機械を探してもらい、生産中止予定のほ場を借りる場合は使用していた道具なども譲ってもらうようにしている。
- ・ 農業次世代人材投資資金の助成金を投資に回して中期機械を購入する例が多い。
- ・ 住まいについては、行政も積極的に協力して住宅の斡旋を進めている。以前であれば農家の空き家を譲ってもらえれば農機具保管庫や作業場などを確保できた。(最近では、都市住民のセカンドハウスとして古民家を購入する例が多くなり、相場が上がっているため新規就農者には手が出なくなっている。)
- ・ 新規就農者の中にはアパートに住んでいる人もおり、農機具保管施設がなく、ほ場にハウスを建てて対応している者もいる。

(カ) 研修実施者と就農者(定着者)の実績はどうか。

- ・ 令和4年7月時点で、農業インターン修了者(受講者)99名、うち修了後定着者が84名であり、このうち果樹の就農者は26名となっている。(県の里親制度による就農者も含めると、この20年間で約40名のIターン・Uターン者が上伊那地域で果樹に就農。)

(キ) 就農後の経営・栽培技術・販路確保等のサポート体制やその内容はどうなっているか。

- ・ 研修修了時に経営計画書を提出し地域農業の担い手(認定経営体)として就農し、就農後は、JA営農指導員や研修先農家などが経営・技術相談に乗っている。
- ・ 各地域に部会組織があり、生産者同士の仲が良いため情報交換がある。また、「上伊那の未来を創る会」は若手農業者約50名が会員であり、うち3分の2は新規就農者であることから、新規参入する者は同会に参加し、経営や栽培技術等に関する情報交換等を行っている。
- ・ 生産者が果樹栽培に集中してもらおう、JAは果実の販路の確保を行っている。また、新規就農者にはJAオーナー園を紹介し、収穫時作業集中や果実品質の不安定さなどの経営上の負担の軽減を行うように支援している。

(ク) 園地の集積・集約や園地整備の状況はどなっているか。

- ・ 新規開園には相当の費用が掛かり、収入が上がるまでに数年を要するため、以前には、JAリース事業として、りんご園地(固定資)を取得し、長野県オリジナル品種を主体に植栽して3年間管理し、収入が得られる頃から利用料を払ってもらう形で、数年後に生産者に払い下げる方法を行っていた。
- ・ 令和3年度から果樹経営支援対策事業において新植への助成が受けられるなど補助事業

が利用しやすくなったことから、JAリース事業による新植は行っていない。

- ・ 今後の計画として、JA事業であるりんごオーナー園が生産者の改植により高密度植園に移行して減少していることを受け、JA子会社のほ場を整備し、その後希望者や新規就農者に継承をしていく予定である。
- ・ りんごの高密度植栽培やぶどう栽培のブームにより新規生産希望が高まり、平成28年からのJA独自の支援や果樹経営支援対策事業の補助金もあることから、若手の農業者では競争のように整備が進み、結果として新規就農が増えた(写真4・5)。



写真1・2 20年前に新規就農した者とその下で研修し最近新規就農した者



写真3 里親研修で新規就農した者によるインターン研修生の受入れ



写真4・5 新規就農者の高密植栽培りんご園

後継者・担い手育成の取組みの調書

1. 組織名:JA香川県
2. 対応者:JA香川県園芸指導課 藤田 龍一 氏
3. 日時:令和5年6月14日
4. 方法:依頼状・調査事項への書面回答
5. 調査内容(組織の取組み)

【取組み類型:B類型】

(ア) 農業インターンの取組み(新規就農者の研修等)開始の経緯

- ・ JA香川県では、信念のある農業担い手を一人でも多く確保するため、同JAが発足した2000年(平成12年)から農業インターン生を受け入れる農業インターン制度を発足させ、行政と一体となって本県農業の担い手確保を図ることを目的として始まった。

(イ) 農業インターン(新規就農希望者)の募集方法

- ・ 毎年10月1日から11月30日の2か月間で募集を行い、細かい条件は無いが年齢のみ概ね40歳としている。(概ねとしているので実際は50歳弱まで受け入れている)

(ウ) 果樹の農業インターン生の研修期間(果樹の場合1年で十分なのか)、研修場所(先進農家をどのように選定しているのか)、研修の内容・運営方法

- ・ 農業インターン制度は営農関係(園芸・農産・畜産)で募集を行っているが、年度(4月～翌年3月)で行っており例外は無い。(早期退職はある)
- ・ 受入れに当たっての要件は次のとおり。下記の2点のみ応募用紙に記載されているが、就農出来なかった場合に何か罰則があったり、給料の返還を求めることは無い。
 - (1) 募集対象者は、おおむね18歳から40歳とする。
 - (2) 農業インターン研修終了後、この組合の管内で確実に就農する。
- ・ 受入農家の選定にはいくつか条件があり、JAからお願いをして受けて頂いている。①農業インターン生が希望する品目、②地域の2つの条件があてはまる生産者の中から親身になって教えて頂ける方をお願いしている。
- ・ 研修先農家の登録などの必要性がなく、受入農家についてはJAがふさわしい人を選定してお願いしている。農家を機動的に選定できるといった点は、農業インターン制度のメリットと考える。
- ・ 基本的には農家のもとでの技術研修を1年通して行う(写真1)が、希望があれば農業大学校での聴講研修や農業試験場での研修も行っている。
- ・ 研修のカリキュラムは特には無い。先進農家、香川県立農業大学校、香川県農業試験場、香川県農業協同組合等での研修および実習を行っているが、基本は先進農家での研修で、その内容についても品目ごとや受入農家によって違っており、JA側で行う研修は、事業の説明会や農業関連施設の視察研修のみ。
- ・ 農業インターン制度自体はJA香川県独自の事業であるが、運営委員会を設置しており、JA香川県、JA香川県中央会、香川県庁、香川県農業試験場、香川県立農業大学校、(一社)香川県農業会議、(公財)香川県農地機構で構成されている。
- ・ JA独自に農業インターン制度を運営することにより、就農者がJAの取組みを理解し、生産物の出荷先としてJAを選択してもらえる(新規就農者に強制はしていない)。

(エ) 研修期間中の新規就農希望者の収入や住宅の確保の方法(長期研修者の生活資金の支援)

- ・ 1年間JA香川県の特別臨時職員として雇用しているので給料が出ている。
- ・ 給与の額は月額14万円で、別途社会保険に加入している。
- ・ 住宅の確保は本人、もしくは行政に任せている。農業インターン生が住むとしたら普通のアパートが一般的で、アパートも無いような地域は園地も住宅も無い。
- ・ 農業インターン生で県外出身者は数年に1人くらいで、県内出身者は持ち家か実家があるのが実情。香川県内でアパートが全然無いような地域は無いと思われる。行政がIターンする人向けに紹介している住宅もあると思うが、そこに住むかは本人次第でJAも特に紹介はしていない。

(オ) 研修修了者への園地、施設、農機等の斡旋はどのようにしているか(就農予定地におけるマッチング方法)。また、園地、施設の継承(マッチング)はうまくいっているか。課題はあるか。(農水として特に高い関心事項)

- ・ 就農予定地については空き園地や継承希望園地があれば紹介しているが、JAで農地の斡旋は行っていない。
- ・ 農業インターン生本人が農業委員会や普及センター、市町役場に出向いて農地の情報を取得している。また、受入農家から農地を継承して頂くこともある。
- ・ 農業インターン生の中には実家が既に果樹栽培を行っており、自分のところ以外での研修目的で受けられる方もおられる。その方については研修修了後に親元で就農し継承する予定。

(カ) 果樹のインターン生による研修実施者の樹種と人数の実績はどうなっているか。

- ・ 平成12年(2000年)から令和4年(2022年)までの実績(22年間)
かんきつ類:14名
ブドウ:6名
キウイフルーツ:6名
モモ:3名
ビワ:1名
※品目が2つ以上の方がおられるので研修人数としては24名。

(キ) 果樹農業への就農者(定着者)の実績(樹種・人数)はどうか。

- ・ 平成12年(2000年)から令和4年(2022年)までの実績(22年間)
かんきつ類:15名
ブドウ:4名
キウイフルーツ:8名(写真2)
モモ:3名
ビワ:2名
※品目が2つ以上の方がおられるので就農人数としては23名。
※就農者には親元就農や雇用就農を含む。
※研修は野菜で行ったが、就農後に野菜との複合経営で果樹をしている方も含む。

(ク) 就農後の経営・栽培技術・販路確保等のサポート体制やその内容はどうなっているか。

- ・ 技術指導はJAの専門指導員や県の普及員が直接現場で行っている。また、受入農家が近くにいるので、分からないことがあれば聞きに行ったりしている。地域の部会で就農に向けたアドバイスやサポートを行うこともある。
- ・ 販売についてはJAで荷受と市場出荷を行っているので、個人販売されない方についてはJAに出荷し販売を行っている。

(ケ) 果樹に関する園地集積・集約や園地整備の実施状況。整備を実施する際の関係者の協力体制はどうなっているか。

- ・ 優良品目・品種への改植・新植・園内道整備・灌水設備・新技術導入等、果樹経営支援対策事業を活用し進めている。
- ・ 施設化・機械器具導入等については、県単事業(かがわ園芸産地活性化基盤整備事業等)やJA営農振興対策事業への取組みを行っている。
- ・ 維持すべき園地については、優良品種等への更新に併せて、園内道整備等の基盤整備や担い手への園地集積、灌水設備の設置を行い効率的な生産体制の構築を目指している。
- ・ また、園地条件等把握や集積支援のため、農業委員会や農地中間管理機構等での情報集積・連携し、品目に応じた将来的な園地継承の意向調査や地図データの利用等を推進している。(部会活動などを通じて、今後の規模拡大のニーズを把握し、農地ナビなどのデータを活用し、規模拡大生産者と園地継承について協議し、継承に繋げている。)



写真1 新規就農研修(キウイフルーツ)



写真2 新規就農者(キウイフルーツ)

後継者・担い手育成の取組みの調書

1. 組織名:JA紀の里あら川の桃部会
2. 対応者:JA紀の里代表理事専務 山名 純一 氏(研修サポーター)
" 営農部長 林 念幸 氏
" 南営農経済センター長 金川 幸弘 氏
3. 日時:令和5年8月28日(現地調査)
4. 方法:対面による直接の聞き取り
5. 調査内容(組織の取組み)

【取組み類型:B類型】

(ア) 新規就農者育成事業等の開始の経緯

- ・ JA管内でも農家の減少・高齢化により農家の世代交代が課題となる中で、平成21年度から定年帰農者や女性を対象に「農業塾」(年間10回の講習)を開始。当初は定員30名に対して130名の応募があり盛況であったが、4～5年経過して応募者の減少により更なるステップアップを検討し、農業塾卒業者を対象に作物を絞ったステップアップセミナーを開催。
- ・ 団塊の世代対象の対応のみでは管内の農業者現状には歯止めがかからず、平成25年度頃から外部からの新規参入者の受入れ策を検討。当時、県のトレーニングファーム制度の検討が進んでいたことから、それを活用して新規就農者の研修の仕組みを検討。
- ・ その際、あら川の桃の産地で収穫作業アルバイトに来ていた若者に意見を聞いたところ、応募したいので是非実施してほしいとの要望があったことから、同産地の生産部会で新規就農者研修制度を導入する方向で検討。
- ・ 生産部会全体での取組みとするため、平成27年1月に部会員377名に対し意向調査のアンケートを実施(回答239件回収)。アンケートには、①今後の営農見通し(規模の拡大/縮小、離農等)と営農規模の拡大/縮小・離農の時期、②新規就農希望者への技術指導が可能かどうかの質問も含む。
- ・ アンケートの結果として、部会員の平均年齢68歳、平均経営規模50a、後継者なし8割であり、規模拡大意向の農家が1割未満、縮小や離農を考えている農家が約2割との結果について、生産報告会で全部会員にフィードバックし、部会員として新規就農者の育成が産地維持に必要なとの機運づくりを実施。
- ・ アンケートで107名の部会員が新規就農者の指導可能との回答を受けて、新規就農者の指導者を研修サポーターとして、その条件*を示してさらに意向を聞いたところ有志5名がサポーターとして手を挙げる。部会の執行部4名と合わせて9名のトレーニングファーム(担い手育成)サポート会を発足(平成27年6月)。
 - *研修サポーターの条件は、①部会員であり、②新規就農確保の理解と意識が高く、③地域で先導的役割を担い、④指導力に優れ研修生への教育ができ、⑤地域の人望が厚く地域の交流や人間関係づくりや住居等の助言・指導ができること等。
- ・ 部会員の新規就農者研修への共通理解と支持が得られたことから、あら川の桃部会と市・農業委員会・県振興局・JA営農部が一体となって、「あら川の桃部会トレーニングファーム」の取組みを開始し、平成27年10月から第1期研修生の受入れ。

(イ) 新規就農希望者の募集方法等

- ・ 応募は随時問い合わせがあり、四国や九州からも飛び込みで相談あり。県の就農相談会等を通じて紹介される場合も。臨時アルバイトに来た者が雇用主の農家からの紹介で応募・受入れとなる者が半分程度。

- ・ 4月～5月に応募を受け付け、運営委員会による書類審査、面接審査により選考。選考の過程で短期の体験作業でないことを確認。面接時の評価では、年齢、就農の動機・将来の営農プラン、就農意欲、家族の理解、協調性(地域・部会に溶け込めるか)、部会への加入などを聞いて研修受入れの可否を判断。
- ・ 選考後には、サポート会メンバーとの懇談、研修計画の策定、農業次世代人材投資資金(準備型)の申請等により、原則、8～9月に研修受け入れを決定し、10月から研修を開始。

(ウ) 研修期間、研修の運営方法

- ・ 研修生の定員は3名で、研修生1名につき研修サポーター3名(主たる指導を2名が行う場合も)が指導。
- ・ 研修期間は原則2年間で、研修サポーターの園地において概ね年間1200時間以上の研修を実施。
- ・ 県のトレーニングファームの仕組みとして、研修サポーターに対して研修者1人当たり1万円/月の報酬。
- ・ 研修開始は原則10月からとし、剪定作業からスタートしている(写真1)が、2期生・3期生は早く研修を開始したいとの要望を受けて6月開始とした。その後、研修修了時の6月では農地の確保が難しく、自分で営農を始めるまでの期間が空くことから、10月開始に戻す。
- ・ 研修サポーター会として、サポーター全員が月に1回集まり、各研修者の研修計画、作業時間の確認とサポーター間での研修作業項目の分担などを話し合う。基本は、2年間の研修期間でモモ栽培ができるような研修内容になっているかをチェック・確認。
- ・ この研修サポーターの仕組みにより、研修生は複数の指導者から栽培管理方法を学ぶことができ、自分に合った方法を選べるだけでなく、各サポーターの所属する地区の農家との関係を結ぶことが可能。他方、複数の指導者による相互チェックにより、研修受入れ側が作業員として研修生を使うことの抑止力となっている(県の農業技術指導士の仕組みを参考に研修サポーター会の仕組みを構築)。
- ・ また、研修サポーター会では園地や倉庫などの継承に関する情報も交換している。最近は、サポーター会2回に1回は研修生も参加し、その悩みを聞いたりしており、住居や倉庫の確保などについても相談に乗っている。
- ・ 研修生は研修サポーターからモモ栽培以外に、そのサポーターが経営している作物や自家用作物の栽培などについても緊密な指導を受ける。このことにより、複合経営の仕方や、この地域の農家のライフサイクルを体験して学んでもらう機会となっている。
- ・ トレーニングファーム運営が10年程度たち、研修サポーターの高齢化の問題があり、条件(特に産地としての団結がブランド維持につながるという意識を有する)に合致した新たなサポーターへの更新が課題。
- ・ 栽培技術を教えるだけであれば負担は大きくないが、下記(オ)の記述のとおり園地・機械・倉庫等の取得のための相談・支援や日常生活の世話なども含めると、研修サポーターの負担は大きい。
- ・ あら川の桃産地を維持したい、ブランドを守りたいという想いで協力を得ているが、研修サポーター会やサポーターへの支援措置もあると、トレーニングファームによる新規就農育成の継続的運営につながる。
- ・ この仕組みを継続すれば、今後は研修生を修了して就農した者が研修サポーターの役割を担ってくれるのではと期待している。

(エ) 研修期間中の新規就農希望者の収入や住宅の確保の方法

- ・ 研修期間中は農業次世代人材投資資金(準備型)の給付を受けることが前提。
- ・ 遠隔地から来た研修者は民間のアパートを借りている。
- ・ 研修サポーターの紹介でリフォーム後の家を購入した例(家族連れの研修生)もある。

(オ) 研修修了者への樹園地、施設、農機等の斡旋はどのようにしているか。また、樹園地、施設の継承(マッチング)はうまくいっているか。課題はあるか。(農水として特に高い関心事項)

A) 樹園地継承

- ・ サポーターが研修生への園地の借入れを支援。目安として、研修修了時に50a程度の園地が借りられるように農地情報を収集し、研修生に紹介。
- ・ 園地の貸し手もサポーターの後ろ盾があることから信用して新規就農者に園地を貸し出し。
- ・ 最近が高齢化が進み、比較的平坦な園地を借りやすくなっているが、収益性の高い成木園地はなかなか出てこない。
- ・ 研修期間中に優良な農地が出てきた場合に、現在はサポーターが代わりに借りて就農後に継承する場合があるが、サポーターの負担が大きくなり持続可能な方法とは言えない。したがって、果樹の場合は研修期間中に園地を継承・確保出来るような柔軟性がある対応ができないか検討して欲しい(実際、準備型の給付を1年で切り上げて就農を考えている研修生もいる)。
- ・ 紀の川市では、JAと協力して、別途、紀の川アグリカレッジとしてイチゴの研修園をもって技術指導しているが、地域への溶け込みの問題があり、研修サポーターの仕組みはその点をカバーする仕組みとして機能している。

B) 農業機械、施設の斡旋等

- ・ 農業機械や作業倉庫なども研修サポーターが離農する農家などの情報を基に斡旋。
- ・ モモの家庭選別や農業機械の保管を行うための倉庫を貸し出す人が不足している状況。農地に新たな倉庫を建てるには転用許可が必要なので難しい。
- ・ 簡易な遮光ハウスで果実の選別や軽トラ・農機の保管するための施設として使っている場合もある。
- ・ 研修卒業生が共同で倉庫を借りて作業場や農機の保管庫として利用している例もある。

C) 住宅の斡旋

- ・ 空き家はあるが、すぐ住めるような作業倉庫付きの農家古民家の情報が少ないのが現状。

(カ) 研修実施者と就農者(定着者)の実績はどうか。

- ・ 第1期生(H27.11~H29.10)研修者3名(研修修了後に1名が平成30年の台風21号の甚大な被害により営農継続を断念し離農。残り2名は営農継続しており、1名は収益が上がり次世代資金の給付を卒業。)
- ・ 第2期生(R2.6~R4.5)研修者2名→研修修了後就農。
- ・ 第3期生(R3.6~R5.5)研修生1名→研修を修了し就農済み。
- ・ 第4期生(R4.10~R6.9(予定))研修生2名(研修中)
- ・ 第5期生(R5.12~R7.11(予定))研修生1名(今後研修予定)
- ・ 令和6年10月開始の予定(7期生)の2名の枠に対して既に応募者あり。
- ・ 果樹の新規就農者育成は手間がかかるが、この仕組みを継続して1名でも就農者を育成していく必要があると考えている。

(キ) 就農後の経営・栽培技術・販路確保等のサポート体制やその内容はどうなっているか。

- ・ 「あら川の桃」は昔からのブランドであり、平成6年に商標登録も取得済みで、令和5年度にはGIも取得したことから、モモの共同出荷のメリットを研修中に理解してもらい、収穫物すべては共販。
- ・ 営農・定着の指導は、研修サポート会のメンバーやJAの営農部、県普及指導員で実施。

(ク) 園地の基盤整備の状況

- ・ この地域のモモ園は昭和40年代からモモ園であったので基盤整備ができておらず、軽トラも型の古いものでないと通れないような狭い園内道となっているところもある。
- ・ 1筆の面積も20a～30aのところは限られ多くの園地は10a以下で、1haの経営面積でも園地が6～7カ所に分かれていることが多い。
- ・ 河川敷にちかいところ(「桃源郷」と呼ばれるところ: 写真2)は周辺に家もなくまとまった園地でありスピードスプレーヤーで防除が可能。他方、国道から南側のところは園地の近くに住宅もあり、そのような園地は農薬散布の時間も限られ、隣接住民に連絡してから散布するなどの営農がし難い問題がある。このような園地は平坦であっても借り手があまり出てこない。むしろ、傾斜があっても山手の園地(写真3)の方が自由に管理できるというメリットがある。
- ・ 空き園地が出てきても管理が行き届いていないケースも多い。特に、クビアカツヤカミキリの問題もあるので、管理できていない園地のモモの樹は切ってほしいと言われているが、相続人の同意を取るのが大変という課題もある。



写真1 研修サポーターによる新規就農研修(モモの剪定)



写真2 河川敷近くのモモ園(桃源郷)の風景(8月28日)、右はパンプの写真(開花時期)



写真3 山手のモモ園地(選果場の近く)

後継者・担い手育成の取組みの調書

1. 組織名: 芦北地方農業振興協議会
2. 対応者: JAあしきた 振興課 梅下課長 上畑 TAC 係、果樹課 梅田課長
熊本県芦北地域振興局農業普及・振興課 吉田課長、川窪主幹他
芦北町農林水産課 松井係長、橋本参事
津奈木町農林水産課 濱本主幹
3. 日時: 令和5年6月26日
4. 方法: 現地調査(対面会議、資料提供・聞き取り)
5. 調査内容(組織の取組み)

【取組み類型:A類型】

(ア) 取組み(新規就農者の研修等)開始の経緯

- ・ 九州山地の南西延長部が八代海に没する位置にあり、起伏に富んだ地形により、耕地面積割合 6.8%と平坦地が少ない中山間地。温暖な気候条件から、果樹栽培が基幹で農業産出額の5割以上を占め、不知火類(デコポン)や全国有数の「マルタブランド」としての甘夏を軸に産地を形成。
- ・ 近年、農業者の高齢化や後継者不足により、産地の担い手減少が著しく進展し、産地の維持が危ぶまれる状況(JA共販農家の園地台帳を更新する過程で現在の共販者(約400名)が5年後に半減するとのシミュレーション結果)。また、芦北地域は園地が斜面にあることから、若手農業者が栽培しやすい平場の熊本市に移っている実態あり。
- ・ これらに対応して、外部からの新たな担い手確保による果樹産地維持を課題として、平成28年度から市町・JA・農業委員会・県振興局等で構想を開始し、平成30年度に関係機関が一丸となった「新たな担い手確保対策プロジェクトチーム(以下、PT)を設立(図1)。
- ・ PTでは、芦北地域への就農定着を目標に、対象者の関心の強さの程度(①農業に興味<②芦北に興味<③芦北での就農希望<④芦北で就農)に応じた就農支援対策を構築し、農地確保や住宅斡旋等の円滑な就農支援、幅広く総合的な就農支援への取組みを開始。

(イ) 新規就農希望者の募集方法等

- ・ 協議会ホームページ(H30)の開設やSNSの活用(R1)により、地域概要、就農支援内容、新規就農した者の情報を発信。
- ・ 県内外の就農フェアの出展(年間5~7回程度)により地域概要や就農支援内容をパンフにより紹介。また、各市町で受けられる子育てや住宅関連の各種支援を就農相談者に紹介。
- ・ 就農相談者を対象に、産地見学会・体験会を開催し、1泊2日で芦北地域を訪れて、ほ場や施設の見学、収穫体験の実施、研修生や新規就農者等の意見交換会を開催(令和元年度~4年度の実績として14名の参加者)。
- ・ 芦北地域で新規就農を検討している者を対象に、3~4泊の日程で新規就農お試し研修修を実施し、園地での技術研修を中心に就農準備研修生や新規就農希望者等の意見交換、就農準備に係る研修計画作成や住居の確保等を支援することにより、就農準備研修前に果樹農業の実際と新規就農希望者の想定との齟齬を解消(図2)。

(ウ) 研修期間、研修の運営方法

- ・ 就農準備研修は最高2年間を基本とした研修計画に基づいて、熊本県認定研修機関であるJAあしきたのJAの指導員が研修生を指導(研修期間が1年の場合もあり)。
- ・ 研修時から実際に就農するリリーフ園地(後述)で作業をするようにして、1)個別農家での

徒弟的な労働作業による研修効果低減の防止、2)研修段階から就農予定園地での作業に早く慣れることによる就農直後からのスムーズな園地農作業の実現といったメリットがある。

- ・ リーフ園地での技術指導は、現状ではJAの指導員1名が対応。
- ・ 研修生は、JAで毎週月曜日に座学講座を受け、果樹栽培の基礎から経営に関する研修を受ける。また、就農準備研修のカリキュラムとは別に芦北農業普及・振興課の普及指導員から果樹、土壌肥料、病虫害、経営、農作業安全等の講義(毎月1回で、各講義60～90分)を受けている。これら座学研修は、研修生が一堂に会して意見交換等を行う交流の場となっている。
- ・ 就農準備研修においては、新規就農の際に活用可能な、新規就農者育成総合対策(経営開始型)や青年等就農認定制度等の内容や手続き等の制度活用に関する説明も受け、就農後の早期の営農安定を図っている。この中では、特に、営農計画策定の指導に力を入れており、現実的な計画となるように留意して就農後の経営指針となるようにしている。

(エ) 研修期間中の新規就農希望者の収入や住宅の確保の方法

- ・ JAあしきたは、新規就農者の熊本県認定研修機関として認定を受けており、研修期間中の新規就農希望者は、新規就農者育成総合対策(就農準備型)を活用して研修期間中の生活資金を得ている。
- ・ 研修期間中の住宅については、空き家バンク情報や民間の不動産をあたって、研修が始まる前に移住している。

(オ) 研修修了者への園地、施設、農機等の斡旋はどのようにしているか。また、園地、施設の継承(マッチング)はうまくいっているか。課題はあるか。(農水として特に高い関心事項)

A) 園地継承

- ・ JAが管内の離農や規模縮小する農家から優良な空き園地を引き継ぎ、新規就農者が見つかるまでの間、一時管理し、新規就農者に継承する「リーフ園地制度」を平成30年度に確立(図3)。
- ・ リーフ園地は就農準備研修生の実習園地として活用している。また就農時に当該リーフ園地を斡旋することで、「研修園地＝就農園地」となるような仕組みで運営(写真1・2)。
- ・ リーフ園地の確保については、管内の果樹生産者に対して今後の営農の意向を調査し、継承候補園地の情報を収集し、園地台帳として整備。
- ・ 園地台帳の整備過程で、80歳を超えるような農業者が後継者を立てられていなければ廃園にするしかないが、もう少し若ければ、リーフ園、または園地斡旋を検討する。その際には、農家が園地を売りたいのか、貸したいのかの意向確認が重要。
- ・ JAがリーフ園地として引き継ぐ場合は、必要に応じて園地整備を実施。リーフ園の近くの放任園も、そのままにしておくとう鳥獣害対応の手間やコストがかかるため、簡易な整備を行いリーフ園として活用(写真3・4)。
- ・ また、管理が十分でないハウスについても、内部を手入れしてリーフ園として再利用することにより、資材高騰により1棟新設すると2,500万円するような園地を研修・継承に活用。
- ・ これらの取組みにより、リーフ園として引き継いだ園地ではそこに成木があるため、2年目から新規就農者研修用の園地として活用することを実現。
- ・ 長期研修生1名を受け入れるに当たって、1ha程度のリーフ園地が必要。この栽培管理に営農指導員を当てており、また収穫作業には臨時でJA職員が従事(昨年の実績として、1haのリーフ園の栽培管理に1名の営農指導員を当て、収穫作業に延べ120名のJA職員が動員され計40トン収穫)。リーフ園の管理経費は、リーフ園で収穫される果実販売金をあてている。
- ・ これらの取組みにより、新規就農者が就農1年目から収益の得られる園地の確保に努め

ている(令和2~4年度までの実績で園地5.2haを経営継承)。

- ・ これらの実績を上げるには、JAの負担は大きい(だいたい毎年5名程度の就農準備研修生の受入体制である)。
- ・ リーフ期間中の園地の賃借は、JAと農業者の間で賃借契約するのが基本であるが、農地中間管理機構による利用権設定のケースもある。

B) 農業機械、施設の斡旋

- ・ 中晩柑主体の芦北地域では、作業用の倉庫は不可決である。自宅に併設、園地内設置の両パターンがあるが、新規就農の場合は園地の賃借利用と併せて倉庫の設置を検討している。
- ・ 令和元年度:Uターン就農希望者1名が研修を開始→令和2年11月に就農開始;経営面積75a(露地不知火50a、屋根掛けの無加温不知火23a)。
- ・ 令和2年度:新規就農希望者2名(夫婦1組、県外から移住)が研修開始→令和3年7月に就農開始;経営面積40a(露地不知火)。
- ・ 令和3年度:新規就農希望者2名(夫婦1組、県外から移住)が研修開始→令和3年10月に就農開始;経営面積72a(露地不知火)。
- ・ 令和4年度に新規就農希望者4名(定年後農業開始の夫婦1組、Uターン就農希望者1名、地域外新規参入者1名)が研修開始。うち1名が8月に就農。
- ・ 令和元~4年度の実績として、就農準備研修者7名を受け入れ、就農者7名(研修修了者の100%が就農)。

(カ) 就農後の経営・栽培技術・販路確保等のサポート体制やその内容はどうなっているか。

- ・ 就農後は、新規就農者の園地を巡回する園地見学及び栽培技術交換会を行うなど、管理状況を聞き取りながら、監視指導を行い、就農者の技術向上及び不安解消を図っている。
- ・ リーフ園での管理の段階から、デコポンの栽培をするよう指導し、収穫果実の販売をJAがフォローするようにしている(不知火は甘夏の4倍の手間がかかるが、果実の販売実績も良い)。

(キ) 園地の集積・集約や園地整備の状況はどなっているか。

- ・ リーフ園としての提供を希望する園地は沢山あるが、樹齢が古いところが多く、断る場合がほとんどである。
- ・ リーフ園と並行して基盤整備による集約化も進めているが、大規模に基盤整備をすると新植が必要になり、十分な収益が得られるようになるまでに10年~15年かかる。
- ・ 当産地における高齢化の進展により待ったなしの状況を考えると、リーフ園による利活用と基盤整備による園地集約化の両者を進めていくことが必要と考えている。

組織体制

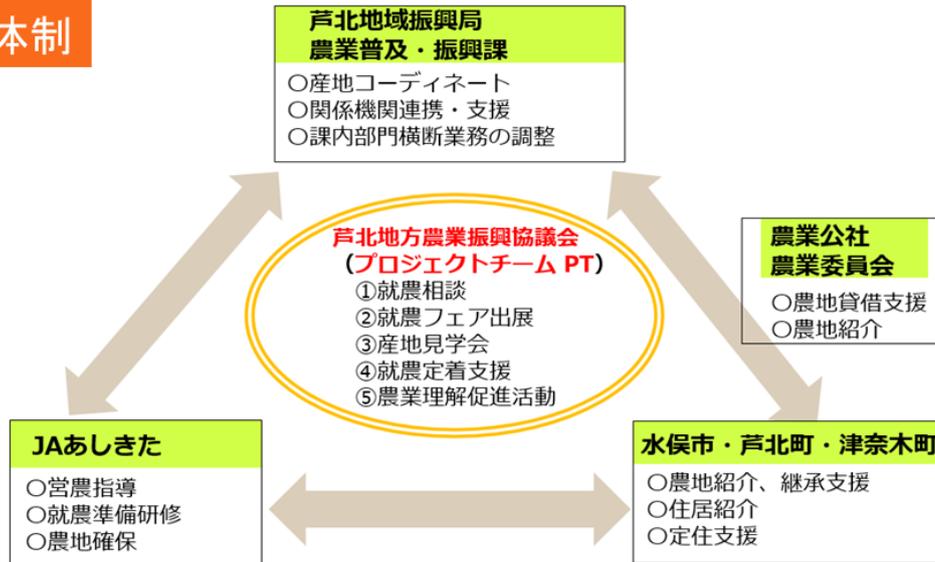


図1 新たな担い手確保対策プロジェクトチーム体制



図2 就農相談から研修・就農定着までの流れ

支援の流れ



図3 リリーフ園の園地の借入れから新規就農者への斡旋の流れ



写真1 山本氏（左）と山本氏ほ場



写真2 山本氏ほ場（ハウス）



写真3 リリーフ園予定地



写真4 ハウス内部

後継者・担い手育成の取組みの調書

1. 組織名:(有)信州うえだファーム
2. 対応者:同社常務取締役 伊藤 浩一 氏、同社顧問 船田 寿夫 氏
3. 日時:令和5年7月20日(現地調査)
4. 方法:対面による直接の聞き取り
5. 調査内容(組織の取組み)

【取組み類型:A類型】

(ア) 新規就農者育成事業等の開始の経緯

- ・ 信州うえだファームは、JA信州うえだの出資により平成12年3月に設立されたJAの子会社。JA自らが農業経営を行うことにより地域の担い手としての役割を果たし、JAの農業経営により地域農業に波及効果を及ぼし、地域の農業振興及び活性化に貢献することを目的として活動。設立当初は水田の農作業受託中心で、その後直接経営面積が増加し、令和5年度時点の経営規模は稲・麦・大豆、野菜、果樹合わせて39ha(表1)。主要事業は、①耕作放棄地再生・利用事業、②新規就農者育成事業、③優良樹園地の維持存続を図るための樹園地継承事業、④地域・都市住民との交流や食農教育事業。

第1表 令和5年度 主な作目の栽培状況

作目	面積	主な作物の栽培面積
水田・畑作	2,290a	水稲; 1,440a、麦; 850a、
露地野菜	100a	アスパラガス; 100a
施設野菜	89a	アスパラガス; 21a、ミニトマト; 8a、キュウリ; 25a、イチゴ; 35a
果樹	1,147a	リンゴ; 733a、柿; 13a、ブドウ; 150a、ワイン用ブドウ; 251a、
その他	262a	体験農場(教育ファーム); 10a、育苗(水稲・野菜); 30a、管理受委託; 222a 外
合計	3,888a	

- ・ 新規就農者育成事業については、地域の製造業への就業先が多く跡継ぎが農業を継承しないと状況で、外部からの農業後継者・新規参入者・学卒者を対象に栽培技術及び経営管理習得のための研修を行い独立就農による自立を目的として、平成21年度からスタート。
- ・ 同事業開始前の経緯として、東御市がブドウ(巨峰)産地を守るため30年ほど前(国の新規就農育成資金交付の事業の前)から新規就農者を育成する事業を独自に実施。その際に自己資金(600万円程度)の用意を就農希望者に確認。そこで、会社が農の雇用事業(当時)を活用し、農業研修者を正規職員として雇用して研修を受けてもらえるように会社として事業化。
- ・ 研修事業開始当初は、施設野菜の研修希望者が多かった。
- ・ 平成23年度に樹園地継承円滑化モデル事業(長野県単独事業)の一環として行われた、(財)長野県農業開発公社の果樹高齢農家の経営・継承意向調査(表5)により、果樹農家の高齢化による経営中止、深刻な後継者・担い手の不足、有休荒廃園増加の一層の加速化が明らかとなった。これを受けて、果樹の担い手育成については、新規就農者育成事業と樹園地継承推進事業とを連動させた取組みを平成24年度から開始した。
- ・ 新規就農と樹園地継承の連動化に当たっては、長野県のモデル事業を活用して、平成23年度に優良樹園地が廃園となる前に次の担い手に継承させるための実践モデルを検討して確立した。
- ・ 具体的には、樹園地継承円滑化推進会議(構成:地域の担い手、JA、農業委員、普及員、

市町村、事務局：信州うえだファーム)において、樹園地継承の仕組み、樹園地貸借の地代等を検討し、継承の仕組みと組織作りを行った。

- ・ また、平成24年度に地域の果樹農家全戸に、JA部会を通じて、信州うえだファームが樹園地継承に取り組む旨のチラシを配布し、周知を図った。

第5表 果樹高齢農家の経営・継承意向調査の概要
— 樹園地を円滑に次の担い手へ継承させる園地調査 —

○総括	10年後も栽培を継続；22%、 いずれは栽培を中止；47%、 継続か中止かわからない；31%
○栽培中止時期	いずれは栽培を中止するという農家の内 3年後には中止；23.1%、5年後には中止；23.2%、10年後には中止；53.6% <u>(5年以内に中止する農家は全体の46.3%)</u>
○栽培中止後の意向	賃貸；47.5%、 保全管理；17.0%、 他品目；8.0%
○栽培中止の理由	<u>栽培を任せる者がいない；97.2%</u>
○貸借、売買は誰に	栽培中止後の意向で賃貸と答えた農家の内 近所・知人；15.0%、 <u>誰でも良い；72.0%</u>
○改植の同意	栽培中止後の意向で賃貸と答えた農家の内 <u>改植に同意；83.0%</u>

※平成23年度長野県果樹園地継承円滑化モデル事業の一環として(財)長野県農業開発公社が上田地区の70歳以上で後継者のいない果樹農家344戸を対象に調査

(イ) 新規就農希望者の募集方法等

- ・ 募集は、長野県主催の県内外の就農相談会への参加、ホームページでの案内と、県・市町村・農業会議・JAからの紹介に依っており、研修生として受け入れる者の9割以上は県外者(東京を中心とする首都圏出身者が多いが、最近は関西圏や北海道からも来る)で、高校・大学での農業教育を受けた者はほとんどいない。
- ・ 就農相談会会場で顔を合わせた参加人数は、本年は50名程度で、コロナ禍により3年ほど中止した影響などにより、コロナ禍以前の規模に戻っていない印象。
- ・ 就農相談会では、新規就農希望者には農業の厳しさを伝えて本気度を試す。その後、農業体験を希望する者が来れば短期(1週間程度)の会社ほ場で農業体験をしてもらう。その後再度面談をして、最終的な研修生受入れは研修開始年度(通常は4月)の前年度11月に取締役会で決定(内定)する。
- ・ なお、下記(エ)の地域おこし協力隊の仕組みを活用した新規就農研修者の受入れの手続きについては、雇用研修募集の枠組みで当社が受入れを内定した研修者を市町村に紹介して地域おこし協力隊員としての面接を受けてもらい合格(前年度2月～3月)すれば隊員として、合格しなければ当社の雇用研修生として扱っている。
- ・ これとは別ルートとして、県の上田農業・農村支援センターが事務局をしている新規就農促進連絡会議(構成員：管内の市町村・JA(本所・出先)、当社)で、年に数回の会議により管内で新規就農相談に来ている者の情報を共有し、最終的に県(新規就農相談部局)がそうした相談者の面談をして、県の「里親研修制度」で対応するか、当社のトレーニングファームで研修するかを区分けしている。
- ・ 研修生の受入条件は、就農地が上小地域管内(JA信州うえだ管轄地域；上田市、東御市、長和町、青木村)であること、JA組合員になること、としている。

(ウ) 研修期間、研修の運営方法

- ・ 当初から2年間の研修を実施。ただし、2年間の研修での成果が独立就農するには不十分と判断される場合は1年間延長して3年間研修する場合もある。研修者が農業経験のないことを考えると果樹の場合に研修期間2年では少ない人もいる。
- ・ 研修カリキュラムは、農の雇用事業で2年間分の研修プログラムを提出するようになってい

ることから、それに沿って研修を実施。

- ・ 研修内容として、1年目は就農プラン(経営作物・就農場所等に応じた目指す経営の姿)に基づき研修計画を立て、日々の作業を通じて自立就農するために必要な実践的栽培・経営技術を習得。2年目は研修ほ場を設定(継承予定の樹園地)し、そのほ場については全て自己責任で栽培管理しより高度で実践的な栽培技術、経営管理を習得。
- ・ 果樹の場合は、ブドウ、リンゴの栽培技術を中心に、サクランボやアスパラガスなどの栽培技術についても研修。
- ・ 座学として、関係機関(普及センター)と連携して、青色申告をするための農業簿記の研修(年6回)や、果樹・野菜の生理生態を冬場の研修(年5~6回)として実施。これら座学研修の参加は会社の出勤扱いで必ず出席をしてもらっている。

(エ) 研修期間中の新規就農希望者の収入や住宅の確保の方法

- ・ これまで、新規就農希望者を当社の社員として研修生を雇用し、月15~16万円の給与(社会保険付き)を支払ってきている。
- ・ 新規就農者育成事業の実施に当たって、農林水産省からの新規就農希望者を雇用して研修する事業への助成措置(農の雇用事業;120万円×2年間(令和3年度まで)、雇用就農資金;60万円×4年間(令和4年度から))を利用するほか、JA長野県の基金からの新規就農研修者の雇用に対する補助(40万円/人、以前は30万円/人)を受けている。また、最近では、NPAプロジェクト*からの補助(新規就農研修者の雇用に係る給与の3分の1の金額、最大5万円/人)も利用して事業を運営。
*NPA(New People to the Agriculture)プロジェクト:上田市・長和町・青木村・JA信州うえだ・信州うえだファーム・上田農業改良普及センターの構成によるプロジェクトであり、首都圏から農業人材を誘致し農業研修を地域で一貫して実施し地域農業の担い手として人材育成を支援する。各年度の新規就農研修者数を目標値として掲げ事業を実施。
- ・ 上記の助成金等をもらっても現状では新規就農者育成事業、樹園地継承推進事業等のために500万円程度の費用が会社持ち出し(収支予算計画ベース)となっている。会社組織上、地域農業振興部が新規就農育成事業等を行っており、当該事業はJA信州うえだの直轄事業として位置づけられており、JA本体の営農指導事業の一環としてこの持ち出し分の経費を出してもらっている。
- ・ 会社全体として決算ベースで見ると、地域農業振興部の収支を区分経理していないので、生産部の販売益(米、野菜等の販売を含む)も加えた収益1億5千万円に対して約30万円程度の黒字。ただし、収入として上記の各種補助を営業外収入として計上した上での実績。
- ・ しかしながら、研修1年目の農作業未経験者の労働作業対価として給与を支払うことが最近の会社の経営状況からして厳しくなっており、また農の雇用事業から雇用就農資金への制度変更により実質支給額が半分になったことなどから、令和4年度から、自治体と連携して地域おこし協力隊員を当社のトレーニングファームで研修生として受入れを開始。受入れに際しては、各自治体・JA・当社の3者契約を締結。
- ・ 現時点で総数11名の研修生のうち地域おこし協力隊員6名を受け入れており、内訳として、上田市から施設野菜で2名(R4)、果樹で2名(R5)を、青木村から施設野菜で2名(R5)の研修を実施。
- ・ 地域おこし協力隊員の場合、当社の雇用研修の給与よりも良く、週30時間、就業従事日数4日以内と研修従事時間の制限もある。しかしながら、当社のトレーニングファームで研修を受ける場合には当社の就業規則に沿って研修をしてもらおうよう、派遣自治体の方で調整してもらっている。
- ・ また、来年度からは、東御市からの研修生に対しては、県の里親研修制度により次世代農業人材投資資金(準備型)を利用(150万円×2年間)してトレーニングファームに受け入れる予定。
- ・ 長期研修中の住宅はアパート(家賃5万円/月)に住んでもらうようにしている。ただし、東御

市については、県の里親研修に限って就農者集合住宅(家賃1万円/月)を用意しているので、当社が県の制度に則って里親として研修者を受け入れる場合はそれを利用する予定。

(オ) 研修修了者への樹園地、施設、農機等の斡旋はどのようにしているか。また、樹園地、施設の継承(マッチング)はうまくいっているか。課題はあるか。(農水として特に高い関心事項)

A) 樹園地継承

- ・ 樹園地継承の仕組みについては、前述(ア)の経過のとおりで、樹園地継承推進会議が中心となって継承を推進(図1参照)。
- ・ 具体的には、地区内農家の経営継承意向調査結果をもとに、農地中間管理事業による賃貸借契約(原則10年以上の利用権)を進める。借り手がない樹園地は、当社が借り受けて次期後継者が見つかるまでの間、一時的に栽培管理を行い樹園地の維持管理を図る(ただし、山際で作業性悪く鳥獣害問題のある樹園地は対象外)。
- ・ 一時的に預かる樹園地については、老朽化等による低位生産園が多い。このため、国(果樹経営安定対策支援事業)・県(樹園地継承推進事業)の補助事業をフル活用して積極的に改植を行い樹園地の若返りを図り新規就農者が就農しやすいよう樹園地の条件を整備。なお、県事業は、果樹棚新設の2分の1補助のほか、新たに借りた樹園地の管理初年度経費(樹園地賃借料、管理雇用労賃、果樹棚の修繕費用、肥料・農薬等管理資材費(2分の1相当)など)で上限250万円。
- ・ 改植する場合、リンゴであれば高密度栽培の導入(写真1)、ブドウであれば巨峰からシャインマスカット等への品種転換・短梢栽培の導入(写真2)を実施。改植後3年経過すれば、果実の収穫ができるので新規就農者への継承が可能となる。
- ・ 改植した樹園地の新規就農者への継承については、ブドウの人气が高く、リンゴの借り手がないのが現状。このため当社が一時管理をしているブドウ園が不足しており、リンゴ園は改植した高密度植園でも借り手の希望がないため、今年からブドウの研修生の受け入れを中止。現在研修中の者が来年頃から就農する際には、優良リンゴ園を継承していくので、当社が一時管理している高密度植リンゴ園が継承されていくと予想。
- ・ 研修生の就農時の樹園地継承手続きは、認定新規就農者を取ることで、原則として農地バンク(市町村の農地利用推進委員)を経由して会社から樹園地の利用権を移動して継承する(ただし、農地利用集積円滑化事業で会社が借りた樹園地の利用権は相対で移動する場合もあり)。
- ・ 継承の際、樹園地に付属する会社の固定資産を譲ることになるため、補助残額の固定資産費用(償却後)を払ってもらっている。就農時には、次世代農業人材投資資金(経営開始型)や経営発展支援事業などの補助が得られ、また青年等就農資金からの借り入れもあるので、それらの補助金等を使って樹園地継承に伴う固定資産継承費用に充ててもらっている。
- ・ これらの取組みによる樹園地継承推進事業の実績面積(H24.4～R5.4)をみると、
借 受:全体55.88ha(リンゴ15.64ha、ブドウ13.25ha、ナシ1.11ha、ワイン用25.25ha)
継 承:全体36.81ha(リンゴ 5.99ha、ブドウ10.16ha、ナシ0.99ha、ワイン用20.32ha)
継承率:全体65.9%(リンゴ 32.6%、ブドウ 76.7%、ナシ 88.7%、ワイン用 80.4%)
- ・ 継承樹園地のうち改植後に継承した樹園地面積(率)の実績は、リンゴ2.08ha(40.7%)、ブドウ3.48ha(34.3%)
- ・ 現在一時管理をしている樹園地面積と改植(予定)面積をみると、ブドウ園地の改植の必要性が高い。
一時管理の面積: リンゴ7.62ha ; ブドウ2.27ha
(改植/予定面積、率): リンゴ(4.15ha、54.4%); ブドウ(2.27ha、79.8%)

- ・ 信州ワインバレー構想や管内市町村がワイン特区を取得しワイン振興に力を入れていることなどを背景として、ブドウ栽培に適した当地域において、ワイン用ブドウを栽培しワインを造りたいとの相談が多数あり。これに対応して、平成27年度から耕作放棄地をワイン用ブドウ園として整備する事業を開始。
- ・ ワイン用ブドウの耕作放棄地での新植については、日本ワイン農業研究所との連携により、ワインで新規就農を目指す者を公募し、研修生にワイン用ブドウ、果樹、野菜等の栽培管理の研修を実施。さらに、研修生に対して、千曲川ワインアカデミーの受講生として醸造に関する知識、ワイナリー開業・経営・販売に関する知識を習得させた。
- ・ ワイン用ブドウ園の整備については、上田地区及び東御地区の6か所において、耕作放棄地再生→苗木栽植・棚設置→一定期間の栽培の一連の作業を研修として実施。耕作放棄地約10haをワイン用ブドウ園として再生し、当該樹園地を研修生が独立就農する時に継承。ブドウ園整備に係る経費(棚資材費、種苗導入費等)については、リース期間を設定して独立就農後に会社に返済。
- ・ このほか、東御市祢津御堂地区において荒廃農用地復旧事業によりワイン用ブドウ生産団地を造成する計画(計画面積30ha)が実行された際に当社が参画して一時的に樹園地を借り受け新規就農者に継承した実績がある。
- ・ 具体的には、当社が中核農家として一時的に約15haのワイン用ブドウ樹園地を借り受けるとともに、ワイン用ブドウへの新規就農希望者に2年間の研修を行い、順次、独立就農時に樹園地の利用権を引き渡したもの。
- ・ これにより、当該荒廃農用地復旧事業の地元負担分を農地バンクからの補助で賄うとともに、新規就農希望者を整備したブドウ園の研修生として受け入れ、独立就農時に認定新規就農者をとれるようにできた。
- ・ 樹園地継承推進事業の課題として、①一時的に栽培管理する樹園地面積が想定より増加(想定;H26/300a→H28/400a→R3/700a、実際;H24/236a→H26/789a→H28/1587a→R5/3063a)したことに対応した早急な樹園地継承者の育成、②改植等が必要な樹園地増加に対応した樹園地整備の実施(特に、ブドウ園地整備の新規就農希望者からの要望に応えきれていない一方で、樹園地継承推進事業単体では現在の改植等のペースでも経常益ベースで200万円程度の持ち出し)、③樹園地の継承者の作業効率性を高めるための樹園地の面的集約(実現するため樹園地の地図情報(樹園地単位での所有者、栽培品目、品種等のデータ)の蓄積が必要で、デジタル地図の整備を取り組み始めたところ)、④栽培技術の継承に向けた仕組みの構築(樹園地継承に合わせてその生産者の栽培技術も継承できる仕組みが必要)。
- ・ 会社の経営面で見ると、新規就農者育成事業や樹園地継承推進事業は経費も掛かり、経営上有利な園地の利用権の切り替えで手放すことになるため、各種の助成措置がないと継続的な運営は困難。JA本体の経営も厳しくなっており、JA本体の補助をより最小限に減額しても運営できるよう、会社としての事業改革により費用の一層の削減を図っているところ。

B) 農業機械、施設の斡旋等

- ・ 農業機械については、認定新規就農者の就農計画に利用したい農業機械を記入するので、それらの入手は青年等就農資金の借入れにより調達を行う。
- ・ また、就農時には会社の機械(スピードスプレーヤー、常用草刈り機等)を無償で貸している(ガソリン代は自己負担)。特に、新規就農者が経営発展支援事業の採択・交付を受けるまでの間は、会社の機械を使ってもらっている。
- ・ 空き家の農家住宅に入れにくい人向けに、JAの遊休施設を貸してはどうかと現在検討している。

C) 住宅の斡旋

- ・ 東御市で就農する場合は、里親研修生が優先ではあるが、就農者住宅(戸建て、家賃3万円/年)が斡旋される。
- ・ 就農時点で農家住宅を紹介するようにしているが、現状は良い物件が見つからない(数年前は簡単に改修すればすぐ使える農家住宅4~5件の目途がついていた)。この地域では空き家は数多くあるが、水回りの改修が必要(150万円以上の経費)といったすぐに住めるようなものはない。
- ・ 上田市では、今年度から空き家の改修を市が行って、移住者に貸す事業を開始した。今後は、市と当社が連携して、新規就農予定者の就農地区と市の空き家改修事業の実施地区についてシンクロするよう連携したいと考えている。
- ・ 作業用倉庫等についてJAの遊休施設を活用することにより、県営や市営の住宅が利用できると考えている。

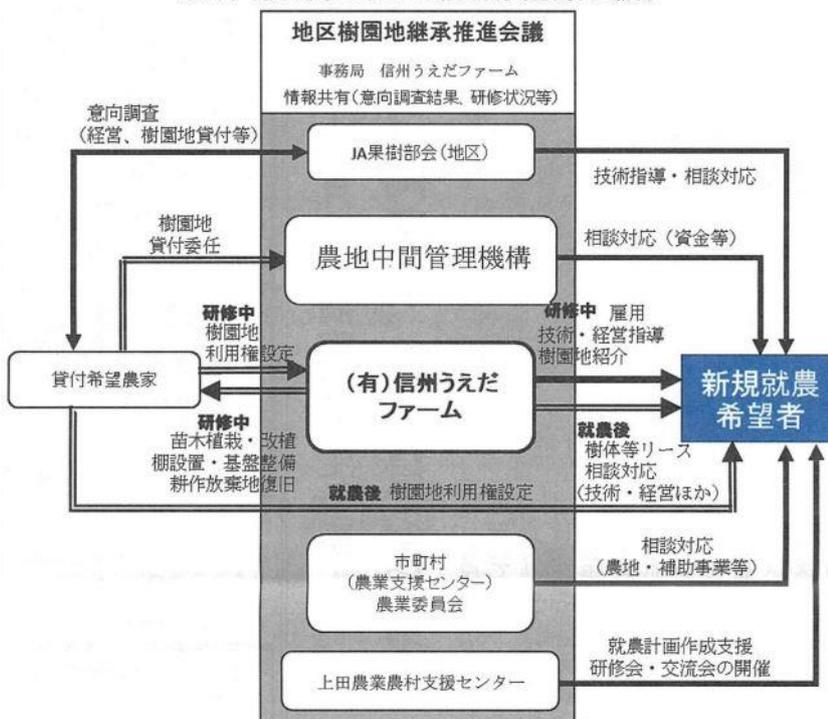
(カ) 研修実施者と就農者(定着者)の実績はどうか。

- ・ 平成21年から令和5年4月までの実績として、71名の研修生を受け入れ、独立就農した研修生が56名。就農後のリタイアは1名のみ(施設野菜)。
- ・ 果樹については、研修生40名を受け入れ、独立就農が33名(うち、ワイン用ブドウ;受入れ16名、独立就農15名)、現在研修中が7名。
- ・ 独立就農した者の中には、法人化して大規模経営をしている者や市議会議員になった者等地域の中核的活動者もいる。

(キ) 就農後の経営・栽培技術・販路確保等のサポート体制やその内容はどうなっているか。

- ・ 独立就農後の支援は、JA 組合員として、各種講習会や営農指導員による栽培・管理・経営の指導、収穫物の販路確保。
- ・ 会社としては、先述のとおり、農業機械の無償貸し出しや農家住宅の紹介のほか、今年から農業デジタル人材育成プロジェクトとして、上田市と連携してスマートグラスを使ってリング高植栽培のマニュアルづくりに着手、将来的には遠隔指導のできる事業の取組みを開始。

第1図 樹園地継承に当たっての推進体制(堀部原図に加筆)



資料) (有) 信州うえだファーム資料及び聞き取り調査結果から作成
注) 二重線の矢印は、樹園地及び樹体の利用等に関する内容



写真1 リンゴ園の高密度植栽培



写真2 ブドウ園整備(短梢栽培)

後継者・担い手育成の取組みの調書

1. 組織名: 農業生産法人有限会社柑香園(観音山フルーツガーデン)
2. 対応者: 代表取締役会長 児玉 典男 氏
3. 日時: 令和5年8月28日(現地調査)
4. 方法: 対面による直接の聞き取り
5. 調査内容(組織の取組み)

【取組み類型: A類型】

(ア) 法人の概要

- ・ 法人設立: 1962年11月
- ・ 資本金: 1000万円
- ・ 役職員構成: 役員 代表取締役会長、代表取締役社長、社外取締役、監査役
正社員 28名、パート社員約120名、期間アルバイト5~10名
- ・ 約100年続くフルーツ農家で、現会長は5代目
- ・ 法人事業(農業の担い手育成・耕作放棄地解消事業は(イ)に記述)
 - ①栽培事業: 約30年前は約4haの家族経営の専業農家。顧客の増加に伴い栽培面積不足から耕作放棄地約10haを借り受け、現在は約14haの柑橘栽培を中心に栽培。主な品目;温州みかん、レモン、不知火、ポンカン、はるみ、ライム、グレープフルーツ、柿、いちじく、ウメ、モモ、みかんの花のハチミツ、鉢植えレモンツリー 等
 - ②加工事業: 約15年前からフルーツ加工の工房として稼働し、原料は廃棄していた地域のフルーツを生産者から直接仕入れて原料として利用。主な加工品;ジャム数種、カード類(レモン、ユズ、ライム)、ドライフルーツ、みかんジュース(商標名とろこく)、みかんサイダー、ゼリー類(商標名なちゆるん)等
 - ③販売事業: 1996年に自社商品直接販売用WEBサイトを開設し、順次、ネット販売を増やし、17年前からすべてインターネット販売。2016年から紀の川市、かつらぎ町、高野町のふるさと納税品に採用。自社のフルーツのみでなく、近隣生産者に栽培指導(特に低農薬栽培)し生産者に有利な価格で仕入れるとともに、個々の生産者に有利な販売先(株式会社農業総合研究所等)を紹介。
<顧客リスト> 35万件以上(うち、個人販売90%以上)
<取引業者> デパート(阪急梅田店、大丸梅田店・札幌店、三越伊勢丹梅田店・新宿店、高島屋名古屋店・京都店・東京恵比寿店・日本橋店、新宿小田急店、等)、フルーツ専門店(新宿高野フルーツ、板垣フルーツ(仙台))、ホテル(セントレジデンス、日航、ブライトン、パレスホテル東京)、高級スーパー(紀伊国屋(東京、神奈川約10店舗)、アドベンチャーワールド(白浜))、全国のカフェ・ケーキ・レストラン等、観音山フルーツパーラー
 - ④観音山フルーツパーラー事業: 直営店(3店舗)地元のフルーツを使用したフルーツパーラーを自社直販所2階に本店を開設(2018年4月)(写真1)。2020年6月に田辺支店を、2021年10月に銀座支店に開設。フランチャイズ店(関西中心、河口湖・表参道に7店舗)自社と地元のフルーツを利用。
 - ⑤インターンシップ・農業体験・研修事業: 紀の川市で農家民泊として認定された建物の社宅として、研修生には家賃等を免除して提供。国内外の大学・団体・企業等からの若者約100名を研修・農業体験等で受入れ。
 - ⑥観光事業: みかん・柑橘狩り、モモ・ブドウ狩りの斡旋

(イ) 農業の担い手育成・耕作放棄地解消事業(概要)

- ・ 法人が農業次世代人材投資資金(準備型)の研修機関として全国から若者を募集し、農業の担い手育成プロジェクト事業として果樹の栽培管理・経営の長期研修を実施。
- ・ 平成28年頃から同事業を実施し、15名以上が紀の川市で独立就農。
- ・ 研修修了後は、法人が借りている一部園地の利用権の切り替えや園地の借入れを斡旋して独立就農を支援するとともに、その園の果実を同社が市場出荷よりも有利な価格で引き取ることにより販路を確保。

(ウ) 新規就農希望者の募集、研修期間、研修の運営方法

- ・ 全国から応募があり面接した上で、法人の農園でアルバイトとして働いてもらう。農業への適性については、一緒に働いた社員に聞いて判断。なお、面接の際には、研修の卒業生との面談の機会も設け経験者からの情報も提供。
- ・ 現在は、毎年1人の研修生を受入れ育てるように運用。
- ・ 研修期間は2年間。準備型の給付を受けた後の就農期限(1年以内)があるので、その間は法人の農園でアルバイトをするので、実質的には研修開始して3年以内に就農。
- ・ 栽培技術は法人の農園で従業員と一緒に作業して学んでもらう(写真2)が、農薬散布以外の基本栽培管理技術は農協が指導している栽培技術を学ぶように指導。
- ・ 農薬散布については、農協の散布が殺虫剤と殺菌剤を混合して1回の散布(2カウント)を実施し、年間計15~16カウントを散布。当法人では、それをどのようにして7カウントに抑えるかの管理技術を指導することにより、低農薬栽培を実現(資材費高騰による経費も節減)。
- ・ 当法人の販路は市場出荷でなく、見栄えを良くする規格は不要なので実現可能。
- ・ 研修生には、東京に同行して取引先などをみてマーケティングの勉強もしてもらっているが、就農後にマーケティングまで理解する研修生は少ない。
- ・ また、地域の付き合い方についても、就農する地域の状況、近隣の農家の人柄、道路の権利関係、ため池の水利の順番や共同の管理作業など、地域に溶け込めるように実地で指導。

(エ) 研修期間中の新規就農希望者の収入や住宅の確保の方法

- ・ 農業次世代投資資金(準備型)を活用。
- ・ 遠方からの研修者の住まいは家賃の安いアパートを紹介して借りてもらう。

(オ) 研修修了者への樹園地、施設、農機等の斡旋はどのようにしているか。また、樹園地、施設の継承(マッチング)はうまくいっているか。課題はあるか。(農水として特に高い関心事項)

A) 園地の基盤整備・継承の状況

- ・ 長期研修に入る研修者には法人が利用権済みの園地を確保し、研修修了時に貸し出す。研修者が気に入っている園地はその利用権を研修生に切り替える。
- ・ 法人の評判を聞いて高齢化した農業者から園地貸し出しの声はかかるようになってきている。その園地を借りる場合、水利の状況、園地の隣接道の有無、緩傾斜の水はけの良いところなどを確認。この条件に合っていて成木があればすぐに法人で借り受ける。
- ・ 更地で起伏がある園地の場合は、研修生とともに重機・ダンプカー等を持ち込んで自分たちで平坦な園地に整備する場合もあり。整備後は法人で育成した大苗を新植(写真3・4)。新植の場合、法人が欲しい果実を植栽し、結実する(2年程度経過)ようになった段階でその園地の利用権を研修修了生に切り替える。
- ・ 利用権を切り替える園地は研修修了生の住居の近くのを渡すようにしている。
- ・ 新植する果樹はいろいろあるが、現在はレモンやイチジクに力を入れている(写真2)。イチジク栽培も高齢化が進んでいることから、イチジク園を研修生に栽培してもらっている。
- ・ 最近の卒業生の中には、レモン園1haの利用権切り替えを受けて就農したが、すぐに近所

の農家から声がかかり、ウメ成木の園地の継承を受けた例がある。研修中に人柄が良い者には、園地が集まるのが現状。

- ・ 最近では高齢化が進行して園地を継承する親族もいないことから、固定資産税や水利費の負担もあり、無料でもよいから引き取ってほしいという者も現れている。そういった園地を研修修了者に継承していくようにしていきたい。

B) 農業機械、施設の斡旋等

- ・ 農機具販売事業者と連携して、研修生に月額3万円を積み立てており、就農後にその事業者から農業機械を購入することにより、実質72万円を助成。
- ・ 倉庫はなかなか継承できるものが出てこない。このため、園地で青果と加工用に選果をしたり、不知火などの貯蔵が必要なものは法人の貯蔵庫で預かっていたりしている。

C) 住宅の斡旋

- ・ 就農後の住まいは、従業員などからの情報を得て、それぞれの自己資金の状況により古民家を購入したりしている。

(カ) 研修実施者と就農者(定着者)の実績はどうか。

- ・ 過去7年間(令和4年10月時点)に15名以上が紀の川市で独立就農者し定着。
- ・ 法人の受委託園地約4haでの作業の他、法人からの園地利用権の切り替えによる経営面積は7ha以上で、卒業生自身が借り受けた園地が11haの実績。
- ・ 研修修了後、当法人との受委託や取引がなくなったが、紀の川地域の果樹の担い手になっている者もいる。

(キ) 就農後の経営・栽培技術・販路確保等のサポート体制やその内容はどうなっているか。

- ・ 研修修了後に独立就農した者の果実は、観音山フルーツガーデンの社員による食味評価で合格すれば法人が引き取る。すべて引き取れないほどの量が取れた場合は、有利な販売先(株式会社農業総合研究所*1等)を紹介。

*1 株式会社農業総合研究所は、和歌山県和歌山市に本社を置く企業。全国の生産者及び農産物直売所と提携し、農業総合研究所が運営する集荷施設で集荷した新鮮な農産物を都市部のスーパーマーケットを中心とした直売所で販売するプラットフォームを提供。生産者が農産物を規格にとらわれず自由に生産し、自ら販売価格や販売先を決めて出荷することで、所得拡大や農産物を“顔の見える”形で生活者に届ける流通を実現。また、流通にかかる日数が市場流通よりも短いため、新鮮な野菜を生活者へ届けることが可能。

- ・ 取引する価格は市場出荷の倍程度の価格で引き取る。例えば、ミカンであれば、味が良ければ2S・3Sまで込みで引き取るため、有田ミカンの生産者でも取引を望む価格を提供。
- ・ 例えば、温州ミカンの取引価格の設定については、農林水産省のホームページからの標準的労働時間や収量を参考にして、サラリーマン並みの所得を得るための価格を設定。
- ・ 産直市場よって*2がレジ袋の有料化から得られるお金を財源として、新規就農者助成金を出しており、初回の受給で60万円を受領*3できる。

*2 「産直市場よって*2」は、生産者と消費者の橋渡し役として、生産者自らが値段を決め、収穫後に直接店舗へ出荷・陳列し、新鮮な野菜や果物、花などを消費者に提供できる産直市場。和歌山県内への各エリアにある集配センターがあり、県内の生産者が近隣の集配センターや店舗へ産物を持ち込むと、次の日の朝には各店舗の店頭でそれが並ぶ。他府県の産物も同様で、独自の物流網により新鮮な各府県の農水産物を各店舗で販売。

*3 産直市場よって*2が設立した「公益財団法人 プラス農業育成財団」が50歳未満の者に和歌山県内において新規に就農を希望する者(又は、新規就農から5年以内の就農者で、継続して活動しており今後も継続して農業で生計を立てようとしている55歳未満の者)に初回60万円を支給。新規就農して5年以内であれば2回目以降30万円を支給(ただし、農業所得350万円未満が受給条件)



写真1 観音山フルーツパーラー(本店)



写真2 農場での研修の状況



写真3・4 園地の整備とレモンの新植

後継者・担い手育成の取組みの調書

1. 組織名:JAえひめ中央
2. 対応者:JAえひめ中央営農部経営支援課課長 林 諭 氏
3. 日時:令和5年7月6日
4. 方法:Zoom会議
5. 調査内容(組織の取組み)

【取組み類型:A類型】

(ア) 取組み(新規就農者の研修等)開始の経緯

- ・ JAえひめ中央管内の樹園地は傾斜でスピードスプレーヤーなど機械化による管理作業の省力化が難しく、高齢化による営農中止により農家数が著しく減少し、園地も減少し、廃園が増加(下図参照)。
- ・ 地域内に担い手がない中、外部から参入者を確保する必要があることから、平成25年に耕作放棄直前の園地をJAが借りて整備して研修園地(面積144a;松山市堀江地区、改植してすべて苗木からスタート)とした。その後、研修園面積を拡張し、現時点で野菜と柑橘併せて478.8aの広さ(野菜の研修園は伊予市に所在し、研修品目はナスとミニトマトの施設栽培及び露地栽培)。
- ・ 平成26年度から新規就農希望者を研修園に受け入れ始め、平成27年から正式に研修センター(写真1、2)として立ち上げ、本格的に研修生を受け入れ。

(イ) 新規就農希望者の募集方法等

- ・ 当初は、縁故や口コミ等により新規就農希望者を募集。
- ・ 研修センターが正式に立ち上がった平成27年から、JA ホームページ、就農相談会(マイナビ)で募集を行っており、また、現在は取りやめたが民間の就農紹介サイト(第1次産業ネット)での募集も実施。市町が行う就農相談会に研修センターが参加して募集することもある。
- ・ 募集・受入の運営は JA えひめ中央がすべて決定。
- ・ 農業次世代人材投資事業(準備型)への申請を前提として、就農時に49歳以下で次世代を担う農業者になる強い意欲を有している方であり、加えて研修センターにて年間1600時間以上の研修受講、JAえひめ中央管内での就農、研修開始前年の世帯所得が600万円以下などの応募要件あり。
- ・ 募集は定員に達するまで随時行っている。面接だけでは就農適性がわからないので、面接後に必ず体験をしてもらい、研修受入れの決定をしている。体験の期間は希望者の仕事の都合等によりまちまちで、最低1日から数日、場合によっては1週間程度行っている。

(ウ) 研修期間、研修の運営方法

- ・ 研修期間は2年間が基本。
- ・ 研修内容は研修ほ場での技術研修を中心に座学や各種研修会を実施(写真3～5)。
- ・ 研修園の樹種は、紅まどんな(施設)、はれひめ、宮内伊予柑、甘平、せとか(露地・施設)、カラマンダリン、ヘイワード(キウイフルーツ)。
- ・ 中晩柑なので、研修施設として一時貯蔵用の倉庫、選果機、チッパー等の農機具もあり使用方法等は研修内容に組み込んでいる。
- ・ 座学は月に1回行っており、県や市などの外部講師による講義や、関連施設への見学などもある。座学の研修内容は、栽培以外の事項に重点を置き、就農後の確定申告、次世代資金や補助事業の申請、収入保険などの話が中心。また、JAの共販の意義や収益を上げる

ための果樹栽培技術の向上の重要性など理解促進の講習も実施。

- ・ 栽培技術に関する座学的なことは、雨天により研修園での作業ができないときなどに実施。
- ・ 月1回の座学の機会は、果樹と野菜の研修生が一堂に会して交流する機会。
- ・ 研修園運営の収支については、研修園を担当しているJA正職員4名の人件費を入れると赤字。その他臨時職員2名を雇用し、園地管理の管理費をいれると、経費としては約2千万円かかり、研修園からの果実等収穫物の売り上げが2千万円弱(最近になって収支トントン)。研修園担当の正職員の人件費はJAの営農活動費としてみている。
- ・ 県や市町からは研修センター運営の助成金を受けている。
- ・ 研修期間中でも就農先の園地の見通しがつけば、当該地区の行事に参加し早くその地区に溶け込むように指導。新規就農当初から良い園地を継承できるケースはあまりないが、当該地区に溶け込み真面目に営農に取り組んでいれば新規就農者が借りることのできる条件の良い園地が集まってくるのが実態。
- ・ 継承園地が決まっていない研修者の場合には、短期のアルバイト(摘果、収穫等の作業)の話があった際に行ってもらおうようにしている。農家のところに研修生が行けば、園地を借りるという話題もでることがあり、その地区の顔つなぎの機会となる。

(エ) 研修期間中の新規就農希望者の収入や住宅の確保の方法

- ・ 新規就農者の募集要項中に農業次世代人材投資資金(準備型)の申請要件に合致することを求めており、研修者全員が当該資金を得ている。ただし、JAでは研修生に対してなるべく残して就農後の投資資金とするように指導。
- ・ 同資金の要件に合致しない年齢の者の研修希望もあるが、JAが運営している無料職業紹介所での短期雇用を照会することにより対応(新規就農研修とは別建て)
- ・ 研修期間中の住居については、Iターン就農希望者の場合、愛媛県・松山市の相談窓口を紹介して対応。松山市では民間のアパートもあり、県外からの新規就農希望者にはJAから住居の助成金(家賃の半額、上限2万円/月)の利用が可能。

(オ) 研修修了者への園地、施設、農機等の斡旋はどのようにしているか。また、園地、施設の継承(マッチング)はうまくいっているか。課題はあるか。(農水として特に高い関心事項)

A) 園地継承

- ・ JAの空き園地の情報収集については、JAの営農指導員が各地域にいるので、それら営農指導員から空く可能性のある園地の情報を得ている。金融部門等で得た営農を止めたいといった情報も収集している。JA主催の農地相談会で農地を貸したいといった組合員からの相談も情報源となる。また、短期アルバイトなど各地区に研修生が行ったときに収集した情報も利用。地元の農業委員から情報提供される場合もある。
- ・ 就農計画が成り立つように、最低でも60aの園地が継承できるよう就農時にマッチング。成木のきれいな園地の継承は難しく、営農を中止して耕作放棄地とはなっていない園地は借りるようにしており、耕作放棄地となっても借りて開墾した園地をマッチングしているケースもある。
- ・ 研修期間中に成木の園地の借入れ案件が出てきた場合、研修センターが中間保有的に借り受け、その園地を研修生の就農時に引き継ぐケースは多い。園地の出し手も、農協の研修センターであれば信頼して貸すということがある。
- ・ 研修センターによる園地の借受け・管理の実績は、R2(58a)、R3(92a)、R4(72a)、R5(33a)であり、第3者への継承園地面積は70aとなっている。
- ・ 研修センターが中間保有的に借り受けた園地の管理費用については、引き継ぐ予定の新規就農者が決まっている場合は、その人に就農後に請求する。他方、誰が引き継ぐか決まっていない場合は研修園として利用し、借り手が見つかるまでの園地の管理費用は研修セ

ンター負担とし、その後新規就農者に引き継ぐことになった場合は、その間の園地の管理費用は引き継ぐ人には請求しない。

- ・ 最近の事例として、体調を壊した農家の園地を研修センターの研修園として位置づけ、その農家と一緒に研修生も作業を通じて栽培技術について教えを受け、その研修生の就農時にその農家の園地をそっくり継承するといった、研修センターを仲立ちとした第三者継承がある。こうした第三者継承仲立ちの取組みは現在も1件進行中。あまり多くはないが、これまでの研修センターの新規就農の活動や実際に研修を経て就農した者の評判等などから地域の農家に信頼を得た結果であり、このような事例が増えると良いと考えている。
- ・ 管内の農家の営農継続の意思に関する調査については、研修センターとして今後行っていくことを考えている。ただし、JAの組合員数も多いので、アンケートで毎年情報を更新することは難しい。
- ・ 特に、コロナ禍以降、外部の新規参入の研修生が増えていることから、それら研修生の就農時に継承できる園地等を確保することが重要と考えている。

B) 農業機械、施設の斡旋

- ・ 作業倉庫の継承は園地以上に難しい。倉庫付きの園地がある場合には、倉庫のためだけに園地を借りたり、園地が見つかった地区で倉庫の貸し手がいないか探したりしている。
- ・ それでも見つからない人は、テント型の倉庫やパイプハウスを建てて作業場になっている状況。
- ・ 宮内伊予柑は2～3か月の貯蔵が必要なため、新規就農者の中には農地を転用して倉庫等に利用したいという人もいるが、農地転用前提だと農業委員会が厳しく、難しい状況。(農地を貸す側は、好きに使ってほしいという人が多いので倉庫を建ててもあまり問題にはならない)
- ・ 中古の農業機械(動噴、草刈り機。傾斜地のためスピードスプレーヤーや乗用草刈り機はなし)の新規就農者への斡旋は農機センターと連携しJAとしても実施。

(カ) 研修実施者と就農者(定着者)の実績はどうか。

- ・ 研修生の受入れ実績;平成25～27年度10名(柑橘主体)、28年度13名、29年度11名、30年度15名、令和元年度13名、令和2年度14名、令和3年度17名、令和4年度15名
- ・ 研修受入者総数108名で、柑橘67名、柑橘・野菜複合10名、野菜32名の内訳。
- ・ 柑橘・野菜複合の研修を希望する者は、就農後の柑橘栽培の未収益期間の対応として野菜栽培を取り入れる者が多い(中には、柑橘栽培と夏のキュウリ栽培を経営の柱に就農した者もいるが作業的には相当きつと思われる)。
- ・ 就農者の実績;平成25～27年度1名、28年度5名、29年度12名、30年度7名、令和元年度19名、令和2年度11名、令和3年度7名、令和4年度12名。就農者総数75名で、その内訳は、柑橘51名、柑橘・野菜複合19名、野菜5名。
- ・ 当初は研修期間が1年の者もあり、就農しなかった者もあるので、年度ごとの研修者と就農者の関係は一致していない。
- ・ 研修後に就農して定着した割合は8割を超えている。就農し定着しなかった理由は、離婚、死亡等で、「農業が嫌になった」、「土地に合わなかった」という理由で定着しなかった者はほとんどいない。研修応募の面接時や研修期間中から、公的資金を受け取り研修することになるので途中でやめるといったことはできないと説明することから、相当な覚悟を持ってくる人がほとんど。
- ・ やめた人はいないが、就農後に経営が苦しい人はいるので、就農後もフォローアップし、営農が継続され地域に定着するようにしていくことが課題と考えている。

(キ) 就農後の経営・栽培技術・販路確保等のサポート体制やその内容はどうなっているか。

- ・ 新規就農時に農業次世代人材投資資金(開始型)から資金を受けるので、行政とJAと一緒にサポートチームとして就農後の支援。年1回の新規就農者への巡回を行政とともに実施。
- ・ それに加えて、JAえひめとして、就農後5年間は就農者の農業収益など確定申告の内容の確認をし、指導している。
- ・ 果実の販路確保はJAが責任をもって行い、新規就農者には技術向上など栽培に集中してもらおうようにしている。

(ク) 園地の集積・集約や園地整備の状況はどなっているか。

- ・ 簡単な園内道整備のようなユンボを使ってできるようなものについては、自分たちで実施する。(継承する者が決まっている園地については、引き継ぐ者に行ってもらおう。研修生にはユンボの運転免許をとりにいってもらおうようにしている。受験費用の半額をJAが負担している。)
- ・ 改植については、園地を引き継いだ後に自分で行ってもらおう。改植した場合に成木になるまでの期間が5～6年かかるが、就農後であれば、果樹経営支援事業を利用して未収益期間の助成も受けることができる。
- ・ 継承する園地では、宮内伊予柑が植わっていることが多く、老木で痛んでいたり、新規就農者に倉庫がない場合が多いので、継承した新規就農者は順次改植をしていく場合が多い。施設栽培の場合は、紅まどんな、またはせとかに改植する者がほとんど。
- ・ 紅まどんなの施設を作って改植する場合に、経営発展支援事業を活用する新規就農者もいるが、上限が1千万円で施設10aしか建てられない。
- ・ 新規就農対策とは別に、耕作放棄地の利用権を農地バンクに集めて、機構関連事業を活用して基盤整備を行っている。研修生がその地域の一部に入植する場合もある。

JAえひめ中央管内の状況（栽培面積の推移） 単位：ha

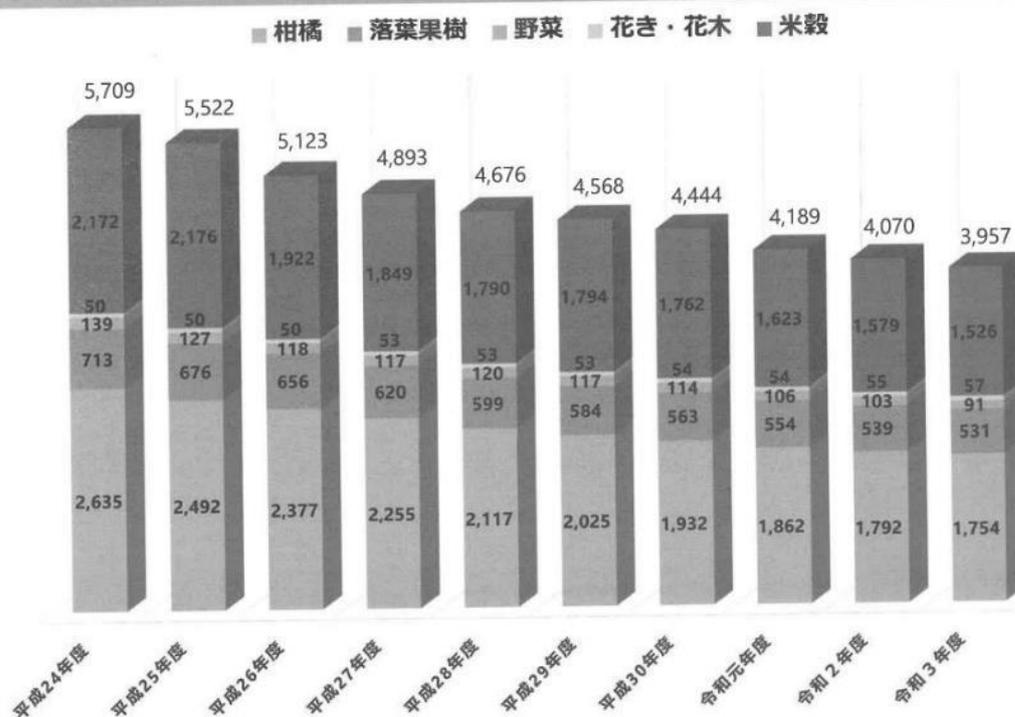


図 JAえひめ中央管内の状況



写真1 新規就農研修センター



写真2 新規就農研修センター(園地)



写真3 新規就農研修の状況(かんきつ)



写真4 新規就農研修(キウイフルーツ)





写真5 新規就農研修(座学)

後継者・担い手育成の取組みの調書

1. 組織名:JAにしうわ
2. 対応者:JAにしうわ営農振興部 宇都宮部長、三崎出張所 藤原係長
3. 日時:令和5年3月20日(現地調査;農林水産省)、令和5年3月1日(オンライン・ヒアリング;農林水産省)等
4. 方法:WEB 会議での応答、現地調査では直接の聞き取り、シンポジウムの資料等
5. 調査内容(組織の取組み)

【取組み類型:A・B類型】

(ア) 取組み(新規就農者の研修等)開始の経緯

- ・ 平成26年から県・市町・JAが連携して「西宇和みかん支援隊」を立ち上げた。この背景は、高齢化等による出荷者や栽培面積の減少に対応して、農地の維持、生産量の確保のため、新規就農希望者の研修、雇用労働力(援農者)の確保と研修、就農と就業の支援等のための体制整備が必要であったことによる。
- ・ 西宇和みかん支援隊による新規就農支援は平成27年から開始し、①都市部等での就農相談活動や農業体験・現地見学の受入れ、②集落の生産者と協力した研修生の技術研修の実施、③就農時の農地等の情報斡旋に取り組むことにより、行政・JA・生産者が一体となって就農希望者の総合的なサポートを行っている(図1)。

(イ) 新規就農希望者の募集方法等

- ・ 新規就農希望については、電話・メールでの申し込みは随時受け付けている。温州みかん収穫作業のアルバイトとして2～3年来た者が就農を希望するケースが多い。
(注:西宇和みかん支援隊では、雇用労働力不足の対応としてみかんの収穫作業のアルバイト事業を行っており、令和4年度の実績では、アルバイトが526名で、20歳代から40歳代が8割以上となっている。)
- ・ 収穫作業のアルバイトを経験した者は、地域への馴染みもあり就農先での受入れがスムーズに行える事例が多いというメリットがある。
- ・ また、体験型短期研修の受入れも行っている。当初は、ホームステイ方式で短期研修を行っていたが、最近では長期研修用の宿泊施設(マンダリン)に入ってもらおうようにしている。
- ・ 就農希望の相談があった場合、就農したい地区の確認とその地区での園地の空き状況、倉庫確保の可否等を確認し、その地区で受入れが可能との目途が立った段階で研修の受入れを行っている。

(ウ) 研修期間、研修の運営方法

- ・ JAにしうわ管内(八幡浜市、伊方町、西予市三瓶町)の集落ごとに設置した担い手支援チーム(集落内の農家から構成)が新規就農希望者1～2名に対して最長2年間の研修を行う。
- ・ 農家の園地において栽培・管理等の技術を週に5日間の研修を受け、週1回の集合研修(JA研修園での研修、座学研修、税務研修、事業申請等)を受ける(写真1・2・3)。
- ・ 担い手支援チームによる研修では、日々の研修を通じて集落内の生産者など地域の方々とのコミュニケーションを深めながら、将来その地域で就農することができるというメリットがある。
- ・ 地域(共選組合単位)によっては共同スプリンクラーの管理を行っていることから、そのような地域に入った研修者にはこの管理を行う組合に参加してもらい地域の農家と深く交流するようにしている。

(エ) 研修期間中の新規就農希望者の収入や住宅の確保の方法

- ・ 農業次世代人材投資資金(準備型)が利用できるので申請するよう指導している。
- ・ 長期研修中の仮住まいとして、閉校した小学校を改修した宿泊施設(マンダリン)を利用している。

(オ) 研修修了者への園地、施設、農機等の斡旋はどのようにしているか。また、園地、施設の継承(マッチング)はうまくいっているか。課題はあるか。(農水として特に高い関心事項)

A) 園地継承

- ・ 担い手支援チームの農家と協力して農地情報を収集し、就農時に継承できるようにしている(写真2・3)。
- ・ JA農業経営事業の中で、かんきつ園203aを管理(令和4年時点)しており、集合研修で活用している。離農等により管理できなくなったみかん園地を預かるものであり、研修生が就農時に引き継ぐ園地を中間管理する役割を担っている。
- ・ なお、研修園では、必要に応じて改植等の管理を行っているが、突発的な対応となるため、事前の計画申請が必要な果樹経営支援対策事業は活用していない。
- ・ 研修園の管理費用は、年間400万円強(令和4年度実績)で、その費用は研修園からの収穫される果実販売収入とJAの助成金(新規就農者に継承するまでの園地中間保有の役割があることから、農業経営事業の中で対応)で賄っている。
- ・ 農家から貸与希望のある園地は条件の悪い園地や生産性の低い園地が多いため、すぐに営農を開始するには不利な条件のケースがある。かんきつ類の改植をしても十分な収量が得られるまでに7~8年要し経営安定化に時間がかかるので一気にはできない。

B) 農業機械、施設等の斡旋

- ・ 農業機械や作業倉庫についても、担い手支援チームの農家と協力して情報を収集し、就農時に継承できるようにしている。
- ・ 支援チームが最も苦勞していることは、庭先選果を行う倉庫が確保できないことである。離農により園地を貸したとしても住宅に隣接する倉庫は貸さないことが多い。
- ・ 園地継承の見通しが立っても倉庫の手当てができないため、新規就農希望者に長期研修の受入れを待ってもらっている地域もある。
- ・ 継承可能な園地・倉庫等の確保のため、農家に対するアンケート調査を行っており、これらを通じて、産地維持のための第三者継承に対する農家の意識の醸成が重要となっている。
- ・ 就農後の住宅確保については、空き家情報の収集に集落内の農家も協力している。また、行政(市)では空き家対策の協議会があり、JAも出席してマッチングに関与している。

(カ) 研修実施者と就農者(定着者)の実績はどうか。

- ・ 平成27年から長期研修者の受入れを開始し、令和4年12月時点で34名の研修生を受け入れた。うち、令和5年7月時点で24名が就農(独立就農)し、6名が研修中(就農に至らなかった者4名)。
- ・ 34名の長期研修生のうち、みかん収穫アルバイトから研修生となった者が12名、募集活動から農業体験・収穫アルバイトを経て研修生となった者が11名と、アルバイト経験が地域に知り合いもできることにもなり、長期研修・就農に大きな役割を果たしている。

(キ) 就農後の経営・栽培技術・販路確保等のサポート体制やその内容はどうなっているか。

- ・ 就農後は、JAの各種講習会や営農指導員により栽培・管理・経営の指導を実施している(写真4)。
- ・ 多くの生産者が集落ごとの共同選果部会に所属して、収穫物を共販することにより販路確保を支援している。

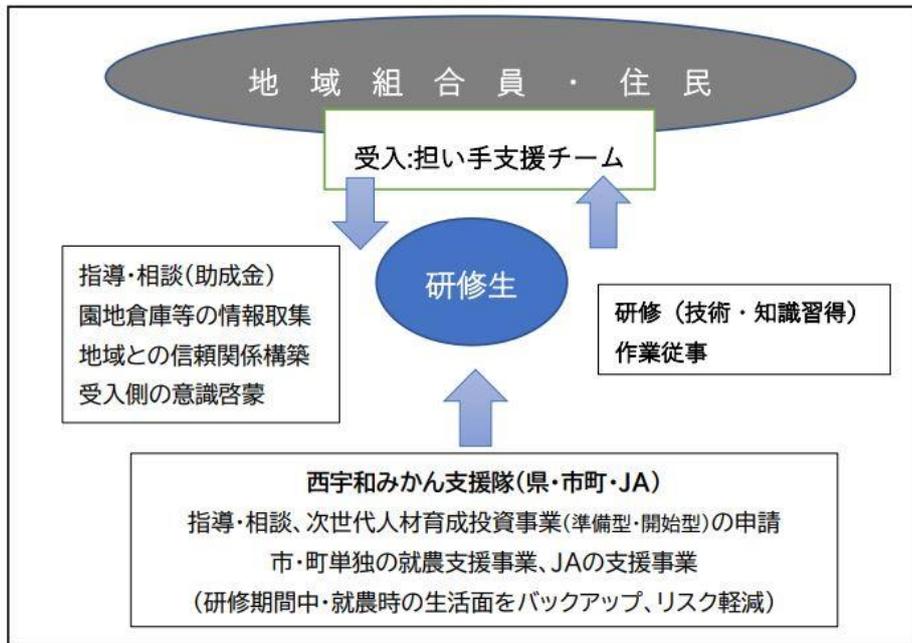


図1 西宇和みかん支援隊の仕組み



写真1 支援隊による研修の状況①



写真2 支援隊による研修の状況②



写真3 支援隊による研修の状況③



写真4 新規就農者の継承した園地



写真5 JA にしうわの園地の風景

後継者・担い手育成の取組みの調書

1. 組織名:JAおちいまばり
2. 対応者:JAおちいまばり 営農企画課 課長 村上 直樹 氏
" 河上 浩和 氏(新規就農サポート担当)
" 田窪 健人 氏
" 高本 圭 氏(新規就農サポート事業専任担当)
3. 日時:令和5年7月27日
4. 方法:Zoom会議
5. 調査内容(組織の取組み)

【取組み類型:A(D)類型】

(ア) 取組み(新規就農者の研修等)開始の経緯

- ・ JA管内は島嶼部にあり、その中の大三島に20年前頃からIターン・Uターンによる移住者が増え始め、その移住者の中で自然農法を始めた人の取組みに感銘を受けた人々の就農希望が見られるようになった(平成27年時点で今治市に移住相談のあった41名に就農希望があり、JAが個別に相談対応)。
- ・ JAとしても荒廃園の増加、農家数の減少に対応して、新規就農者を増やす取組みが重要との認識で、同島で盛んなかんきつ生産の生産量の減少が著しいことから、平成29年度に新規就農サポート事業を開始し、かんきつ栽培での新規就農者の育成に取り組んだ。

(イ) 新規就農希望者の募集方法等

- ・ 市の移住相談からくるものに加えて、新農業人フェア・マイナビ農業のウェブサイト経由、県主催の新規就農相談会などで募集活動。
- ・ コロナ禍により1回の相談会で1~2名と少なく、就農理由も都市に住みたくない、有機農業をしたいといったもので、また年齢も60歳・70歳代が多く、研修生の募集が困難な状況。
- ・ 今年は7~8名の相談者がおり、7割程度はかんきつ栽培を希望。
- ・ 体験研修は必須条件にしておらず、希望によって体験作業の受入れは可能。現在体験研修を計画中で、収穫作業のみでなく暑い時期の管理作業なども含めたものを考慮中。
- ・ 70~80名の相談があり、面接等の結果、長期研修に入るのは1~2名程度。
- ・ 長期研修受入れの要件は、基本的には、農業次世代人材投資資金(準備型)の要件になるが、中には自己資金があり、就農時に50歳超えの者や大手企業の退職奨励での退職者などが長期研修を修了して就農した例もある。

(ウ) 研修期間、研修の運営方法

- ・ 研修は2年間が基本。理想は3年間の研修で最後の1年は自分一人で栽培管理を行い研修の方が就農後の経営管理が安定すると思う。
- ・ 研修カリキュラムについては、JAが2年間分の月ごとの研修内容を用意。
- ・ 研修内容は、柑橘栽培に関する技術全般(剪定、施肥、防除、摘果・収穫(温州ミカンの極早生・早生・中生等、中晩柑の種類別・栽培ステージ別に)、水分・雑草管理、日焼け・防寒対策等)、圃場整備及び管理、農業用機械の使用方法及び整備、出荷調整の技術、経営管理に関する知識(確定申告、損益等)。
- ・ 研修園としてきちんと整備・管理しているのは60~70a。
- ・ 研修園の樹種は温州ミカン(極早生・普通種)、晩柑類(いよかん、はれひめ、甘平、紅まどんな、紅プリンセス、せとか、レモン、ポンカン等)、キウイフルーツ

- ・ そのほか、規模縮小・離農する農家から園地を借りて研修園として、研修修了後の就農時に研修生に継承するので、毎年研修園の面積が変動(去年は4haで、今年は2ha程度)。
- ・ 研修園から得られる収穫物の販売収益と園地管理の資材費(200万円)が均衡している状況。研修園に係る人件費はJA負担。
- ・ 研修園(60a、みかん苗木500~600本)への連絡道路が災害により流出しており、徒歩のみ(軽トラが入らない)のアクセスで15分要する園地となっており、収穫物の運搬が運搬車で数十往復を要する状況で、今後の取り扱いを悩んでいる(図1)。

(エ) 研修期間中の新規就農希望者の収入や住宅の確保の方法

- ・ 多くの研修生は、農業次世代人材投資資金(準備型)を受給している。
- ・ 住まいについては、島の中は小部落ごとに分かれており、住みたい部落を決めている人は今治市の空き家バンクで調べて購入している人もいる。決めていない人は一旦市営住宅に入って自分が住みたい部落と空き家を探す人が多い。
- ・ 稀ではあるが、JAで心当たりのある空き家を紹介する場合もある。

(オ) 研修修了者への園地、施設、農機等の斡旋はどのようにしているか。また、園地、施設の継承(マッチング)はうまくいっているか。課題はあるか。(農水として特に高い関心事項)

A) 園地継承

- ・ 園地継承は、研修園が営農をやめる農家から譲り受けて研修園として、研修修了時に園地の利用権を切り替えて継承。ただし、アクセスが悪いところは借受けを断っている。
- ・ JAが借りて継承した園地の実績については、9地区で6.65ha。
- ・ 貸し出される園地は、1筆10a以下で不定形な園地が多く、スピードスプレーヤーや乗用草刈り機が使えるような園地はない(写真1・2)。
- ・ この数年は、農家から出てくる園地の状態は悪くなく、成木のまま研修園にすることができ、そのような園地はいよかんが主体。
- ・ 園地の管理の状態が悪く、改植する場合は研修者の希望によるが最近ではレモンや紅まどんな等の愛媛ブランド品種への改植が多い。JAによる改植(写真3)の実績は2.48ha。その際の改植費用はJA負担で改植し、研修生がそのまま引き継ぐ。
- ・ 災害復旧で整備された園地の継承もJAが中心で実施(下記(ク)参照)
- ・ 新規就農者が地域に入って溶け込むことにより、周囲の農家から園地を引き継ぐといった良い影響も出ている。
- ・ 研修生が地域に溶け込むため、かんきつ生産部会の毎月の講習会への参加や、住む予定の部落の祭りなどへの参加も促す。
- ・ マルドリ栽培の小さな共同管理組織があり、近くに改植した園地があれば新規就農者の参加も奨励している。
- ・ 新規就農者へ園地を貸すことについては、移住の多い島であり、園地を荒らすよりは外部の者に貸した方が良いとの意識があり、抵抗は少ない。
- ・ ただし、園地継承者の農法が自然農法だと園地管理が放任的なので貸したくないという風潮が出てきている(自然農法でも園地管理をしっかりしている人もいるが、最近の若者では放任的管理の者もおりイメージが悪くなっている)。
- ・ 園地の貸借の手続きは農業委員会による相対での利用権設定が主。園主によっては誰に貸したかを気にする人がいる。

B) 農業機械、施設の斡旋

- ・ 住まいを探す際に、晩柑類の営農には選果や貯蔵のための倉庫が必要であることから、倉庫付きの住宅を探すよう指導。
- ・ よほどの条件を求めない限り、空き家は見つかる状況。

- ・ 軽トラは研修期間中も移動手段として活用するので自分で購入。
- ・ タイミングが合えば農機を継承することもあり。

(カ) 研修実施者と就農者(定着者)の実績はどうか。

- ・ 研修生の受入れ実績;平成29～令和5年3月末までに、12名の研修生を受入れて指導し11名が就農(すべてかんきつ栽培)。
- ・ 妻帯者が半分程度で、単身で来る人もいる。
- ・ 就農時の経営面積は60a～1haを目安に継承。令和4年度に新たに就農した者3名の平均面積が80a。その後、自分で借受けをして1.5haまで拡大する者が多い(近場の小さな園地を集積)。
- ・ レモンや、紅まどんな等の愛媛県のブランド品種を栽培する者が多い。

(キ) 就農後の経営・栽培技術・販路確保等のサポート体制やその内容はどうなっているか。

- ・ 栽培技術や税務は地域の営農指導員が実施。
- ・ また、JAの研修担当が相談に乗ることもある。
- ・ 移住者が多い島でもあることから、新規就農者が各部落に入ると近隣農家が栽培等について面倒を見てくれることが多い。
- ・ 販売ルートはJA共販。
- ・ 大きく改植をした者は経営が苦しいように見える者もいるが、就農開始資金の他、JAの直売所での売り上げや、周辺農家でのアルバイトなどにより収入を得て生活している。

(ク) 園地の集積・集約や園地整備の状況はどなっているか。

- ・ 平成30年7月の豪雨災害により被災した大三島上浦地区は、農地再編復旧整備事業を活用して園地復旧を令和3年度から実施し、整備後の園地1.3haをJAが研修園として借り受けて栽培管理を行うとともに、その他の施工区も含めて5ha以上を新規就農者に順次継承をしていく予定(図2)。
- ・ 主な樹種は、レモン、はれひめ、甘平、紅まどんな、紅プリンセス。

(ケ) 国への要望

- ・ 経営発展支援事業を有効に活用したいものの、次のような課題がある。
 - ① 新規就農者が事業実施主体となり、施設整備等のために資材の取引先を探す必要があるが、本人は探せないのが、JAが代行することが必要。
 - ② 年度末に就農する者の申請が間に合うのかという問題。
 - ③ 新規就農者は、初期投資額を抑えるため、例えば動噴は低スペックもの、また、剪定作業一式の器機等を導入したくとも、1点当たりの単価が50万円以上となっているため事業の利用ができない(カンキツ栽培に必要な機器は、1点では低額でも一式で投資額が嵩むといった実態がある)。
- ・ ブランド中晩柑の改植/新植では当初は露地栽培で十分で、結実前までに施設化すれば良いので、新規就農1年目に収穫が見込めない果樹については、例えば就農後2年目でも採択を認めるような初期投資を平準化する特別な要件を検討(経営開始の給付期間が5年→3年と果樹にとっては厳しくなった点も考慮)して欲しい。
- ・ 研修の座学などで認定新規就農者の申請準備などは組み込まれているが、経営発展支援事業は始まったばかりの事業で、行政の担当により運用の解釈も異なっており混乱している状況。



アクセス道路の流出部分

図1 災害によりアクセス道が流出した研修園地



写真1 研修園での収穫作業



写真2 研修園での摘果作業



写真3 JAによる園地の改植



再編復旧計画第一弾となる「井口工区」

品 種 (定植予定年月)	井口工区 令和5年3月	盛工区 令和6年3月	古戸工区 令和8年3月	合 計 (単位：ha)
レ モ ン	1.8	0.2		2.0
は れ ひ め		2.6	0.6	3.2
甘 平		0.2		0.2
紅プリンセス		1.1		1.1
紅まどんな (施設)		0.2		0.2
紅プリンセス (施設)		0.1		0.1
合 計	1.8	4.4	0.6	6.8

定植予定品種計画表

図2 大三島上浦地区(井口工区)の農地復旧整備の計画

後継者・担い手育成の取組みの調書

1. 組織名:JAえひめ南
2. 対応者:JAえひめ南 みかん指導販売部部长 就農支援室 室長 伊藤 健二 氏
" 就農支援室 次長 山内 隆次 氏
" 就農支援室 課長 砂田 英樹 氏
" 就農支援室 参与 久保田 誠 氏
3. 日時:令和5年7月11日
4. 方法:Zoom会議
5. 調査内容(組織の取組み)

【取組み類型:A類型】

(ア) 取組み(新規就農者の研修等)開始の経緯

- ・ JAえひめ南は、四国西南部(宇和島市、愛南町、鬼北町、松野町)に位置し、宇和海に臨むリアス式海岸と急峻な山々に囲まれており、傾斜地では果樹生産が、平坦部では水稻・野菜等生産が盛ん。特に、宇和島市と愛南町の臨海地域では温暖な気候から柑橘栽培が盛んであり、ポンカン、河内晩柑、ブラッドオレンジは日本一の生産量。
- ・ まず、令和元年から愛南町が、農家の高齢化、担い手の減少、荒廃農地の増加を受けて、県のファーマーサポーター支援事業を活用して、町内における担い手育成対策として「南宇和就農研修」を実施(図1)。
- ・ 当該研修は、JA研修農場2ha強において、河内晩柑、あまなつ、ブロッコリーの栽培を実習(果樹・野菜の複合経営を指導するものではない)(写真1及び2)。
- ・ JA研修農場設置の経緯は、愛南町役場が経営規模を縮小する農家(法人)のまとまった園地が出てくるのでJA研修農場としてはどうかとの紹介があったことによる。
- ・ 他方、宇和島市においては、5年前にあった大きな災害の復興対策への対応もあり取組みが遅れていたが、今年度から高齢化による担い手不足への課題に対応する取組みを開始。具体的には、国(経営局)のサポート体制構築事業を活用して、宇和島市においてかんきつ栽培新規就農者育成のため「みかん学校」を令和6年に開校すべく準備中(図1)。準備に当たっては、JAにしゅうわ、JAえひめ中央の取組みを参考とした。
- ・ みかん学校の研修農場50a(実面積)(温州みかん主体の成木と、河内晩柑等)を確保済み(写真3)。さらに、30aの研修農場(温州みかんとポンカン)の設置を計画。令和6年度に開校した後も、さらに令和6年度以降も研修園地を広げ、研修修了者に園地利用権の切り替えをするよう運用することを検討中。
- ・ また、JAガソリンスタンドを改造して、みかん学校の拠点施設として、座学や農機具等の倉庫として活用(写真4)。

(イ) 新規就農希望者の募集方法等

- ・ 南宇和就農研修は、就農予定時の年齢が60歳未満で、愛南町内に就農する者を対象としており、地元出身者を中心に主としてUターン就農者を対象として町とJAの広報や就農フェアにより募集。
- ・ 年間2名～3名程度の研修生。令和5年度は3名の研修生で、うち1名が山形県出身女性(旦那が地元出身者)。県外から帰ってきた人や地元で他業種に就いていた人が就農を目指して研修。
- ・ みかん学校では、就農予定時の年齢が原則49歳以下で、研修修了後1年以内に宇和島市に就農するものを対象としており、市やJAのホームページ、広報への掲載や就農フェアに

より募集中。定員として5名の研修生(地元出身3名、新規参入者2名)を受入れ予定で、問い合わせが2名ある状況。

- ・ 受け入れ決定の前に、短期体験研修を受けることを要請しており、短期の宿泊施設で宿泊してもらう予定。短期研修は、宇和島市農業支援センター*の「親方農家」(新規就農協力農家)のほ場、または、JA研修農場での実施を考えている。

*市役所、農業委員会、県普及組織、JAが一体となった支援組織。

(ウ) 研修期間、研修の運営方法

- ・ 研修は2年間(4月～翌年度3月)が基本。1年の研修で就農する人もいる。
- ・ JA研修農場での研修指導は、営農センターの専属職員1名と臨時職員1名が対応している。その運営経費は、人件費も入れると1千万円程度かかり、農場管理の資材費等の管理経費は県と町の補助金で賄えるが、研修指導の人件費はJAの自己資金で賄っている。
- ・ 現状では2つの研修農場は、それぞれ独立して運営していく予定。

(エ) 研修期間中の新規就農希望者の収入や住宅の確保の方法

- ・ 研修期間中の収入は、農業次世代人材投資資金(準備型)の受給か、自己資金で対応。
- ・ 研修中の住宅は、斡旋予定。
- ・ 宇和島市で就農するIターン就農者の場合には、市の空き家バンクから空き家の購入を紹介する予定。

(オ) 研修修了者への園地、施設、農機等の斡旋はどのようにしているか。また、園地、施設の継承(マッチング)はうまくいっているか。課題はあるか。(農水として特に高い関心事項)

A) 園地継承

- ・ 宇和島市とJAで協力して継承園地を探す予定。現時点で2件の農家が第3者継承を希望している情報を保有している。
- ・ 管内の農家に対する今後の営農に関するアンケートを行う計画はない。営農指導員が個々の農家の経営状況に関する情報を有しており、その他地域の生産者の集まり(南予果樹同志会、後継者クラブ等)の情報を集約することにより、管内の規模縮小や離農等の情報をJA本部の就農支援室に集め、新規就農者に提供することにより園地継承のマッチングをしていく予定。
- ・ また、宇和島市農業支援センターが5地区で地区ごとに月1回の会合があり、そこで園地継承に関する情報交換をする予定となっている。
- ・ 研修カリキュラムにおいて、JA研修農場での実習のみでなく、先進農家での研修も50日程度取っており、地域農家に触れ合うことも配慮している。その他、地域行事への参加、地域の部会や講習会への参加も促すようにしたい。

B) 農業機械、施設の斡旋

- ・ 収穫物の保管や選果機を置く倉庫がなく、Iターン新規就農者のマッチングが難しい。
- ・ 愛南町で新規就農した人はUターン就農者だったので、問題なかった。
- ・ 宇和島市農業支援センターで農機具バンクの試行が行われている。

(カ) 研修実施者と就農者(定着者)の実績はどうか。

- ・ 南宇和就農研修では、延べ8名が研修を受講し、5名が柑橘栽培で就農(みかん改植による未収益期間にブロッコリー栽培をする者や、就農後にかんぺい、紅まどんな等の晩かん類を栽培する者もいる)。

(キ) 就農後の経営・栽培技術・販路確保等のサポート体制やその内容はどうなっているか。

- ・ 販路はJAの共販を中心に関係機関で指導。

(ク) 園地の集積・集約や園地整備の状況はどなっているか。

- ・ 荒廃した園地については、JAが借りた上で、研修の一環で自分たちが園内道の整備や改植などをして研修修了後に独立する時に継承できるようにしていく予定。
- ・ JAが行うトレーニングファームのための園地の整備事業は、JAの持ち出しがないように補助金を検討して欲しい。
- ・ 研修農場は老木でカミキリムシ被害も出ているので、かんぺい、紅まどんな、紅プリンセスなどに改植していく予定。

●研修について

	みかん学校(令和6年開校予定)	南宇和就農研修 (愛南町次世代ファーマーサポート事業)
研修作物	かんきつ	かんきつ、野菜
研修場所	JA農場(かんきつ)、地元農家	JA農場(かんきつ、野菜)、地元農家
研修要件	①農業経営を開始する強い意志がある方 ②就農予定時の年齢が49才以下の方 ③研修修了後1年以内に宇和島市内に就農できる方	①農業経営を開始する強い意志がある方 ②就農予定時の年齢が60歳未満の方 ③研修修了後1年以内に愛南町内に就農できる方
募集人数	年間5名程度	年間2名程度
研修期間	原則4月～翌年3月(最長2年)	原則4月～翌年3月(最長2年)
募集期間	随時	随時
研修費用	無料	無料
その他	就農相談、体験研修、面談等をへて決定 *農業体験(短期宿泊施設有)	就農相談、体験研修、面談等をへて決定

図1 JAえひめ南の研修



写真1 南宇和就農研修の研修農場①



写真2 南宇和就農研修の研修農場②



写真3 みかん学校研修農場



写真4 みかん学校研修拠点

後継者・担い手育成の取組みの調書

1. 組織名:秋田市河辺三内地区(公益社団法人秋田県農業公社)
2. 対応者:園主 島田雄一郎
公益社団法人秋田県農業公社 管理部次長 秋林 正樹 氏
同 主査 工藤 祐太 氏(農地バンク担当)
同 課長補佐 高橋 幸恵 氏(担い手担当)
秋田県秋田地域振興局農林部農業振興普及課 主任 菅原 哲平 氏
3. 日時:令和5年7月12日
4. 方法:Zoom 会議
5. 調査内容(組織の取組み)

【取組み類型:C(B)類型】

(ア) 園地継承のマッチングをした新規就農希望の研修者はどのような仕組みで研修を受けていたのか。

- ・ 島田さん(当時43歳)の新規就農を希望したきっかけは、母親が秋田出身でその実家(空き家)が秋田市にあり、奥さんも秋田出身であったことから平成29年7月に秋田市内に移住し、就農を希望。特に果樹農業に強いこだわりがあったわけではなく、果樹園のイメージが良いことから希望。
- ・ 当初の就農相談体制は、案件ごとに窓口がバラバラで非常にストレスが溜まったが、秋田県農業公社の就農相談から秋田市園芸振興センターにつないでもらい相談窓口の一本化を図ってもらったことで大いに助かった。
- ・ 農業公社(農地バンク)から空き園地の情報を得て、島田さんが最初にそのリンゴ農家(奥さん一人で栽培)を訪問した際には見ず知らずの者であったため、研修受入れや園地の貸し出しを断られたのが実態。
- ・ 平成29年は、年度途中のため県の農業公社の中期研修(3か月)を野菜農家で開始。
- ・ そこで、野菜研修をしながら、そのリンゴ農家の農作業等(側溝の清掃も含めて)のボランティアでの手伝いや河辺果樹振興会(地域の果樹生産者組織)の会合に参加して信用を勝ち取り、そのリンゴ農家の園地継承を前提に研修の受入れの了解を得た。
- ・ 平成30年度からは、秋田市園芸振興センター(野菜の新規就農研修施設を有する)で座学の研修をして、秋田市の「地域で学べ! 農業技術研修」という研修(当時)により、リンゴ農家の下で1年間の実地研修を実施。

(イ) 農地バンクは新規就農研修にどのようにかかわっていたのか。

- ・ 農業公社は「秋田県農業経営・就農支援センター」を開設しており、相談活動の中で就農に向けて動き出した者に対して、公社内の農地バンク担当に紹介して、農地確保に動くのが一般的。
- ・ 島田さんからの就農相談を受け秋田市園芸振興センターにつないだ。

(ウ) 研修期間中の収入

- ・ 基本は自己資金で対応。
- ・ 平成29年の中期研修期間中は、滞在費として4~5万円/月を農業公社から支給。

(エ) 農地バンクとして当該研修者との間で園地継承の相談をすることになったきっかけは何か。

- ・ 研修先の農家の園地を引き継ぐ際に、島田さんから農業公社(農地バンク)に相談した。

- ・ 島田さんからの相談は、研修先農家の園地に改植したいとのことであったので、農地バンクが園主、研修者(島田さん)を含めた会議を行い、園地の利用権設定や果樹経営支援対策事業を使った改植を行う方向で検討。
- ・ 当初、園主は農地バンク機能についての知識がなかったが、利用権設定の透明性確保上必要と園主を説得。

(オ) 研修受け入れ農家と連携して園地貸し付けの交渉するに至った経緯(その他、交渉に関係した組織と役割があれば知りたい。また、研修受け入れ農家と連携するような仕組みがあるのか。)

- ・ 園地は、研修受入農家とその他の農家の園地も借入れ(図1)。
- ・ 河辺果樹振興会の会合に参加するようになって、周りの農家からのリンゴ成木の園地の借入れの話が出るようになったのが実情。
- ・ その背景として、同振興会は所属農家の高齢化・後継者の不在等により10戸程度に減少(図2)していたことから、島田さんのような信頼できる若手新規参入者が現れることにより、農家の第3者園地継承への意識が変化。
- ・ 特に、研修受入前に手伝っていた農家のリンゴ園で品質の良いリンゴが実ったことがきっかけで島田さんへの園地の借入れの申し出が増加。
- ・ 園地の借入れの際には研修期間中であったので奥さん名義で借りた。

(カ) 農地バンクが果樹経営支援対策事業の実施主体となって改植事業を行うことになった経緯。

- ・ 農地バンクが事業主体となって、事業は単年度で実施し、園地の中間保有も単年度。
- ・ 園地の賃料はバンクが建て替え払い。島田さんに園地管理作業を無償で委託して改植を実施。苗木や資材購入等は農地バンクが購入したが、定額2分の1相当の補助を活用したので実質的に負担なし。
- ・ 島田さんによる改植作業は、ユンボによる伐根から手植えでの新植など大変な作業を要した。野菜農家(友人)がトラクターによる耕うん、たい肥散布などを請け負ってもらった(図3)。
- ・ 改植事業では販売期間の長期化、作業の分散化ができるよう、25種類程度の品種を植栽。
- ・ 秋田県では農業公社(農地バンク)が県内の果樹産地協議会のメンバーであることから、河辺地区のみでなく、他の地域においても農地バンクが新植等の事業実施主体となっている(図4)。

(キ) 改植した園地を新規就農者が引き継いだ場合の未収益期間対策はどのように行ったのか。

- ・ 島田さんが園地を引き継ぎ、未収益期間の助成を受けた。
- ・ また、島田さんの就農1年目に、秋田県のミドル就農者計画確立支援事業により年間120万円の給付を受けた。(注:島田さんの就農は45歳で1年目は農業次世代人材投資事業(経営開始型)の支給要件外。その後要件緩和により国の事業からの支給に移行。)
- ・ 改植後の園地の管理作業はあまりないため、冬場のスキー場でのアルバイト、近所の園地での管理作業、野菜等の農家(友人)の収穫手伝い等のアルバイトなどで臨時収入を得た。

(ク) 新規就農者の就農後の経営・技術指導等のフォローなど定着促進策はどのように行ったのか。

- ・ 就農時の農業機械等については、秋田県が当時の移住就農まるごと支援事業*を行っており、それを利用して無償貸与を受けた(図5)。(※現在は、移住就業支援・フォローアップ事業として、農業公社が機械等の無償貸し付けを実施。)
- ・ 無償貸与を受けたものは、スピードスプレーヤー、乗用草刈り機、運搬車及び簡易な機械

保管用倉庫。この事業があったことが島田さんとして就農を決断する目安となった。

- ・ 秋田市の園芸振興センターが地域振興局(普及担当)とJA(営農担当)がサポートチームを作って、園地を巡回して経営指導を実施。
- ・ 技術指導は、普及員が講師を務める河辺果樹振興会主催の講習会(月1回)で対応。
- ・ 県果樹試験場(横手市)で新規就農者向けの作業期間ごとに講習会があり島田さんが積極的に参加。
- ・ 河辺果樹振興会はメンバーがそれぞれ直売を実施(スーパー、農家直売所、ダイレクトメール等)。
- ・ 販路の開拓は、自分で営業をかけて販売している。バイヤーも出荷できる農業者が少なくなっていることで、是非出荷して欲しいという態度に変わっているように感じる)。
- ・ リンゴジュースの製造は振興会がまとめて実施。
- ・ 摘果・収穫作業については、ベテランの臨時雇用のつながりはないので、秋田市の営農ボランティアやSNS活用により近辺の大学生を活用して対応。初めての作業の大学生は最初の1時間にみっちり教えると覚えが早いので十分活用できる(選果作業にも活用)。
- ・ 島田さんから同様な仲間となる就農者がいないかとの相談を受け、農業公社において河辺地域での新たな新規就農者への育成の取組み。具体的には、県果樹試験場(横手市)で1名が新規就農研修中で、秋田市河辺地域での就農を検討中。

(ケ) 就農時・就農後の経営プラン(今後の経営の方向性)

- ・ 就農時(令和元年、当時45歳)の成木のリンゴ園面積は30a程度。改植事業で40a、自分で新植した面積が20a程度。
- ・ 当初から新植面積を拡大していれば、5年経過した現在はより安定した経営ができるのではと悩んだが、実際、成木園30aの管理と改植のための伐根や植付け作業が大変であり、それ以上の借入れ面積を増やすことは限界であったと思う。
- ・ 令和3年に別な農家の園地1.5haを継承(ふじがメイン)。現在は経営面積2.5~3haほどに拡大。
- ・ 老木については、順次。改植を行い、多様な品種に更新予定。

(コ) 6次産業化、輸出の取組み

- ・ ジュース以外の加工品の取組みとして、今年から規格外品のドライフルーツの委託製造などを行っている。
- ・ 輸出は考えていない(大学生などに聞くと、国産果実の値段が高く買えないと聞くと、国内に手ごろな果実を供給できるような生産を頑張っていきたい)。

(サ) 国等への要望等

- ・ 新規就農相談の窓口が一本化されて本格的な研修や就農準備の相談ができたので、新規就農相談に対しては、仕組みとして相談窓口の担当者をつけるような配慮が必要。
- ・ 成木樹体とセットでの園地継承がないとまっとうな経営できないので、制度的にそういった園地継承ができるようにすることが必要(担い手の年齢、営農の意向のみでなく、樹種、樹齢も含めた地図化が必要であるが、継続して対応できている産地はない)。
- ・ 現在、秋田市での果樹就農のため果樹試験場で果樹の研修をしている者の状況をみると、研修のため横手市内で家を借り、園地借受けのために秋田市と行き来をしており、秋田市の園芸振興センターでも果樹研修の枠組みを作ってもらおうと良いのではと思う。
- ・ 果樹経営支援対策事業の園地性の面積要件に満たない園地が多いので、そういった生産者への補助要件の緩和があると良い。



図1 リンゴ園地の借入の状況

年齢別果樹農業経営者数調査（令和元年度）

	経営体内訳	年齢別経営体数					合計
		39歳以下	40代	50代	60代	70歳以上	
秋田市	果樹農業経営体	1	1	1	9	26	38
	うち担い手	1	1	1	7	20	30
全県計	果樹農業経営体	59	170	445	909	1,011	2,594
	うち担い手	58	151	382	753	431	1,775

果樹農業経営者の年齢構成（全県）

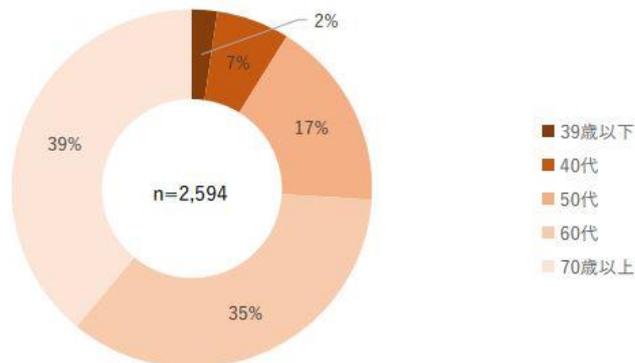


図2 秋田市の果樹農業者の高齢化の状況



図3 園地の新植の状況

年度	地区名	申請者	出し手	受け手	品種	面積 m ²	植栽本数 本	工期	総事業費 円	補助金 円	徴収額 円	備考
H29	横手	A	E	A	もも	568	13	10月31日 ～6月5日	227,402	96,560	130,842	請負工事
H29	鹿角	B	F	B	もも	2,385	62	10月31日 ～5月17日	415,279	405,450	9,829	請負工事
H30	鹿角2	C	G	C	わい化 りんご	4,057	290	7月19日～ 5月23日	2,345,004	1,338,810	1,006,194	請負工事
H31	秋田1	D	H	D	わい化 りんご	3,176	212	6月21日～ 12月12日	1,226,280	1,226,280	0	作業委託
合計	4地区								4,213,965	3,067,100	1,146,865	

図4 農業公社(農地バンク)が事業実施主体となった園地整備の実績

就農後の支援制度

県の事業～“移住就農まるごと支援事業”

こちらの受付窓口は、秋田県農業公社です。

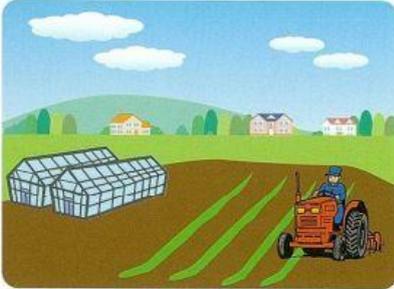
・県外からの移住就農者が対象です。

移住就農 まるごと支援事業

農業機械や施設を無償貸与します。

**【機械・施設等無償貸与額：
3年間で1,000万円程度】**

**【種苗代等物材費への支援：
初年度に上限50万円】**



■対象者の要件

- ① 県外から移住して、新たに野菜・花き等の農業経営を開始する方
(親族からの経営継承は除きます。)
- ② 法[※]に規定する認定新規就農者である方等
(※農業経営基盤強化促進法～お問い合わせ下さい。)

■支援の概要

- ① 営農開始への支援
 - ・ 農業機械、施設等の無償貸与
移住就農者が希望するトラクター、パイプハウス等を農業公社が取得し、無償で貸し付けます。
 - ・ 営農開始時に必要な経費の半額助成
初年度のみ、種苗代、肥料代、農薬代等の物材費を50万円を上限として助成します。
- ② 支援体制の整備
 - ・ 移住就農コーディネーターの配置
営農モデルの構築や経営管理状況の助言と指導、住宅や農地の情報収集等、ワンストップ窓口となります。
 - ・ 地域振興局に移住就農サポートチームを設置

図5 秋田県移住就農まるごと支援事業(当時)

後継者・担い手育成の取組みの調書

1. 組織名:若狭町田上地区(株式会社田上梅園等)
2. 対応者:(株)田上梅園総務担当 松本 拓哉 氏
若狭町役場農業振興課 杉浦 康造 氏
福井県二州農林部技術経営支援課 赤堀 巧 氏
福井県園芸振興課 下野 和彦 氏
// 持田 弦輝 氏
3. 日時:令和5年8月18日
4. 方法:Zoom 会議
5. 調査内容(組織の取組み)

【取組み類型:C類型】

(ア) 地元加工業者とうめ栽培農家が連携し栽培法人(農地所有適格法人)を設立するに至った経緯

- ・ 若狭町田上地域のウメ兼業農家が、地域のウメ栽培を守るため、自らウメ加工会社を設立して地元の余ったウメを加工会社で引き受けることで支援。
- ・ 同地域では個別農家ごとにウメ生産に取り組んできたが、ウメの老木化の進行、担い手の高齢化等により放棄園が増加。
- ・ 地元のウメの加工支援のみでは、ウメ園地を守ることができないことから、ウメ加工会社が地域のウメ生産農家と話し合い、農地所有適格化法人を立ち上げ、園地の取得も含めて園地の集積・集約及び整備を進めることで合意。
- ・ 農地所有適格化法人としたのは、園地の集積・集約及び園地整備の事業実施主体となるために自由度があるとの県の指導による。

(イ) 当該法人に園地の集積・集約し、園地整備をするきっかけ(背景)とそれを効果的に実施した際に主導したものと関係者の協力体制はどうなっているか。

- ・ 若狭町はウメ栽培が江戸時代から始まり歴史が古く、昔から続いた梅園のある風景を守っていこうという機運があり、ウメ産地再生委員会(JA、生産者、町、県による構成)を立ち上げ、ウメ園地の集積・集約を話し合ってきた。
- ・ 実際にウメ園地の集積・集約にまで進むことは難しかったが、田上地区においてはウメ加工会社社長のリーダーシップにより地域の農家十数戸が話し合い、同社長が立ち上げた農地所有適格化法人に園地を集積・集約化することで合意形成が進んだ。
- ・ この結果、ウメ園地3.6haを集約(地域の梅園の7割程度)(図1)できたことから、同地区をモデル地区として園地整備し、若狭町の他の地域にも波及させる狙いがあった。

(ウ) 農地バンクの中間保有は行ったのか。

- ・ 農地バンクによる園地の中間保有は行っていない。
- ・ 農地所有適格化法人の設立の段階から地域の農家の園地を法人に集積・集約する合意があったことから、園地の出し手の農家が農地バンクに登録して、農地バンクから一括して法人が借り受けた。

(エ) 園地整備はどのようなことを行ったのか(新植/改植も含む)。その際に利用した助成措置は何か。

- ・ 中山間地域所得向上支援事業(国庫補助)により、園地の集積・集約と園地整備(緩傾斜

化・園内道整備等)、客土、防風林整備を実施(令和元年、事業期間1年間)。

- ・ 県単事業により園地の獣害防止柵を設置。
- ・ 果樹経営対策支援事業(令和元～2年、事業期間2年間)を活用して新植を実施(写真1)。

(オ) 新植/改植した場合の未収益期間対策はどのように行ったのか。

- ・ 新植であったことから、果樹経営支援対策事業の未収益期間対策を活用。
- ・ 法人とはいえ、未収益期間の支援がないと園地の新植は難しかった。新植後5年で収穫を目途に実施しており、今年から結実が始まった状況(写真2)。

(カ) 当該法人の園地借料について幼木期は抑えて成木期に見直すことや、地域集積協力金をうめ園の維持管理費として活用するなどの経緯と具体的内容。

- ・ 幼木期の園地借料は、結実して収益が上がるようになった段階で見直すことを条件に、園地の固定資産税と同等の額に抑えることで地主も了解。
- ・ 園地の出し手に払われる地域集積協力金は、園地の肥料代・除草費用として拠出してもらうことで了解。
- ・ これらは、法人への園地の集積・集約及び整備が進んでいく過程で、法人から地主に提案して了承を得た。園地整備が進んでいく様子が実感されたこともあり、地主農家も快く了解。

(キ) その他、当該法人の経営安定対策。

- ・ 当地域はベニサシという品種が多いが、新植はフクダユウという多収性品種を植え収量増を図っている。
- ・ ウメ加工会社との契約栽培により収穫したウメの全量引き取りにより販路を確保。

(ク) 当該法人においてウメ栽培を行っている者と新規の雇用就農者等が行っている場合には栽培技術指導はどうしているのか。

- ・ 現在はほとんど収穫作業もないため、ウメ園の管理は法人役員が実施。役員は4名で50歳代の人もあり、うち2人はウメ農家で経験者。
- ・ ウメの研究・普及に携わっていた県の退職者が技術顧問として指導を受けている。
- ・ 今後収穫が上がってくれば、地元の農家等で手の空いている方々の協力を得て管理作業を回していく計画。

(ケ) 今後の地域のウメ生産における展望(さらに園地の集積・集約を進めるのか。あるいは、新規就農等による個別経営体等育成等の対策等はあるか等。)

- ・ 田上地区でのウメ園地の集積・集約・整備をモデルとして、町内2カ所のウメ園地でも集積・集約と整備が進み波及効果が見られた。
- ・ 1か所は、若狭町田立地区において、ウメ栽培農家9戸が令和元年5月に農事組合法人を立ち上げ、当法人がウメ園2.35haの改植、改植後の共同管理、苗木生産、作業受託を実施(図2)。
- ・ もう1か所は、同町気山地区において、地元の新規就農者(祖父がウメ農家であったが、ウメ栽培研修は地元農家(里親)の下で実施)が耕作放棄のウメ園約0.9haを継承し整備(老木の伐採・伐根・天地返し・整地約0.5ha、園地内防風林植栽約0.4ha)(写真3)
- ・ 当該新規就農者への放棄ウメ園の貸付は、ウメ産地再生委員会による放棄園地のマッチングの仕組みに則って行われたもの(図3)。コロナ禍により地元の説明が十分できずマッチングシステムがとん挫する前のモデル的取組みであったので継承が行われた。
- ・ 若狭町役場としてウメ産地の維持のため後継者育成が重要と考えており、地域外ばかりでなく地元でウメ栽培に関心がある者をバックアップしていく計画(図4)。
- ・ 若狭町では水稻作で新規就農者育成を農業生産法人(かみなか農学舎)が行っていること(<https://nouson-kaminaka.com/works/>)から、ウメ栽培の後継者育成も同法人と連携して

進めていく考え。町役場が規模の大きなウメ栽培農家とも連携して、研修のための園地の提供をできないか検討。

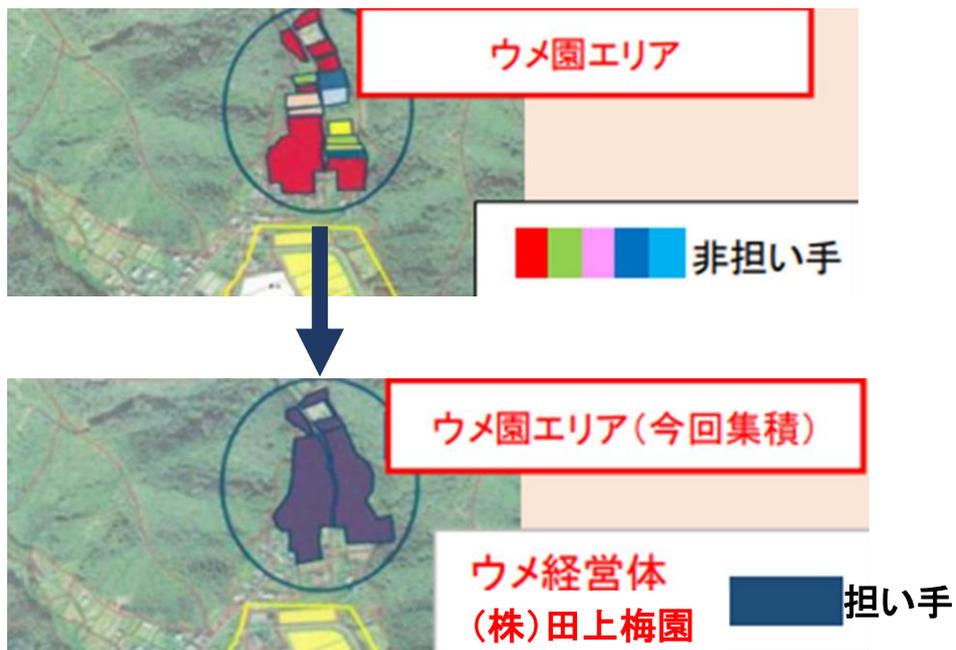


図1 田上地区における法人へのウメ園の集積・集約の状況



写真1 ウメ園の新植実施後



写真2 新植5年経過後のウメ園



図2 若狭町田立地区のウメ園改植予定図



写真3 新規就農者が継承したウメ園地

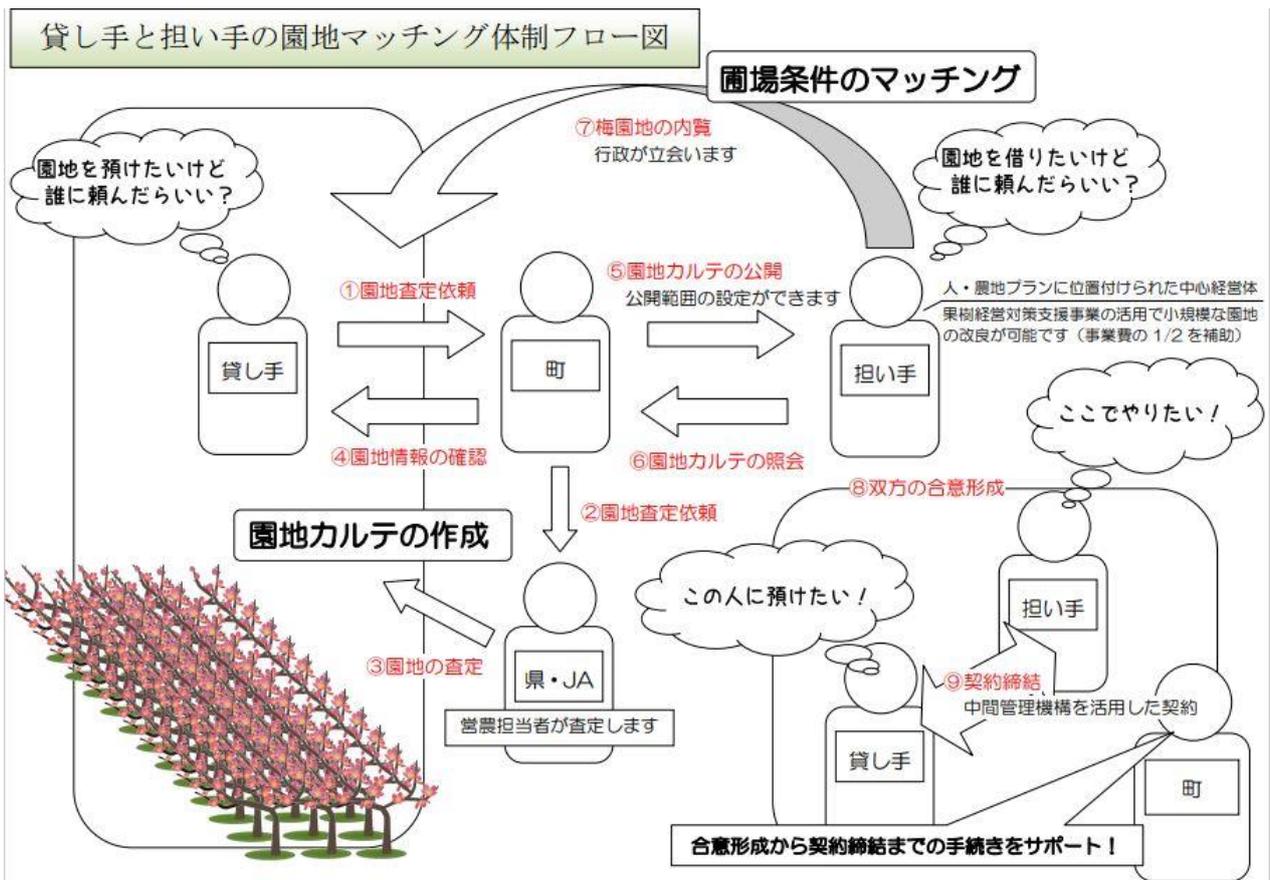
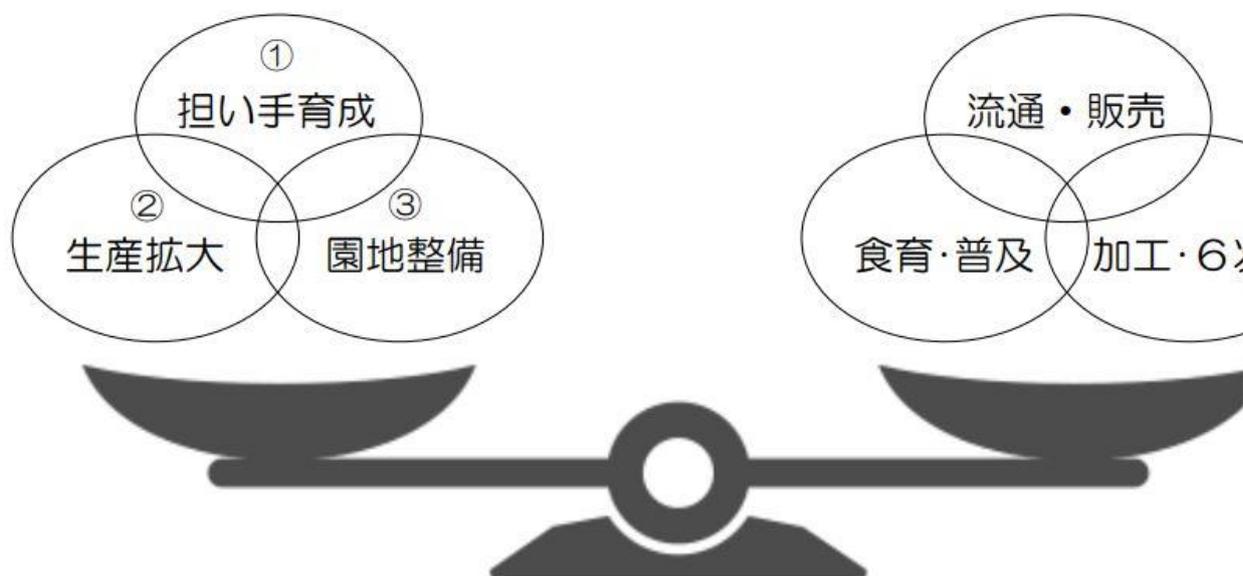


図3 ウメ産地再生委員会の園地マッチングの仕組み

福井梅産地改革のアプローチ（概要版）



①担い手改革～産地の維持を目指して～

ア) 担い手農家の生産規模拡大

20～40代の若手既存農家や定年帰農を考慮しておられる方を中心に、経営規模拡大の意向調査を行い、希望者の生産規模拡大に向けた支援を行います。

イ) 新規就農者の発掘

かみなか農楽舎などを活用し、ウメの生産に興味のある人材を募集・発掘するとともに、各集落や園芸研究センターなどで研修を行い、担い手として育成します。

ウ) 農地中間管理機構を活用した園地集積と法人設立

高齢化・後継者不足などの理由により園地を任せたい方のための相談窓口を設置するとともに、農地中間管理機構を活用した園地集積を行います。

また、法人設立を推進し、効率的な生産体系を確立します。

相談窓口：若狭町農林水産課

②生産改革～生産量の増加を目指して～

ア) 紅映を主力とした多品種栽培の推進

紅映を主力に生産するとともに、他品種をバランスよく栽培することで、繁忙期の平均化と安定的な生産量確保を図ります。

具体的には、将来ビジョンに基づく、改植・新植等の実施について、技術的・経済的支援を行います（果樹経営支援対策事業）。

イ) 福井ウメの販路拡大

紅映は、全国的にも市場価値の高い人気品種ですが、福太夫、新平太夫については、これから市場評価を得る必要があります。

そこで、引き続き、紅映、剣先の有利販売に取り組むとともに、福太夫、新平太夫の市場価値向上にむけた取り組みに力を入れます。

相談窓口：JA 敦賀美方三方五湖支店

図4 若狭町における担い手育成の取組み(計画)

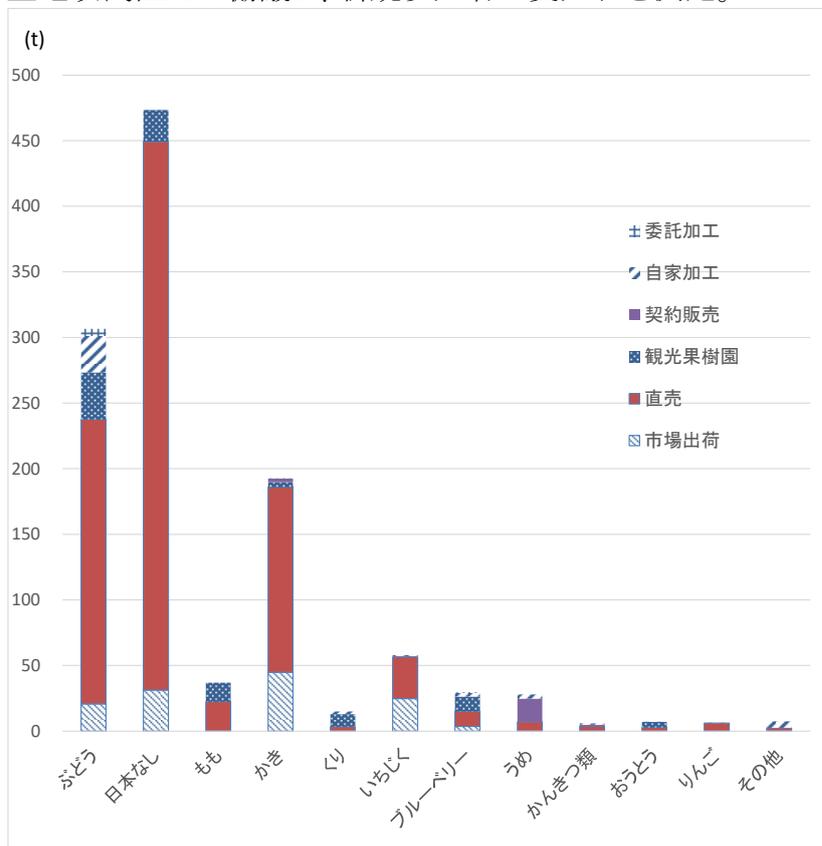
後継者・担い手育成の取組みの調書

1. 組織名:近江八幡市若手園芸振興協議会
2. 対応者:東近江農業農村振興事務所西部普及指導係 河合 文浩 氏
同農業革新支援部果樹担当 北野 氏
3. 日時:令和5年7月11日
4. 方法:WEB 会議、調査事項への書面回答
5. 調査内容(組織の取組み)

【取組み類型:C類型】

(ア) 近江八幡市若手園芸振興協議会では果樹栽培に取り組んでいる若手農業者が多く、果樹栽培に適した園地の集積・集約が課題であったと承知しているが、今回、近江八幡市若手園芸振興協議会における津田内湖干拓地の果樹団地を整備することに至った経緯。

- ・ 近江八幡市第1次総合計画が平成31年3月に策定され、その目標の実現に向け、市の呼びかけで、園芸品目の産地化・ブランド化を目指して、生産者、市、JA、県農産普及課による園芸振興連絡会議を設置。
- ・ 当会議において津田干拓地において新たな果樹団地を育成する方針を決定。
- ・ 園芸品目(野菜、果樹、花き)のうち、果樹の収益性がよいことが果樹団地育成の決め手。また、県の推進品目であり需要も高いナシ及びブドウの団地を育成することとなった。
- ・ 津田干拓地では、畑地再整備事業で嵩上げしている。令和4年度完了の工区10haは、高齢化等で事業完了後の担い手が不在であり、まとまった農地確保が可能であったため、市と土地改良区での協議し、新規参入者の受入れを決定。



滋賀県果樹生産事情調査(令和元年産)

(イ) 干拓地の果樹団地整備の全体計画はどうなっているか。実際にどのような園地整備を行っているのか。

- ・ 果樹団地は、津田干拓地のまとまった9ha・18区画(ナシ4ha・8区画、ブドウ5ha・10区画)が予定地とし、果樹棚の建設には農地耕作条件改善事業(地域内農地集積型)を活用した(補助率が高い;国50%、県14%、市13%)。
- ・ 地元JAが事業実施主体となったが、総代会で承認を得る必要があり、申請手続きに至るまでに相当な労力を要した。
- ・ 入植(就農)者の経営面積は2区画、1ha程度。
- ・ 経営規模が大きいため、入植者が無理な借入とならないよう棚建設年度を検討し、令和4～6年度の3年間で計画的に事業を実施。
- ・ 入植前に果樹棚を整備する場合は、農地中間管理機構が中間保有し、営農開始までの間は市がコスモス植栽などの景観事業を当該農地で行うことにより地代等を実質的に負担。
- ・ 営農開始の際、入植者に利用権を設定し、果樹棚をJAからリース(リース期間14年)。入植者は、果樹経営支援対策事業を活用して新植。
- ・ 品種は、ブドウではシャインマスカットが多く、その他産地計画にある多様な品種が植栽されており、ナシでは幸水、豊水、あきづきなど同様に産地計画の品種が植栽されている。
- ・ 果樹棚の仕様は、ナシでは従来の吊り棚を改良し、低樹高栽培用にV字状に誘引線を導入した仕様で、ブドウは根域制限栽培を導入し、早期出荷をめざしたハウスタイプの棚仕様と従来型の平棚の2タイプ。
- ・ 津田干拓地は全体で100haあり、今回の取組みの実績を踏まえ、さらに果樹団地の育成する可能性もある。



ハウスタイプブドウ棚



ナシ棚

(ウ) 果樹団地への入植予定の若手果樹栽培者をどのように募集し選定したのか。

- ・ 令和2年に津田干拓果樹園準備委員会を立ち上げ。構想の検討を重ね、同年9月に地権者説明会、11月に地元集落説明会を経て、令和3年2月入植者説明会を開催。
- ・ 募集にあたっては、市のホームページや各窓口にチラシ設置等がされ広く行われた(口コミによる募集情報の拡散もあり)。3月に第1回入植者選考会が開催し、以降数回の選考を開催し、20～30歳代の若手12名(8.5ha、17区画)が決定。(まだ、1区画が埋まっておらず、競争率が高いという状況ではなかったが、応募者の経営計画の実施可能性、資金計画や熱心さ(生涯果樹栽培を継続できるとの心証)などを審査して決定。)
- ・ 7名は新規就農者。
- ・ 3名は外部からのIターン新規参入者であるが、地元大学の知人や奥さんが地元出身などの関係がある者である。
- ・ 選定にあたり、土地改良区、県、市、JA、園芸振興協議会会長により面接を実施。

(エ) 果樹栽培の新規参入者がいると聞いているが、果樹栽培の経営や技術の指導(研修)はどのように行っているのか。

- ・ 入植者の内7名が新規参入者。このうち6名は滋賀県立農業大学校就農科で1年間の研修修了後に入植(1名は研修中)し、1名は山梨県の先進農業者の元で現在技術習得を行っている。
- ・ 入植後の技術支援は、東近江農業農村振興事務所が支援対象者と位置づけ、普及員により重点的な指導を行っている。JAグリーン近江と連携しており、入植者は果樹と野菜(ブロッコリー等)の複合経営のため、JAの営農指導員も野菜等については技術習得をフォローアップしている。

(オ) 干拓地の果樹団地に入植する者への園地継承はどのようにしているのか。

- ・ 新規果樹団地の開園であり、果樹団地造成の際に地権者とも話し合っているため、園地継承の問題は発生していない。



(カ) 新植した場合の入植者の未収益期間はあるのか。その対策はどのように行っているのか。

- ・ 入植者12名のうち3名は、畜産+ぶどう、いちご、なし+野菜を栽培しており、それぞれ、ぶどう、いちご、なしを拡大する形で干拓地において栽培。
- ・ 他7名は近江八幡市の認定新規就農者(予定者を含む)であり、就農後5年間の経営計画が認定されている。認定新規就農者それぞれの計画は異なるが、野菜等の他作物の導入(別に畑を借りてブロッコリー等を栽培)や余剰時間を活用し他産業からの収入を得る等している。

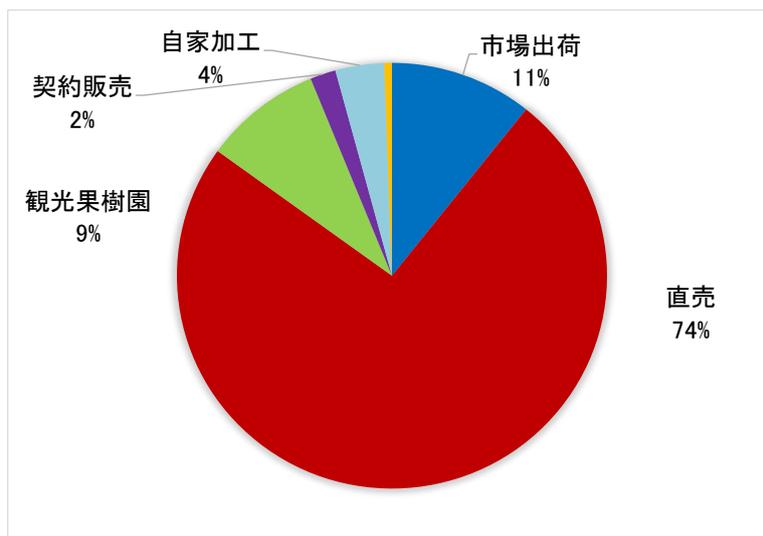
- ・ 現時点の営農計画は果樹・野菜の複合経営であるが、果樹園が成木化した場合には果樹専作を志向する場合もあり、その際に野菜栽培の機械導入の投資が無駄になる可能性はある。
- ・ 果樹経の未収益期間対策の助成を受けている。

(キ) 入植者の果樹経営が安定するまでの間の支援体制はどのようになっているのか。

- ・ 新規参入者にあたっては、令和3年度農業次世代人材投資事業(就農3年間は150万円/年、令和4～5年は120万円/年の経営開始型資金)、令和5年度新規就農者育成総合対策(経営開始資金就農3年間150万円/年+経営発展支援事業(機械導入の1/2補助、上限500万円))を活用。
- ・ 資金は、認定新規就農者は、青年等就農資金を、既存生産者については、スーパーL 資金中心に活用し、個々で有利な資金確保に動いている。

(ク) 果実の販路はどのように確保するのか。

- ・ 農地耕作条件改善事業の事業実施主体であるJAグリーン近江と生産組合とJAとのつながりは強く常に連携されており、令和6年の初収穫に向けて、現在、販路開拓が行われている。
- ・ 滋賀県は直売による果樹販売が主流で約7割程度ある。津田干拓地では、他にレモンやイチゴの栽培を目指す若手生産者がおり、互いに連携しながら直売に取り組む方向も検討されている。



県内果実の販売先(令和元年度)

(ケ) 醸造用ぶどうの栽培も予定されていると聞いているが、ぶどうの栽培規模・方法、ワインへの加工などどのような状況にあるのか。

- ・ 果樹団地とは別の地域で栽培。
- ・ 近江八幡市の個別経営体が醸造用品種を導入している。当園は6次産業化総合化事業計画の認定をめざしており、ワイナリー設立や法人化の意向がある。シラー、シャルドネ等3.4haを垣根仕立てで栽培。

後継者・担い手育成の取組みの調書

1. 組織名: 仙北地域種なし大粒ぶどう部会
2. 対応者: 仙北地域振興局農林部農業振興普及課 副主幹 小松 美千代 氏
(農)TEAM.Freedom 杉澤 直 氏(ブドウ栽培導入時の担当の元 JA 職員)
JA 秋田おばこ 果樹担当職員(営農指導員) 後藤 泰智 氏
3. 日時: 令和5年7月24日
4. 方法: Zoom 会議
5. 調査内容(組織の取組み)

【取組み類型:C類型】

(ア) 水田地帯にブドウ園地を整備することになったきっかけ(背景)と整備を効果的に実施した際に主導した者と関係者の連携体制

- ・ 平成26年頃にJAがコメ依存の脱却を目指して果樹栽培に取り組みたいと地域振興局に相談があり、JA、果樹関係生産者代表、関係市町、果樹試験場、地域振興局の参加の下でJA秋田おばこ果樹振興検討会を開催した。
- ・ その会議において、種なし大粒ブドウが、①高単価で収益性が高いこと、②消費者ニーズが高まっていること、③県内で一文字仕立て(構造的に雪害を受け難い)の栽培マニュアルが作成されており果樹栽培初心者でも取り組みやすいこと、からその振興を進めることを決定。品種としては、赤系・黒系・白系の大粒ブドウ。
- ・ その後は、地域振興局とJAが主導して、新規栽培者を募るなど産地化を推進。
- ・ 下記(オ)に記述したとおり、水田産地で果樹栽培の経験ゼロの農家に対して、ブドウ栽培募集し説得したことがブドウ産地化の肝であり、当時のJA職員であった杉澤氏が実際に農家への説明・説得に当たった。振興局職員も栽培希望者を個別訪問し、説明を行った。

(イ) 当該地域のブドウ栽培の開始からの園地整備の実施状況とブドウ園の団地化の推移

- ・ 平成26年8月時点でブドウ栽培取組みが農家2戸(栽培面積0.8ha)であったが、平成27年に34戸(約6ha)、平成29年に47戸(約7ha)に増加。その後も徐々に増えており、令和4年には56経営体(生産部会員54、非部会員2)(栽培面積7.9ha)にまで増加。
- ・ 経営体のブドウ栽培規模は平均の栽培面積15a程度。現時点で7農業法人(農事組合法人)が経営体に含まれ、3法人は比較的大きなブドウ経営規模(50a)。
- ・ いずれの経営体も水稲と野菜・花の栽培で、果樹栽培は初体験であった。



(農)TEAM.Freedom ブドウ園地全景

(ウ) 水田からの転換に際して、園地整備に活用した事業(特に、ブドウ苗の準備と新植も整備事業の一環として行ったかどうか)

- ・ 平成27年から国庫補助事業(攻めの農業実践緊急対策事業)を農家31戸が活用して、苗木、土壌改良剤、防風網を整備。
- ・ 平成28～29年に県単独事業(ネットワーク型園芸拠点整備事業・果樹特認タイプ、県1/2、市町1/2補助)を主として3農業法人が活用して、ブドウ棚(資材費)、苗木、土壌改良資材、乗用草刈り機(3台)、スピードスプレーヤー(3台)、栽培棚用かん水設備等を整備。
- ・ その他活用した事業として、活気あふれる果樹経営支援事業(県単)や果樹経営支援対策事業等をいくつかの経営体が利用。

(エ) 園地の整備に際しての農地の貸借の有無

- ・ 農地の貸借はなかった。

(オ) ぶどう栽培の担い手の確保の方法(担い手の中に新規就農者がいるかも含め)と新規就農者やぶどう栽培を始めて行う農家への研修の実施方法

- ・ 平成26年9月に、地域振興局とJAが新規栽培者を募る説明会を開催。その後、園地整備のコスト負担を各種事業の活用により軽減できることや、苗植付け後の栽培計画や経営シミュレーションの展示、推奨品種(シャインマスカット等)、必要な機材の資料を示して説明を進めた。
- ・ さらに、コメ生産者の座談会での説明(約300回)、JA広報誌への掲載や、栽培希望者への戸別訪問による重点的説明等により栽培者を確保。
- ・ ブドウ園地がまとまっておらず仙北地域で点在していることが功を奏し、各地でブドウ栽培の様子を見て興味をもって小規模ながらブドウ栽培が広がってきている(28～29年頃からブドウに結実が見られるようになって一気に関心が高まった)。
- ・ また、ブドウ栽培がなかった地域であったことから地元の消費者からの需要が高いことが栽培意欲の向上につながっている。



ぶどうほ場マップ

- ・ 新規就農者については、令和2年までに1名が新規就農経営開始支援事業を活用して園地を整備。令和5年度にさらに1名(親戚のブドウ園を継承し、さらに拡大してブドウ専作を志向)が県単事業を活用して園地を整備。

(カ) ブドウ園の栽培・就農後の経営・栽培技術・販路確保等のサポートの体制・内容

- ・ 地域振興局独自の支援事業として、ブドウの栽培暦や収穫適期判定用カラーチャートの作成、先進地視察研修や実証ほ場の設置により技術指導を実施。
- ・ 地域振興局、果樹試験場とJAが連携して、年間を通じた各種講習会の開催、個別巡回による技術指導や、収穫果を持ち寄った品質検討会を開催し、生産者間の技術格差を縮めるための指導を実施。
- ・ 平成30年、令和3年の春先の凍害による発芽不良の発生時に、主枝の切り戻しにより成園化の遅れが発生した際には、健全な樹体育成のための栽培管理を個別指導によりきめ細かく指導。
- ・ 生産者が管内に広域に点在するため、生産者同士のつながりを醸成するため、各地域のリーダー候補の生産者(現在の生産部会役員)にリーダー研修(長野県試験場・産地に視察)を行い、各地域に日頃の栽培技術の相談先を配置。



ほ場巡視会



新梢管理講習会

- ・ 販売面では、令和3年に振興局事業を活用して、「仙北産シャインマスカット」のミニのぼりを作成し、市場や直売所での認知度向上を実施。JA直売所に高品質なブドウが並ぶことで、徐々に知名度が高まり、地場での需要増加・消費拡大が顕著となっている。
- ・ 地場での需要増加の結果、最近では地域住民がブドウ園に直接に訪問して購入するため、JAの販路(地元の卸し)には1割程度しか出回らない状況。
- ・ 令和元年・2年に、振興局において一定程度発生する規格外果実の有効利用を目的にブドウアイスクリームの商品開発が行われ、生産部会有志が製造・販売し、観光客に好評となっている。



のぼりによる直売所売り場PR



商品化されたアイスクリーム

- ・ 地場での需要増加の結果、最近では地域住民がブドウ園に直接に訪問して農家から購入するため、JAの販路(地元の卸し)には1割程度しか出回らない状況。
- ・ ブドウ栽培生産者の平均年齢は65歳程度であり、後継者については今後の課題であるが、水田作のみの経営体と比べると後継者確保に関して将来展望があると考えている。

(キ) ブドウ園拡大の課題

- ・ 凍害の発生により樹体がダメージを受け、根頭がんしゅ病が発生、罹病部にクビアカスカシバが寄生するといった悪循環により、成園化に遅れ。樹の傷み具合に応じて、枝の切り戻しや改植を進めるとともに、着果制限や越冬対策の実施など凍害に強い丈夫な樹体の育成が必要。
- ・ 農事組合法人では、水田作業(水稲、大豆)とブドウ園の管理作業の忙しい時期が重なりブドウ園の面積拡大を躊躇。作業機械や植物成長調節剤の利用による省力化や法人組織内の労働力調整などを進めることが必要。
- ・ また、当初ブドウ園を開設した際には、資材費等への補助があり、生産者の負担がなかったことから、生産者が取り組めた事情があった。これら補助がないと新たに取り組むには高いハードルがある。攻めの農業実践緊急対策事業のような良い事業があると新たに取り組む農家が出てくると思われるので要望する。

後継者・担い手育成の取組みの調書

1. 組織名:JA愛媛たいき
2. 対応者:JA愛媛たいき営農部販売企画課 井上 聡 氏
(株)Pi-Nokyo たいき 常務取締役 河本 泰 氏
JA愛媛たいき営農部次長兼総合営農センター長 武田 修治 氏
3. 日時:令和5年8月24日
4. 方法:WEB会議、調査事項への書面回答
5. 調査内容(組織の取組み)

【取組み類型:A類型】

(ア) 取組み(新規就農者の研修等)開始の経緯

- ・ JAは大洲市と内子町が管轄地域で、管内は海岸地帯の平野部から標高300mを超える山間地帯で野菜、果樹、畜産の多種多様な農業を実施。果樹では、カキ、キウイフルーツ、かんきつ、クリ、ブドウ等が主要産品。かんきつでは、ウンシュウミカンが減って、紅まどんな等のブランドかんきつの生産が増加。
- ・ 地域農業就労人口の減少が進むなか、農業者の高齢化や後継者不足により、果樹では、かんきつ類、カキ、クリの担い手不足が目立っている。キウイフルーツやブドウは販売価格が高く安定していることか担い手は現状維持から微増の状況。
- ・ 産地維持のため、農業資源の保全と将来の担い手の育成・確保を図ることが必要。
- ・ 株式会社Pi-Nokyo(ピノキオ)たいきは、JA愛媛たいきが出資して平成31年2月に設立した農業法人で、被災した優良施設を使用して園芸作物(主として野菜)の経営を行いつつ、就農希望者の研修を受入れ、新規就農者の育成を目的に活動。

(イ) 新規就農希望者の募集方法等

- ・ 研修の受入れは、JA出資の法人が実施。
- ・ JAの広報誌、県内・県外の就農相談会での募集。
- ・ 現在までは年間に平均一人(5年間で5名)の応募があり、全員採用している。(就農相談会の機会がコロナにより減少しているが、実際の影響は少ない)。
- ・ 研修の応募の段階では園芸全般で、野菜が多いのが実態。果樹については落葉果樹で、かんきつ栽培での応募があった場合は愛媛県内の他のJAの研修を紹介している現状(果樹(かんきつ)の希望は過去に一人いたが、圃場が無いため研修を断念した経緯あり)。
- ・ なお、内子町では町役場が新規就農対策を行っており、町の研修施設においてカキ、クリ等果樹での新規就農研修を行っている。
- ・ 法人での研修希望者は面談を行い、農業体験(1~3日)を経て、本人の希望と合えば受入れとなる。応募要件は、原則就農予定時の年齢が49歳以下で、JA愛媛たいき管内で就農する者。年間1200時間以上の研修受講が可能な者。
- ・ 研修の定員は2名程度。

(ウ) 研修期間、研修の運営方法

- ・ 研修期間は、基本2年間。
- ・ 研修圃場での農作業実践研修による栽培の基礎知識習得、農業機械の操作及び作業技術、施設についての学習。
- ・ 研修カリキュラムはないが、月別の年間研修計画があり、現在は、冬場の施設栽培イチゴ、雨よけビニール被覆によるブドウ(シャインマスカット)及び夏秋栽培キュウリの組み合わせに

より研修を実施(写真1、2)。

- ・ 野菜の研修品目については、露地キュウリに固定している訳ではなく、研修生の希望により、ナスやメロンになることもある。
- ・ JAの営農指導員や県の普及指導員による技術・経営指導。
- ・ 座学研修は講習会をなどで組んでおり、その中で、次世代農業人材投資資金(経営開始型)や経営発展支援事業の申請方法等を就農サポートチーム(下記参照)が月1回の頻度で指導。
- ・ 法人の研修園については、高齢化により離農した遊休施設・農地の貸出希望相談をJAが受けて、研修園地として活用する方向となり、令和3年3月に研修圃場にブドウ苗(シャインマスカット)を15a定植。ブドウの栽培管理が安定してくれば、キウイフルーツなどの研修園の設置も検討予定。
- ・ 研修に係る費用は法人で支出しているが、一部JA本体からも費用負担。法人では、農の雇用事業による助成を受けており、イチゴ・ブドウ・キュウリを経営作物として果実販売により収益も得ているが、収支は大変厳しくJA本体からの助成金で補填が必要(売上1千万円に5百万円程度を助成)。

(エ) 研修期間中の新規就農希望者の収入や住宅の確保の方法

- ・ 令和4年度までは研修生を出資法人で雇用して農の雇用事業を活用し、給料(月額15万円)を支給。
- ・ 今年度から、要領の一部改正で県の研修機関として認定されたため、就農準備資金を活用し、研修生の収入を確保。
- ・ また、法人による研修者の雇用が法人経営を圧迫していたことも、切り替えの大きな要因。
- ・ 遠隔地の研修生はアパートを借りている。

(オ) 研修修了者への園地、施設、農機等の斡旋はどのようにしているか。また、園地、施設の継承(マッチング)はうまくいっているか。課題はあるか。(農水として特に高い関心事項)

A) 園地継承

- ・ 就農サポートチーム(JA・県(八幡浜支局地域農業育成室大洲農業指導班)・大洲市(農林振興課))により、空き園地等の情報提供を実施。希望として、園地斡旋まで行いたいと考えている。
- ・ 農業委員会は直接サポートチームに入っていないが、農地関係について協力関係にあり、空き園地の情報は農業委員会に確認。
- ・ 農地所有者が新規参入者への貸出しに不安を感じるため、マッチングが困難になっている状況であり、研修の段階では部会の講習会に参加させるようにしている。
- ・ なお、就農後も青年農業者協議会、JA青壮年部・部会、区入り、消防団など地域のコミュニティへの参加が必要で、新規就農者は園地作業との両立に苦労している。
- ・ JA出資法人が現在50aの農地を借入して研修生への園地継承するため、保全管理を実施している。
- ・ 法人が耕作放棄園の改植・新植により園地再生と新規就農者への継承することを検討しているが経営的に難しく現在は未実施。

B) 農業機械、施設の斡旋等

- ・ 法人の研修修了者で就農した人に限り、法人の農業機械借りて利用出来る。
- ・ 就農時に行政運営の空き家バンクでの斡旋により古民家を購入した者もいる。

(カ) 研修実施者と就農者(定着者)の実績はどうか。

- ・ 現在まで研修生3名中1名が就農済み。今年9月に1名が就農予定。

- ・ 令和4年度就農者:イチゴ10a、令和5年就農予定者:イチゴ10a、ナス4a
- ・ 果樹については就農実績がないが、イチゴとの複合経営でブドウ栽培を取り入れることを考えている状況。
- ・ ブドウやキウイフルーツは野菜よりも単価が良いので、研修生も関心を示すが、成木の園地継承が難しく、未収益期間があることから、新規就農する者も果樹の選択は出てこない。

(キ) 就農後の経営・栽培技術・販路確保等のサポート体制やその内容はどうなっているか。

- ・ 就農後は、JAによる技術指導、販路や各種情報提供のアフターケアを実施。
- ・ 就農サポートチームによる面談による相談・指導。
- ・ JAの部会へ加入による販路確保。
- ・ 無料職業紹介によって労働力希望の農家への新規就農者アルバイトの斡旋や、選果場などの季節労働作業を紹介し、収入確保を支援。

(ク) 新規就農対策の今後の展望と国への要望

- ・ 法人での研修生を増やすことによる新規参入者の増加。
- ・ 定年後に就農する者向けの研修も行っているので、果樹農業では定年後就農者の増加も期待している。
- ・ 経営発展支援事業は新規就農者が活用しているが、資材の単価も上がっているので、上限額を増やすことを考えてほしい。



写真1 JA出資法人の研修園(イチゴ)



写真2 JA出資法人の研修園(ブドウ)

後継者・担い手育成の取組みの調書

1. 組織名:JA筑前あさくら
2. 対応者:営農部営農支援課 秦 隆浩 氏
地域振興部農業振興課 瀧上 和暉 氏
3. 日時:令和5年11月13日
4. 方法:Zoom 会議
5. 調査内容(組織の取組み)

【取組み類型:D類型】

(ア) 被災した農地とその復旧事業の実施状況(全体的状況)

- ・ 平成29年7月の九州北部豪雨により土砂・流木が発生し、福岡県の農地・農業施設の被害は、約9千か所(うち、農地被害:約4,700カ所・面積1,100ha)で、その9割が朝倉市内に集中。樹園地やその周辺の林地で、斜面崩壊が発生して被災した。
- ・ JA筑前あさくら管内は、1960年代中ごろから農地造成によりカキ園が拡大し、特に富有柿は高品質で県内でも有数の産地であるが、豪雨による樹園地の崩壊や土砂・流木の流入によりカキ園地も大きな被害を受けた。
- ・ 被災したカキ栽培農家の経営の早期安定が必要であったが、樹園地の早期復旧は難しかったことから、平地でもすぐに栽培できる品目でカキ栽培との作業平準化が容易であり、また全国の栽培状況や販売価格を考慮して、施設のアスパラガス栽培を導入することとし、令和元年度からドリームファーム事業を開始。
- ・ ドリームファーム事業は、JAが水田(荒廃地)の利用権を取得し、事業実施主体となってアスパラガス用園芸ハウスを建て、直接アスパラガス栽培の経営を行うもの。
- ・ その際、園地を被災したカキ栽培農家をファームディレクターとしてアスパラガス栽培を委託し、アスパラガスとカキの複合経営による早期の経営安定を目指した、JAによる災害復興支援の新たなモデルケース(写真1)。
- ・ 具体的には、JAが約40aの水田にハウス10棟を整備し、令和2年2月から令和4年1月までの期間、ファームディレクター2名にアスパラガスの栽培を委託(久喜宮ドリームファーム)。すなわち、ファームディレクターがアスパラガスの栽培及び栽培施設の管理、収穫及び指定の出荷施設への出荷を実施。
- ・ その後、順次、ハウスを増設し、3年間で合計9名のファームディレクターが約1.1haでアスパラガスを栽培。委託期間終了後にはファームディレクターに農地利用権を切り替えて、施設を譲渡。

(イ) JAが事業実施主体となって樹園地の整備を進めた経緯。早期営農再開のためスモモを導入し未収益期間の短縮を図ろうとした事情。

- ・ ドリームファーム事業の実績を踏まえ、JAとして令和4年度からフルーツファーム事業を開始し、市内の赤谷川流域の災害復旧農地にJAがスモモのモデル園を設置(写真2)。
- ・ JAがスモモ栽培に取り組むことにした理由は、以下のとおりスモモ栽培であれば取組み易く、カキ経営を補完すること*が期待できることによる。
 - 1) 赤谷川流域の松末地区が30年前にスモモ産地で農家の一部にも栽培経験があること(JA内には、スモモ栽培の営農指導経験者がおり、スモモ生産部会もある)
 - 2) カキ栽培との作業分散も可能なこと(開花時期がスモモ(3~4月)とカキ(5月連休明け)と忙しい時期がずれる)
 - 3) カキ(富有柿)の収穫・販売時期が11月であり、スモモ栽培ではそれより早い収入が期待

できること(夏の高温や台風の影響のリスク回避も可能)

*JA管内では、カキ専作農家がスモモやブドウの複合経営に移行しており、近年はカキよりもブドウ栽培を経営の柱にする農家が増えつつある。

(ウ) フルーツファーム事業の運営状況はどうなっているのか。

- ・ 災害復旧した農地50aをJAが借り受けて令和5年2月にスモモ苗を新植(写真3)。栽培面積は合計38aで、露地の平棚ジョイント栽培とハウスの低樹高V字型栽培。JAが果樹園を2年間経営し、ファームディレクター1名に栽培管理を委託。
- ・ ファームディレクターは、カキとキウイフルーツを栽培し大きな経営面積の農家で忙しいこともあり、JAの営農部営農支援課の職員も栽培管理に従事し、植栽直後の枝の誘引作業等を実施(写真4)。
- ・ 園地経営規模の大きな農家をファームディレクターとした理由は、モデル園の設置場所が表面的には整備されているが土壌の内部は礫や異物がある改良普及農地*であり、スモモの植栽後に順調に生育しないリスクがあるため、そのようなリスクに経営的に耐えられる農家である必要があったことによる。
*赤谷川の氾濫により土砂が堆積し復旧工事の際に土砂置き場であり2メートル程度地上げされてところで、モデル園として土壌条件が悪いところでもスモモ栽培可能かを検証する意味合いがある。
- ・ 令和5年度も新たなモデル園を設置する計画で、令和6年当初のスモモ苗新植を行えるように、新たなファームディレクター1名を探しているところ(植栽直後の枝の誘引作業等は重要で、その作業は思った以上に大変であったことから、前年と同規模が限界のため)。
- ・ モデルスモモ園の経営を通じて、JAとして栽培や経営のノウハウを積んで、スモモ産地の復活に向けた指導ができるようにしたいと考えている。

(エ) 今後の課題

- ・ 赤谷川流域は平成29年度の災害復旧工事が現在進んでいるが、今年度の豪雨でまた被害を受け復旧工事は順調に進んでいない。
- ・ 他方、農家は水稻栽培の機械を失っていることから、JAとしては、復旧水田を畑地転換してスモモ園とするよう改良し、スモモ産地として復興できないかとの希望を持っている。
- ・ スモモ産地の担い手としては、水田転換園地の地権者や赤谷川流域の若手農業者の中から募っていく方向でJAとして考え方を整理したい。



写真1 JA筑前あさくらによるドリームファーム事業 (久喜宮)



写真2 JA筑前あさくらによるフルーツファーム事業



写真3 モデル園でのスモモ苗の新植



写真4 スモモ園の枝の誘引

後継者・担い手育成の取組みの調書

1. 組織名:山形県大江町就農研修生受入協議会(OSHINの会)
2. 対応者:大江町就農研修生受入協議会会長 渡辺 誠一 氏
(JAさがえ西村山すもも部会長)
大江町役場農林課 地域おこし協力隊 堀内 愛 氏
3. 日時:令和5年12月4日
4. 方法:Zoom 会議
5. 調査内容(組織の取組み)

【取組み類型:B類型】

(ア) 取組み(新規就農者の研修等)開始の経緯

- ・ 大江町就農研修生受入協議会(OSINの会)が発足したのは平成25年4月であるが、当時の地域の状況として、樹園地の耕作放棄が増えており、果樹農業の後継者が少なく既存の果樹農家による園地継承にも限界があった。
- ・ また、自ら育成したスモモの新品種がデビュー(図1)*1したことから改植事業を利用して地域で普及させようとしたが、既存の果樹農家では規模拡大の余地がなかった。

*1:渡辺会長がスモモの収穫期間を延ばすため新品種を育成。平成18年にサンルージュ、サンセプト等を品種登録し、その後、次世代の新品種登録したのが平成24年頃。

- ・ 大江町とJAのすもも部会が連携して、平成24年1月に新・農業人フェアに参加して新規参入者を募集したところ、ブースに15名程度の相談者が訪れ、その中から5名が現地見学会に参加し、うち2名が新規就農研修をすることが決まり、積極的に募集すれば新規参集者を集められることが分かった。
- ・ 平成24年から農林水産省の新規就農希望者への補助が始まり、地域でも目ぼしい農家に声をかけ、県(農業支援センター)に新規就農研修受入農家として10名の登録をしたが、それだけでは新規参入者は集まらないため、町とJAから助成*2を受けて受入協議会を発足し、新規参入者の募集から新規就農研修、就農支援等を積極的に行うこととした。

*2:新規就農研修生の受入協議会の設置は県で第1号であり、翌年から県単独事業で受入協議会設置への補助が出るようになった。

(イ) 新規就農希望者の募集方法

- ・ 受入協議会が新・農業人フェアにほとんど毎回ブースを出展(年3~4回)し新規就農希望者を募集。ブースへの来訪者数は毎回大きく異なる(最も多い時で30名を超えたときも)。
- ・ フェアのあった2週間程度後に1泊2日の現地見学会を実施。現地見学会の参加者は2~3名のときもあれば、多いときには6名の時もあり(コロナ禍による移住ブームの時は10名以上の申し込みも)。
- ・ 現地見学会は、ほ場見学、収穫体験、新規就農者の住宅訪問、農機具バンクや作業所の見学などのプログラム。
- ・ その後、研修希望者には1週間以上の短期研修への参加を要請。短期研修は、受入協議会の研修施設に泊まってもらい、会員農家のところで実施。参加者の希望樹種に応じて、スモモであれば会長が、モモやサクランボの希望であれば栽培している別の会員がそれぞれ受け入れ。
- ・ 1週間程度の研修で作業を共にすることにより、農作業ができるのかどうかの適性はわかる。長期研修者として受け入れるかどうかは社会人として生活できるかどうかが目安。
- ・ 最終的に、長期研修者として残るのは例年1人程度。最近少し増えており、令和4年度に4

名(中途離脱者2名)、令和5年度に4名の受入れ。

- ・ 積雪寒冷地(積雪期間:12月中旬から3か月間で、積雪量:中心部で1m前後)であるにもかかわらず、首都圏の新規就農研修者が多い理由として、1)新品種のスモモ栽培などにより経営・生活の見通しが立つこと、2)新規就農者向け専用住宅の提供などの手厚いサポート(後述参照)、3)受入協議会メンバーの新規参集者受入れの温かい姿勢、4)先輩新規就農者のライフサイクルにメリハリがあること(冬場のスキーインストラクター)等による。

(ウ) 研修期間と研修の内容・運営方法(研修カリキュラム、地域に馴染むための取組み等)

- ・ 長期研修は2年間で、研修は4月から開始。
- ・ 受入協議会メンバーは、受入農家、独立新規就農者、研修生で構成(写真1)。現時点で12名の受入農家が長期研修を担当(昨年から独立就農後5年経過した新規就農者が認定農業者となったことから新たに3名が受入農家となった)。
- ・ 研修生受入に対する受入農家への報酬はない(受入協議会の役員には昨年から受入協議会から報酬を出すようにした)。
- ・ 2年間の研修のうち、受入農家は1年ごとに変えることを原則としている。ただし、最近、研修1年目で空き園地を借り受けてスモモを新植することが増えてきた。このため、借受け園地の近くの会員農家の下で2年間の研修を受けるケースが増えている(後述(オ)参照)。
- ・ 研修生と受入農家のマッチングについては、希望する樹種(野菜の場合もあり)によるが、研修生を受入協議会の構成メンバーとしているので、仮に最初の受入農家と合わなかった場合には他の会員農家に変更するなど容易に対応できる。
- ・ 受入協議会内での研修作業の実施先は、研修の希望内容に応じて柔軟に対応している。例えば、スモモ農家の下で研修をしてもサクランボ栽培に関心がある場合にそれを栽培している会員農家の収穫作業などの手伝いに出すような対応もしている。
- ・ 研修カリキュラムは詳細に定めておらず、月別の年間研修計画の中で受入農家の栽培指導により実施。果樹の場合、4月に剪定・定植・授粉作業から始まり、摘果、草刈り・ほ場管理、収穫等の作業、収穫物の箱詰め・出荷、販売、市場視察等、1~3月に雪下ろしと剪定作業というように年間を通じて作業がある(写真2)。また、果樹栽培の研修に加えて、水稻や野菜(ブロッコリ、枝豆等)の栽培管理作業も研修として実施。
- ・ 座学については、農林大学校において、肥料・土壌管理、農薬・防除等を月に2日程度実施。それで足りないものは受入協議会の勉強会で実施。例えば、先輩の新規就農計画の報告を聞くようなものもある。

(エ) 研修期間中の新規就農希望者の収入や住宅の確保の方法

- ・ 研修生は就農準備資金を活用して収入を確保。
- ・ 中学校の寄宿舎を活用して、研修者向けの男子寮を設置。
- ・ 町が新築した住宅を女子専用寮として活用。

(オ) 研修修了者への園地、施設、農機等の斡旋はどのようにしているか。また、園地、施設の継承(マッチング)はうまくいっているか。課題はあるか。(農林水産省として特に高い関心事項)

【園地】

- ・ 現在スモモの価格が良いため、成木園地が貸し出しに出ることはない。離農者の園地は既に樹を切っているため、新規就農者はそのような園地を借り受けてスモモを新植するケースがほとんど。借り受ける園地は、リンゴ園の跡地でスピードスプレーヤーが入れる平地。
- ・ 就農準備資金を得て研修する1年目から空き園地を借り受けて、スモモを新植するケースが多い。これは、受入協議会が研修生も構成メンバーに位置付け、借り受けた園地で収入を得るような営農行為を行わないよう管理責任を果たしていることから認められたものであり、

また、町役場としても経営開始資金の申請に際して、研修2年目の確定申告書の提出を求めて確認をしている。

- ・ 研修生が空き園地にスモモを新植する場合に、果樹経営対策支援事業を活用しており、未収益期間の管理費も出すことができる。
- ・ このような補助金の活用と併せて、研修段階からのスモモ新植による早期成園化と就農後の野菜栽培の共同経営(後述参照)の支援等により、自己資金がなくとも独立新規就農できるようにしている。
- ・ 受入協議会の会員農家が独立就農後も園地管理をしっかり指導するため、地元農家からも信頼があり、営農中止又は縮小に伴う継承園地の情報は受入協議会に直接集まってくる。つい最近もラフランス成園を新規就農者に継承したところ。

【農業機械等】

- ・ 町から補助を受けて、スピードスプレーヤーや乗用草刈り機などを農機具バンクで購入し、有料で新規就農者等に貸し出しを行っている。
- ・ 選果や出荷等のための作業所も共同利用により低料金で利用可能となっている。

【住宅の斡旋】

- ・ 家族で新規就農する者向けに、町が新規就農者専用の住宅を新築し貸付け。
- ・ 町内には民間のアパートが少なく、すぐに住めるような空き家はすぐに借り手が付き見つからないので、家族連れの新規就農希望の研修者が来ると住宅探しが大変であった。このため、町がこれまでに5棟の新規就農者専用住宅を新築(写真3)。
- ・ 住宅の家賃は5万円/月であるが、新規就農者には町から家賃補助4万円(上限)/月＋光熱費補助1万円(上限)/月が最長で5年間支給される。光熱費補助は、首都圏からの新規就農者が冬の光熱費が倍以上かかるとの話をを受けて対応したもので、非常に手厚い補助となっている。
- ・ 新規就農後に経営が安定してくる段階で、借りている園地のある近郊集落に家を手に入ってもらえれば良いと考えており、その間の営農定着支援措置と考えている。

(カ) 園地集積・集約や園地整備の実施状況。整備を実施する際の関係者の協力体制はどうなっているか。

- ・ 新規就農者の未収益期間を短縮するため、県の補助金を活用して今年度に受入協議会として水田を転用してスモモ団地1haを整備したが、水利費負担の関係で課題があった。
- ・ また、空き園地が出てきた段階で受入協議会メンバーが一旦借り受けて管理することが理想であるが、実際はそこまで手が回らない現状である。

(キ) 研修実施者と就農者(定着者)の実績はどうか。

- ・ 令和5年4月1日現在の独立就農の実績は計21名で、うち果樹経営での就農者は19名(スモモ栽培が17名)。
- ・ また、経営開始資金(農業次世代投資資金(経営開始型)を含む)の受給を終了し安定経営をしている就農者は12名。
- ・ 現在研修中の者は6名(うち、果樹が5名)。
- ・ 出身地域別で見ると、首都圏からの移住者が14名。
- ・ 独立就農者が借り受けた農地面積の実績は3,322aで、うち樹園地は1,891a(スモモ面積が約6割)。
- ・ このほか、研修生も園地を借りているので、受入協議会のメンバーとして35ha程度の借入れ実績となっている。

(ク) 就農後の経営・栽培技術・販路確保等のサポート体制やその内容はどうなっているか。

- ・ 独立就農後も受入協議会の構成員であるため、年間2回の経営開始資金を受給している

新規就農者への園地巡回を実施して、会員農家が園地管理等を指導(多くのメンバーが参加:写真4)。

- ・ また、受入協議会で独立就農者の要望も取り入れて勉強会を実施。例えば、先日は政策金融公庫の担当者を迎え、新規就農時の融資等の勉強会を実施。
- ・ 就農後の経営資金として、国の経営開始資金のほか、経営発展支援事業を活用する者もいる。
- ・ 借りた園地にスモモを新植して新規就農した場合、3~4年程度は未収益期間となるため、受入協議会メンバーで野菜(枝豆、ブロッコリー)を栽培している者と共同経営することによって、収入が得られるようにしている。
- ・ 水田転作で野菜栽培をしているため共同経営に参加する新規就農者の数に応じて借入れの転作田の面積を毎年調整することは容易であり、また、受入協議会内の共同経営母体が農業機械等を有しているため新たな投資は不要。



図1 スモモの新品種
 (上:サンルージュ、下:ひかり)



写真1 受入協議会メンバー



写真2 受入農家の下での研修状況

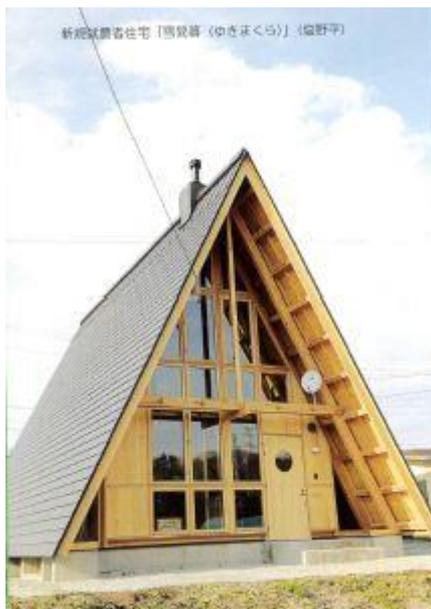


写真3 新規就農者用住宅



写真4 受入協議会による巡回指導の状況

後継者・担い手育成の取組みの調書

1. 組織名:ひろさき農業総合支援協議会
2. 対応者:青森県弘前市農政課担い手育成係主事 齊藤 賢幸 氏
3. 日時:令和5年11月9日
4. 方法:Zoom 会議
5. 調査内容(組織の取組み)

【取組み類型:B類型】

(ア) 研修制度開始の経緯

- ・ 弘前市は第一次産業の比重が高く、農業産出額524億円のうち89%がリンゴで、加工業や販売業などへの波及も含めるとリンゴ生産が地域の基幹産業。
- ・ リンゴ作付経営体は年々減少しており、その減少率も大幅に高まっている(図1)。リンゴの結果樹面積や収穫量も減少傾向にあるが、既存のリンゴ栽培経営体の規模拡大により離農者の園地を継承してリンゴ生産量の減少を一定程度カバー(図2)している。
- ・ しかしながら、以下の理由により、既存のリンゴ経営体の規模拡大によるリンゴ生産量の減少を抑えることが限界にきていると認識。
 - 生産者の高齢化が進行し後継者のいない経営体が約7割を占めていること(図3)
 - 摘果や収穫作業の労働ピークが集中し、それに対応するためお補助労働力の確保も限られていること(図4)
 - 通年雇用できる法人経営体が少ないこと(弘前市内の認定農業者約1000経営体のうち法人経営体は約60、果樹を主作とする法人経営体は約30で、多くは個人経営体が加工等にも取り組むため法人化)
- ・ 一方、新規就農者は毎年一定数の数がある(図5)ものの、販売農家数の減少速度に比べ少ないことに加え、研修等により栽培技術を磨くことなく、経営開始資金を当てにすぐに就農する者が多発。
- ・ 特に、リンゴの新規就農者については、剪定・摘果・収穫作業の遅れ、低品質の収穫物による低収益で経費回収ができないといった問題が起り、新規就農者に対する市による就農後のフォローアップ支援では対応できない状況。
- ・ 当時は、農業次世代人材投資資金(準備型)を県から交付していたが、市内での利用者は年間1人程度であり、同資金(経営開始型)を受給する者が市内で年間15名程度(うち、2割程度が非農家出身者)いるのに対して研修を受ける者が非常に少ない状況。
- ・ これらの状況を改善するため、弘前市の担い手育成協議会を拡充し、令和2年2月にひろさき農業総合支援協議会を設置。
- ・ 構成メンバー(弘前市、弘前市農業委員会、管内の3農協(JAつがる弘前、JA相馬村、JA津軽みらい)、青森県りんご協会、青森県農業共済組合、青森県農業法人協会、青森県中南地域県民局、あおもり農業支援センター)において連携して、新規参入希望者等に対するサポート体制を整備。
- ・ 同協議会において、令和2年度から農業里親研修事業を開始。
- ・ 里親農家については、弘前市から特に要件は示していないが研修指導ができる方の推薦をお願いした。支援協議会構成メンバーから農業技術、経営力、指導力等に優れた市内の農家・法人の推薦を受けて、協議会事務局(弘前市)がメンバー里親農家を認定した。
- ・ 農業里親研修受入報奨金として、トライアル研修受入れ;5千円/日、里親実践研修受入れ;5万円/月を里親農家に支給。

(イ) 新規就農希望者の募集方法

- ・ 市の就農相談窓口への来訪者は県内(地元)出身者が多く、年間200件程度。うち親が農家である相談者は7~8割程度。非農家出身者でも知り合いが経営開始資金を使って就農したことに興味をもって相談する者がほとんど。これらの中で、最終的に認定新規就農者として経営開始資金を受給する者が年間15名程度。
- ・ 研修実施者を増やすため、新農業人フェアや地元イベント等の就農イベントに積極的に参加して情報発信を強化している。
- ・ 就農イベントなどによる県外での相談者は30件程度。市としても雪の多い気象条件から、青森出身の県外に出た者で地元に戻って農業をしようと考えている者がメインターゲットと考えている。
- ・ 研修希望者には、それぞれの要望を聞いて、市がその要望に沿った里親を複数選び、トライアル研修(下記(ウ)参照)を受けてもらっている。
- ・ これは、里親農家に農業経営士・青年農業士、JA部会講習会講師など栽培技術に優れる者、農業委員や農地利用最適化推進委員、法人経営者等の多様な経歴の者がおり、研修希望者の要望も多様なためである。
- ・ すなわち、研修希望者の要望が栽培技術の習得を重視、地域のつながりを通じて園地の幹旋等を希望、農産物販売等マーケティング等も含めた実践的習得、人柄の合うことなど多岐に富んでおり、複数人の里親農家の下でトライアル研修を受けてもらうことが、研修生と長期研修先とのマッチングを的確に行うための鍵となっている。
- ・ また、市の就農相談窓口において非農家出身の就農希望相談者があった場合、その状況に応じて、その人に合った研修を個別に提案している。
- ・ その具体例として、遠隔地出身の就農希望者に対して、①仕事を継続しながらゴールデンウィークを活用して半日ずつ4日間、計7人の里親の元でのトライアル研修を受けてもらい令和6年度から長期研修に入る、また、②弘前市に移住し里親実践研修ではなく雇用就農する、といったように就農希望者の要望に対して柔軟に対応している。

(ウ) 研修期間と研修の内容・運営方法(研修カリキュラム、地域に馴染むための取組み等)

- ・ 農業里親研修は、短期間のトライアル研修と長期間の里親実践研修からなる(図6)。
- ・ トライアル研修は1~5日間のお試し型短期研修で、異なる里親農家のもとで研修をしてもらうもの(写真1及び2)。市側において1里親農家で半日~1日のカリキュラムを作り研修を受けてもらうようにしている。
- ・ 里親実践研修は、里親農家の園地で行う研修で、期間が1年以上3年以内、年間1200時間以上、150日以上の実践的な研修。
- ・ 技術指導をしっかりとってもらうとの考えから、1里親農家に研修生1人(法人の里親農家の場合は研修生2人)という組み合わせで実施(写真3)。
- ・ 以下の研修希望者のニーズに対応して、令和5年度に複合経営農家や法人の里親を強化した(リンゴ単作以外の里親農家;13→21、法人の里親農家;4→7)。
 - ▶ 親又は親戚(3親等以内)がリンゴ農家である研修生が就農時に経営開始資金を受給するため、リンゴとの複合経営(モモ、野菜等)での里親実践研修の実施。
 - ▶ 冬場における販売や加工等の1年間を通じた作業や、雇用による就農研修の実施
- ・ 実践研修の具体的内容については、剪定、薬剤散布・施肥・除草、人工授粉、摘花・摘果、着色管理、収穫・出荷、雪害対策等について月別研修計画で例示し、実施の詳細は里親農家に一任(リンゴは露地栽培で、天候等の外部要因により、作業スケジュールが流動的になる傾向のため、月ごとのカリキュラムを事細かく作成することは現実的ではないため)。
- ・ 座学については、年間の月別研修計画に販売・流通・マーケティング、経営管理等の項目を記載しているが、どの程度実施してもらうかは定めていない。農協等の関係機関で実施し

ている講習会・実演会(青色申告・簿記記帳・剪定講習会等)を活用してもらっている。

- ・ その他、青森県で実施している農業機械利用技能者育成研修において、「大型特殊自動車運転免許」または「けん引免許」(いずれも農耕作業用自動車限定)の取得ができることから、そちらを利用するよう勧めている。
- ・ 令和6年度で農業里親研修事業の開始から5年が経過し、認定した里親農家の任期が終了するため、これまでの課題の対応方策や事業の方向性を検討する予定。特に、里親農家については、研修希望者のニーズをみると、新規就農して10年程度経過した40～50歳代の農家(過去に同じような苦勞をしてきたメンターのような人)の人気の高い傾向があることから、そういった点に留意して、選定していくことも一つの案として考えている。

(エ) 研修期間中の新規就農希望者の収入や住宅の確保の方法

- ・ 基本的には就農準備資金の併用により、研修期間中の収入を確保。
- ・ 県外等(弘前市近隣の7市町村以外の地域)からの就農希望者向けに、弘前市が市内への定住を条件に家賃の3分の2、上限5万円まで家賃(最長2年間)を補助。単身の場合は上限が3万円。(弘前市内であれば民間アパートを借りるのに十分な額。)

(オ) 研修修了者への園地、施設、農機等の斡旋はどのようにしているか。また、園地、施設の継承(マッチング)はうまくいっているか。課題はあるか。(農林水産省として特に高い関心事項)

- ・ 里親実践研修の研修生を受け入れた里親農家には、研修生の就農に向けた園地探しのサポートを可能な範囲でお願いしている。特に、農業委員や農地利用最適化推進委員の里親は、空き園地の情報に接する機会も多く、園地探しのサポートをしてもらえる。
- ・ 里親実践研修の地区で園地の斡旋を受けると、比較的管理の状態の良い園地が借りられ就農開始後の経営も安定することから、園地探しのサポートは本研修制度のメリットの一つと考えている。
- ・ その他、里親農家が里親実践研修のために園地を借受けた場合に、1a当たり1千円、上限5万円を里親農家に加算して支払う制度ある。例えば、研修2年目に条件の良い園地が出てきた場合に、里親農家が園地を借受けて研修園地として活用し独立就農時に利用権の切換えを行うもの(ただし、里親農家の近くの園地がタイミングよく出てくる必要があり、現時点では利用実績なし)。
- ・ 市として、里親実践研修の受入れ農家の選定に当たって、研修生への園地探しの支援をさらに強く要請することは農家の負担を考えると難しいと考えている。
- ・ 就農希望者の中には、園地は自分で探すのでむしろ栽培技術を学びたい、又は販売等マーケティングを学びたいという人もいる。要は、トライアル研修を通じたマッチングにより園地探しの支援を望む希望者が農業委員などの里親農家の下で長期研修に入るようにすることが重要。
- ・ さらに、市としては、園地継承円滑化システム(下記(カ)参照)を運用し、2～3年後に営農の中止・規模縮小する農家の園地情報も登録。里親実践研修が始まる時点である程度の空く予定の園地の情報を直接見ることが可能なので、このシステムによる園地の第3者継承を促進していく考え。
- ・ 具体的には、農業里親研修と園地継承円滑化システムの連携による里親実践研修者に園地継承を進める事業が、令和5年度から弘前市内(相馬地区、JA相馬村管内)で開始されたところ(図9)。
- ・ 当該事業では、里親農家(60歳代後半)のリンゴ園地、農業機械を相馬地区の非農家出身の研修生(30歳代)が継承する計画である。
- ・ 新規就農者から倉庫が欲しいというニーズはあるが、支援はできていない。収穫物の自家選果を園地で行い、農協や民間(弘果)の集荷場に搬入することにより対応可能。

(カ) 園地集積・集約や園地整備の実施状況。整備を実施する際の関係者の協力体制はどうなっているか。

- ・ リンゴ農家等の離農や規模縮小のタイミングで受け手が見つからず、管理できない園地の樹を伐採してしまう事案が増加。特に、リンゴの収穫が終わって12月頃から次期作開始直前(2~3月)に園地継承を相談する農家が多いが、園地継承者が見つからないのが実態。
- ・ 既存の農地流動化情報では、樹体とセットでの園地継承には必要な情報が不足することから、後継者不在園地の円滑な継承のため、弘前市内の樹園地を対象に園地継承円滑化システムを令和4年11月から開始。
- ・ 当該システムでは、現在耕作中の樹園地(リンゴ、モモ、ブドウ等)で概ね5年以内に第3者に継承を希望する園地の詳細な情報(継承希望時期、品種構成、台木の種類(丸葉・わい化)、樹齢、単収、水源の状況、傾斜の状況、接道の幅員、トイレの有無等)を登録し、市のホームページ等で公開(図7)。
- ・ ホームページからは、地図情報の含めて必要な情報を簡単に閲覧することが可能(図8)。
- ・ 継承時期を概ね5年以内としているのは、大まかな時期が分かれば計画的に樹体とセットでの継承のマッチングがしやすいとの考え方に基づく。
- ・ システムに登録された樹園地が一定の要件*を満たして流動化された場合に、園地の出し手に4万円/10aの奨励金を交付。
※システムに登録した樹園地の受け手が10a以上取得又は借受けし、かつ50a以上(自作地も含む)樹園地の集約を行うこと。賃借の場合は、中間管理事業を活用して10年以上の貸借期間が必要。
- ・ 令和4年11月のシステム稼働当初で40件の樹園地が登録され、令和5年8月末時点の登録累計件数が109件となり、マッチングの成立件数53件、面積約30.9haの実績。
- ・ 課題としては、システムに登録した樹園地の迅速なマッチングや受け手に見つからない園地の管理方法がある(冬季に受け手が見るからず伐採による登録取下げが12件で、取下げの全体の3分の2を占める)。
- ・ 当該システムの構築の段階から、農業委員や農地利用最適化推進委員の協力を得て、果樹農家への営農以降調査票の送付・回収を行ってきており、今後も地域計画の策定・運用と並行して園地の流動化を促進する予定。
- ・ 園地整備(新植/改植)については、新規就農者に経営開始資金を交付する際に、就農計画に3年・5年後に園地の規模拡大を求めており、樹体の条件の良い園地が見つからない場合は、借り受けた園地の改植を実施している。
- ・ 改植については、矮化栽培で、品種構成をふじから早生の黄色品種など着色管理の不要な品種に転換し、作業期間の平準化と省力化を図っている。

(キ) 研修実施者と就農者(定着者)の実績はどうか。

- ・ トライアル研修の受講者は、令和2年度3名から順調に増加し、特に、令和5年度に19名と大幅に増加。
- ・ 里親実践研修の受講者は、令和3年度に開始(2年間)した者が1名であったが、令和5年度に開始した7名と大幅に増加。8名の内訳をみると、リンゴ4名、ミニトマト3名、ワイン用ブドウ1名である(非農家出身研修者がミニトマトを選択)。
- ・ 就農実績は令和5年度に1名。

(ク) 就農後の経営・栽培技術・販路確保等のサポート体制やその内容はどうなっているか。

- ・ 経営開始資金の受給者へのサポートや定期的な集まりを開いている。
- ・ JAの部会による講習会による技術指導。

○販売を目的としたりんご作付経営体数の推移

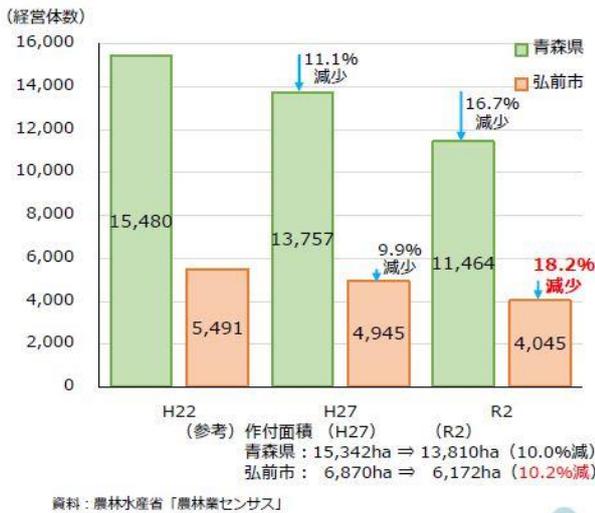


図1 リンゴ作付経営体の推移

○りんご結果樹面積の推移

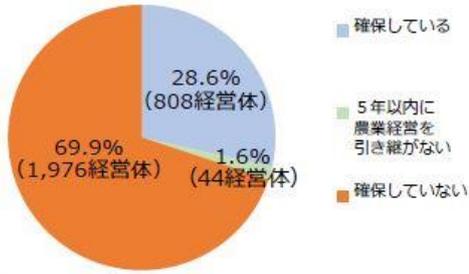


図2 リンゴ結果樹面積の推移

○後継者の確保状況別経営体数 (弘前市)



(うち経営主が65歳以上の経営体)



資料：農林水産省「2020年農林業センサス」

図3 弘前市の農業後継者確保状況

○ふじ (普通・新しい化 (高密度植低樹高)) の月別労働時間



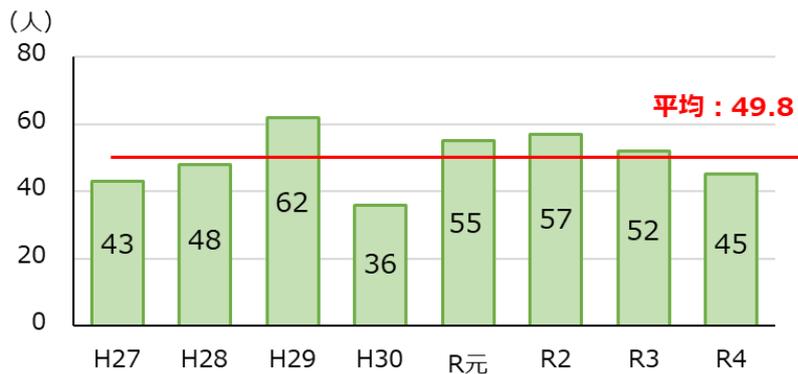
図4-1 リンゴの農作業時間の年間の推移

○今後10年間の補助労働力の確保状況 (弘前市)



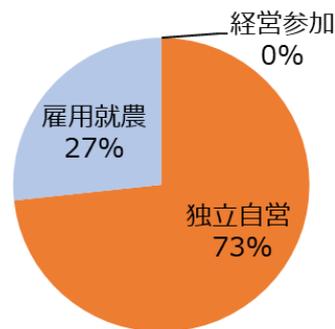
図4-2 弘前市の農業補助労働者の確保状況

○新規就農者数の推移（弘前市）



資料：弘前市農政課調べ

○新規就農者の就農形態（令和4年度弘前市）



資料：弘前市農政課調べ

図5 弘前市の新規就農者の推移

③ 農業里親研修

トライアル研修

- ・ 1～5日間のお試し型短期研修（1日から研修可能）
- ・ 複数の里親農家のもとで研修可能

里親実践研修

- ・ 里親農家のもとで行う1年以上3年以内（1,200時間以上/年）の中長期技術習得研修
- ・ 就農に向けた農地探し等のサポート
- ※条件が合致すれば、就農準備資金（国事業）の受給可能

図6 農業里親研修事業



写真1 現地顔合わせ会（協議会会員・里親農家・研修生）



写真2 トライアル研修



写真3 農業里親実践研修

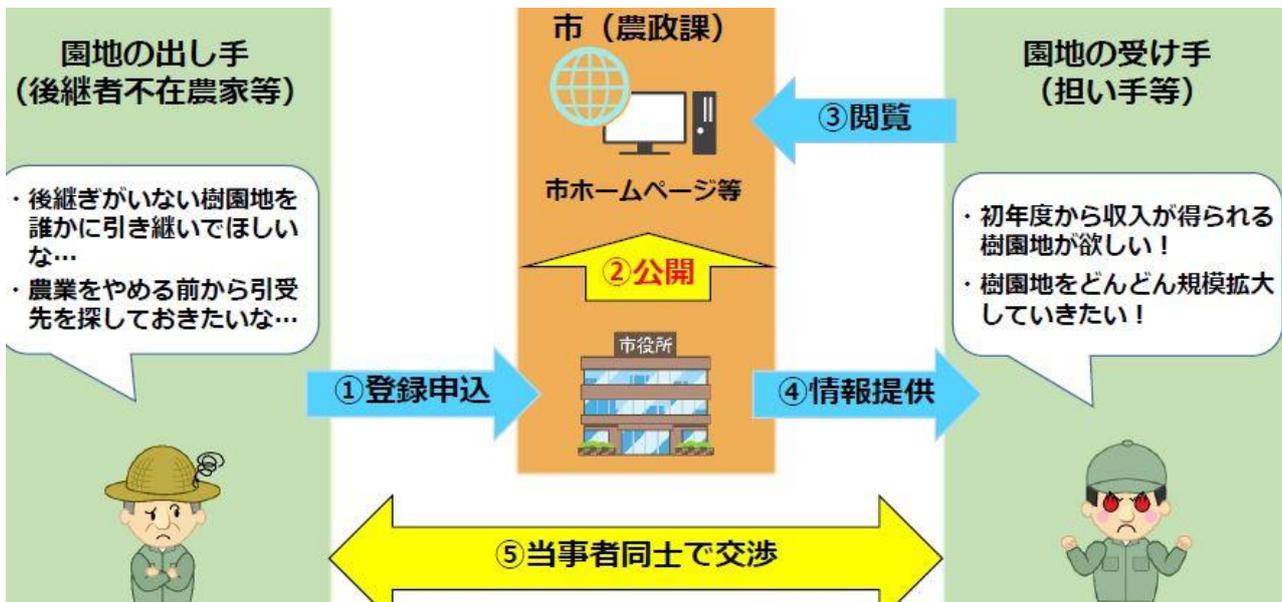


図7 園地継承円滑化システムの概要

園地継承円滑化システムでの公表イメージ

整理番号	地区	園地所在地	面積 (m)	売買希望	作付品目	継承希望時期	位置
〇〇	船沢	宮館字比内沢 〇〇	3,000	売買	りんご	2年以内	地図
□□	高杉	高杉字山下 〇〇	6,000	売買・貸借	りんご	今すぐにも	地図
△△	裾野	檜木字牧野 〇〇	1,000	貸借	もも	令和〇年産収穫後	地図

園地所在地		単収 (10aあたり)	
宮館字比内沢〇〇		2,500kg	
面積 (m)		接道の幅員	
3,000		4 m	
作付品目		水源	
りんご		ため池	
継承希望時期		土地の傾斜	
2年以内		平地 (傾斜度: 概ね8度未満)	
売買・貸借		トイレの設置	
売買		なし	
希望価格・賃借料		地図及び現地写真	
100万円		地図 (写真はR4.10.31に撮影)	
品種構成		登録年月日	
ふじ	ふじ	王林	ジョナゴールド
R4.11.25		備考	
台木の種類		園地内に小屋あり	
丸葉	わい化	丸葉	丸葉
樹齢			
30年	10年	30年	20年
面積割合			
40%	30%	20%	10%

図8 園地継承円滑化システムの情報公表のイメージ

26

経営継承までの流れ

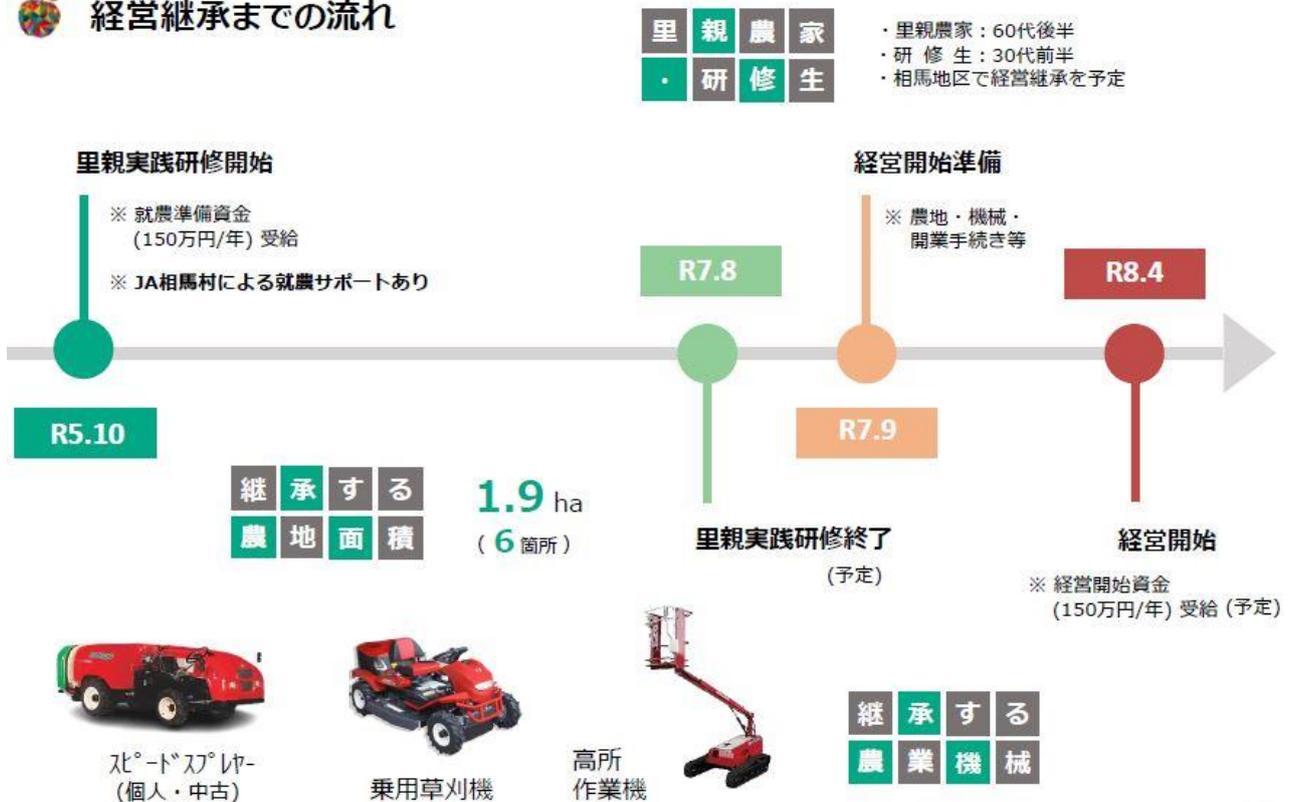


図9 農業里親研修事業と園地継承円滑化システムの組合せによる第三者継承の実例

後継者・担い手育成の取組みの調書

1. 組織名:長崎県佐世保市宮長地区
2. 対応者:宮長土地改良区 理事長 朝長 保光 氏
" 副理事長 坂口 要 氏
" 換地委員長 阿波 茂敏 氏
県北振興局農林部土地改良課 専門幹 馬場 幸夫 氏
技師 中山 航 氏
" 農業企画課 係長 中村 達哉 氏
" 南部地域普及課 係長 早崎 宏靖 氏
(全農ながさき園芸部 部長 土井 教至 氏、次長 明時 正晃 氏)
3. 日時:令和5年12月12日
4. 方法:Zoom 会議
5. 調査内容(組織の取組み)

【取組み類型:C類型】

(ア)佐世保市宮長地区で園地再編整備を行うに至った経緯。

- ・ 急傾斜地で後継者不在の耕作放棄みかん園を解消するため、平成26年頃から基盤整備実施エリア選定を地元農家で組織する基盤整備推進協議会と県北振興局農林部との間で検討を進めたところ、まとまった単位の耕作放棄地があり、基盤整備(区画整理及び畑地かんがい施設の整備)により耕作放棄地解消はもとより、担い手農家への農地集積による規模拡大、畑地かんがい施設を活用した高付加価値作物の栽培により農業経営の安定化を図ることができる宮長地区を基盤整備事業実施の候補地とした。
- ・ 同地区では、畑地かんがい施設の受益地区(青線の枠で囲ったところ)が23.1ha、その中に耕作放棄地(赤線で囲ったところ)が7.7ha(図1)あったことから、畑地かんがい施設の整備と併せて、耕作放棄地(7.7ha)については、区画整理を行い、耕作放棄地の解消を図った。
- ・ 区画整理区域内の一部は急傾斜であり、かつ、耕作放棄地の間に山林が入り込んでいたことから、基盤整備による区画整理により、スピードスプレーヤーなどによる作業の省力化も可能な園地として、若手生産者に継承できるとの見込みがあった(図2-1、2-2)。
- ・ 事業同意の取得にあたっては、3年程度かけて、地権者の方から同意を取り付けて基盤整備事業の実施にこぎつけた。同意取り付けにあたって、当該地区では未相続・未登記の土地が少なかったことも、基盤整備事業の実施地区とした理由である。

(イ)農地バンクが園地を借り上げて集積し、基盤整備事業に参画するとともに、中間保有中の土地改良賦課金を負担したとの情報があるが、その経緯を教えてください。また、地区内の園地流動化や事業実施の推進の主体と連携体制はどうなっていたか。

- ・ 耕作放棄地の基盤整備事業の実施にあたっては、農地中間管理機構(長崎県農業振興公社)が基盤整備事業の実施前年(平成29年度)から当該地区の一時利用地指定完了(令和2~3年度)まで中間保有を行い、同公社が事業実施に係る賦課金を負担した。
- ・ 耕作放棄地において、地権者が整備後の園地で営農し、賦課金を負担する意思が無い場合、整備後、担い手が営農を開始するまでの期間の賦課金を同公社が負担する制度を活用した。
- ・ また地権者の土地を一定面積農地中間管理機構に預けることにより農地集積協力金が出ることから、その協力金を事業実施にあたり、新たに設立した宮長土地改良区の賦課金に当

てた。

(ウ) 実際にどのような園地整備(面整備、園内道、かん水施設)を行ったのか。事業期間は何年か。

- ・ 実施した事業は、水利施設等保全高度化事業と(畑地帯総合整備事業(中山間地域型))であり、事業工期は平成30年～令和7年度である。
- ・ 事業実施主体は長崎県で総事業費14億8百万円(国55%、県25%、市12.5%、受益生産者7.5%)であり、事業完了後に土地改良区に施設等の引き渡しを行う。
- ・ 園地の面整備では、緩傾斜化と園内道整備を行った。畑地かんがい施設については、道路下へのパイプライン埋設を進めており、今後、各園地への散水施設の整備を行う予定である(図3-1、3-2)。
- ・ 整備した園地への新植は、令和4年3～4月と令和5年3～4月の2回に分けて行った。果樹経営支援対策事業推進事業により大苗育苗を行ったみかん苗木を新植した(写真)。
- ・ 今後、順次シートマルチを張り、マルドリ方式によるみかん栽培を行う予定(図4)。
- ・ なお、当該地区の生産者が所属するながさき西海農協させば広域かんきつ部会(以下、「かんきつ部会」)では、果樹経営支援対策事業を利用した新植/改植を年間約10ha進めており、また、産地生産基盤パワーアップ事業などを活用して園内道整備やスピードスプレーヤーや高所作業台車等を入れている。

(エ) 整備園地の継承者の募集と実際の園地継承はどのように行ったのか(継承者の費用負担があればそれも含めて)。

- ・ 整備後園地への入植者の募集は、かんきつ部会の中から若手(30歳代中心)生産者に募集をかけて応募者の中から決めた。
- ・ 全くの新規参入者の入植はなく、近隣の生産者が規模拡大での入植となっている。
- ・ 当該地域は、ほぼすべての結果樹園がシートマルチ栽培であり、園地登録園制度により、ほ場ごとに適期栽培管理、肥培管理を行い、果実品質等のチェック体制を設けて生産工程を管理している。
- ・ さらに、光センサーを使った果実糖度による選別出荷でブランド「味っ子」、「味まる」を確立している(図5)。このため、みかんの販売価格も良く、若手生産者の面積も増えており、一戸当たりの栽培面積も微増している(表1)。
- ・ 若手後継者は、一度サラリーマンで家を出て、20歳後半～30歳前半にUターンして親元で就農するケースが多い。このような若手後継者が増えてネットワークがあることから頑張って行こうという若手生産者が増えている。若手生産者の集まりとして、味っ子研究会が組織され、勉強会等の活動が月1回程度開催され、相互に研鑽している。
- ・ こうした若手後継者が多数出てきているのは、ブランドみかんの価格が良く収益が得られることが大きいと考えている。

(オ) 園地に新植した場合の未収益期間はあるのか。経営対策はどのように行ったのか。

- ・ 果樹経営支援対策事業の未収益期間支援事業を活用している。
- ・ 新植園への入植者は近隣地に結果樹園を営んでいるので、果樹経営上は問題ない。

(カ) 果実の販路はどのように確保するのか。

- ・ ブランドみかんは価格も有利であるため、全量JA出荷としている。

(キ) 園地整備の課題等

- ・ 事業実施に当たり、地主への同意取り付けについては、県外の者もおおり、親戚ルートでお願いしたり、県北振興局が窓口となって郵送で同意書への署名をお願いしたりと、非常に苦勞し、3年程度の期間が必要であった。

- ・ 基盤整備事業の実施にはスピード感が重要で、企画段階から5年以内に事業が終了できるようにする必要があると考える。今回の民法改正では今後の相続地の登記の実施が義務付けられるが、改正前の未相続・未登記農地で、円滑かつ迅速に基盤整備事業が実施できるようにする必要がある。
- ・ 耕作放棄地への基盤整備事業ができたのは、ブランドみかん産地として若手後継者の見通しが立っているからである。整備後の園地に後継者の入植の見通しが立っているため、今後、この周辺地区に土地改良区があるので、みかん園地への転作を計画していきたいと考えている。
- ・ 当産地でも、農林水産祭の天皇杯や日本農業賞大賞を取っているが、先を見据えて産地への投資を行って行かなければ、直ぐに他産地に追いつかれるとの危機感をもって対応することが必要と考えている。



図1 宮長地区の基盤整備事業の全体図

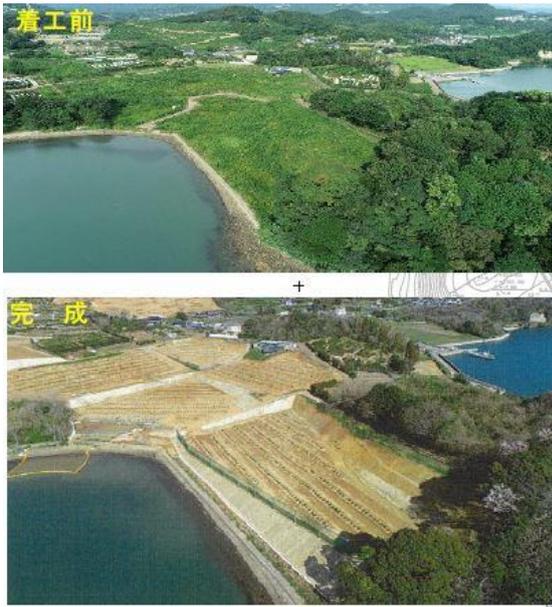


図2-1 基盤整備の状況(着工前後)



図2-2 急傾斜地の基盤整備図



図3-1 畑地かんがい水施設整備の全体図

末端散水施設



給水スタンド



図3-2 畑地かん水施設(針陽地区の例)



写真 みかん苗木の新植の状況

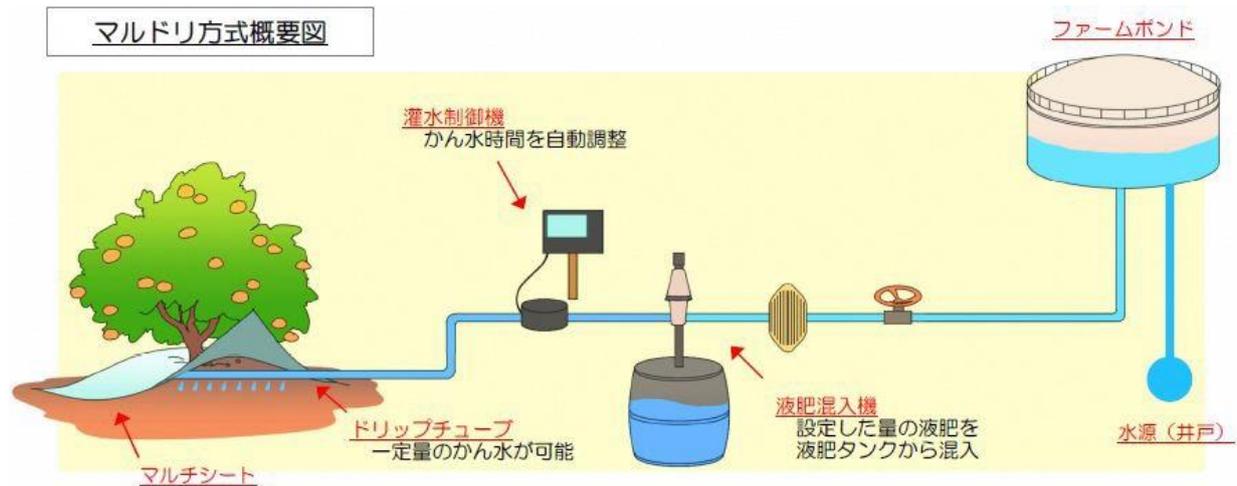


図4_マルドリ方式(マルチ点滴かん水同時施肥法)の概要図



西海みかんブランド商材の構成

図5_西海みかんブランドの格付けと商品名

表1_部会の員数、面積及びミカン生産・販売の推移(5年間)

年度	単位	H30年	R1年	R2年	R3年	R4年	
部会員数	人	303	298	291	286	277	
栽培面積	ha	414	405	411	417	419	
販売数量	t	8,784	10,684	9,864	11,035	8,698	
販売額	百万円	3,093	3,101	3,078	3,202	2,777	
ブランド率	%	79	61	73	72	75	
(参考) 長崎県	販売 単価	円/kg	278	240	258	253	285
	ブラン ド率	%	54	38	45	48	52

後継者・担い手育成の取組みの調書

1. 組織名:大分県佐伯市米水津地区(企業の果樹経営参入)
2. 対応者:小川香料おおいた佐伯農場株式会社 代表取締役 上野 俊輔 氏
農地中間管理機構 駐在員 成迫 米雄 氏
南部振興局 農林基盤部 総括 御領園 進 氏、主任 高橋 亮 氏
南部振興局 生産流通部 主幹 高佐 和成 氏、主査 中尾 佳奈子 氏
3. 日時:令和5年12月6日
4. 方法:Zoom 会議
5. 調査内容(組織の取組み)

【取組み類型:C類型】

(ア)米水津地区で園地再編整備を行うに至った経緯

- ・ 佐伯市は大分県南東部に位置し、温暖な気候を生かしたかんきつ栽培が盛んであったが、人口流出、農家の高齢化・後継者不足等の影響により、栽培面積、生産量とも著しく減少。
- ・ 米水津地区では遊休園地が相当広がっていることから(写真1-1)、東部振興局がこれに着目して樹園地の再編計画を策定するため、平成29年8月に地権者にアンケートを実施。同年12月に地元説明会を行い、農地再編整備構想(事業構想)を策定した。
- ・ この構想では当初から企業誘致を想定して進めており、構想策定直後に小川香料(株)からの打診があり整備事業が本格的に進むきっかけとなった(以下(エ)参照)。

(イ)市と連携して農地バンクに一括して利用権設定し、農地中間機構関連農地整備事業を活用する時の経緯と地区内の園地流動化や事業実施の推進の主体と連携体制はどうなっていたか。

- ・ 米水津地区は耕作放棄園地がまとまって存在していたため、遊休園地のみを集約することにより再編整備している(図1)。
- ・ 園地集約は、市、南部振興局の職員及び農地中間管理機構駐在員の3者が連携して、地権者に戸別訪問(50~60戸)をして直接事業実施の意思確認を行った。不在地主等に対しても戸籍をたどることにより把握し、県外の地権者などには郵送による意思確認を行った。
- ・ ただし、比較的大きな未整備のところは、筆界未定で境界を定めることができない(一部は共有地として県外所有者もいるため境界画定の手続きもできない)ため、集約できず事業実施対象から外れている(図1の赤丸部分)。
- ・ 農地中間機構関連農地整備事業を利用する際には、当初は5ha以上のまとまった単位で農地中間管理機構への利用権設定があれば良いとのことであったが、その後自分で耕作する園地についても中間管理事業を通すようにとの指導があった。
- ・ このため、地元農家の理解もあり、自作地についても一旦中間管理機構に利用権を預け、その後自分の園地を借り受ける手続きを行った。

(ウ)実際にどのような園地整備(面整備、園内道、かん水施設 etc)を行ったのか。事業期間は何年か。

- ・ 農地中間管理機構関連事業(農地整備事業;面整備8.9ha、鳥獣害柵;高さ1.8m、園地内菅水路改修)及び農地耕作条件改善事業(園地外部の菅水路の改修)であり、令和元年から4年度までの4年間ですべての基盤整備を実施(写真1-2、1-3)。
- ・ 面整備については、緩傾斜化であり、今回の事業では換地を入れていないので、園内道整備のメニューは入っていないが、ほ場内の植栽幅を広めにとり、軽トラックやスピードスプ

レーヤー、乗用草刈り機等が入れる程度の作業道を実質的に確保している(図2参照)。

(エ)レモン栽培希望企業の誘致やハウスみかん就農希望者への募集と園地継承はどのように行ったのか。

(企業誘致)

- ・ 大分県では、企業の農業の担い手としての参入の施策を行っており、参入企業と進出地域のマッチングが行われている。その一環として、小川香料(株)から大分県でレモン栽培する園地がないかとの打診があり、平成30年3月に同社が米納津地区の現地調査を行い、佐伯市長に表敬訪問を行った。その後すぐに、同社は米水津地区への参入意思を示した。
- ・ 平成30年4月～8月に地元や地域住民への説明会が行われ、同年8月に小川香料おおい佐伯農場(現地法人)が設立され、佐伯市との企業参入協定が締結された。

(ハウスみかん農家の募集)

- ・ 産地パワーアップ事業(活力あふれる園芸産地整備事業)により、JAおおいが事業実施主体となって令和2年度にハウス6棟(10a/棟)を整備した。
- ・ ハウスを建てた園地は、地元や県外の新規就農者3名(以下(オ)参照)が継承し、ハウスについては、JAからリースにより2棟ずつ借り受けた(この事業のために、JAはリース事業の仕組みを導入)。
- ・ 大分県のハウスみかんの経営面積平均は20aなので、就農当初から平均面積を借り受けることができた。

(オ)園地継承した新規参入者の果樹経営・技術の研修(指導)はどのように行ったのか。

- ・ ハウスみかんの新規就農者は、佐伯市ファーマーズスクール(図3)において2年間(年間1200時間)の研修を受けた(写真2)。
- ・ 同ファーマーズスクールでは、就農コーチ(研修先農家)のほ場において栽培技術の研修を受け、月1回の頻度で市役所において集合研修(座学;農業経営、作物の生理生態、栽培の基礎、農薬・肥料等、新規就農準備の申請書作成)を受講。研修講師は県振興局の普及員やJAの営農指導員が行っている。
- ・ 研修期間中、研修生は農業次世代人材投資事業(就農準備型)の給付を受け、市外からの研修生には家賃補助がある。

(カ)園地に新植した時期と未収益期間の対策をどのように行ったのか。

- ・ 企業のレモン園については、果樹経営支援対策事業を利用して、令和3年3月(2.1ha、1,086本)と令和4年度3月(6.5ha、2,798本)に新植が行われた。全農おおいからのアドバイスもあり、新植した苗は2年生のものを用意した(写真3)。
- ・ レモン園は未だに結実しておらず、未収益期間支援事業の補助金を利用しているほか、足りない分は金融公庫経由のJA信連からの融資を受けてしのいでいる(令和5年12月25日に初収穫(写真3))。
- ・ ハウスみかんの新規就農者は令和3年度に就農した(写真4)。
- ・ 就農開始後は農業次世代人材投資事業(経営開始型)の受給(5年間)と未収益期間支援事業の補助金を受けている。また、温州みかんの成木園を借り受けて経営をしている。令和2年にみかん苗木を植栽し、令和5年夏には結実・収穫できるようになった。

(キ)果樹経営が安定するまでの間の支援体制はどのようになっているのか。

- ・ 企業へのレモン栽培の技術指導は、全農おおいと南部振興局普及部門がメインとなって指導を行っている。両者は指導チームを組むのではなく、連携しつつ個別指導を行っている。
- ・ 農業への参入企業については、規模も大きいことから普及部門として遊郭が始まった後も

継続した伴走支援の対象として、抱える課題の解消に向けて助力している。

(ク) 果実の販路はどのように確保するのか。

- ・ レモンが収穫できるようになった場合には、青果の一部を JA おおいたに出荷するほか、自社で搾汁・精油し、「マリンレモン」の果汁・精油として国内外へ販売予定。
- ・ ハウスみかんについては全量を系統出荷。

(ケ) 事業全体の進捗管理はどのように行ったのか。

- ・ いろいろな事業が多岐にわたるので、南部振興局各部、佐伯市役所農林水産部、JAおおいた、全農おおいたの関係者で集まって打ち合わせを行った。その際に、事業ごとのタスクの確認等を行い、必要な調整を行った。それらを受けて参入企業も参画して参入支援PTの各タスクチームの動きをPT会議において確認し、各チームが連携して動いた(図4)。
- ・ 南部振興局生産流通部(普及部門)が全農おおいたとともに、参入企業の窓口となって各種質問や要望等の受付窓口の一元化を図った。大分県では企業参入が農業の担い手対策として重要と位置付け、参入企業が相談しやすい体制にしている。
- ・ 令和2年3月のレモン苗木の新植の際には、基盤整備事業が間に合わず3月中の植付け期限に間に合うか心配したが、何とか間に合わせる事ができた。この反省も踏まえた事業進捗管理により、令和3年3月の新植の時にはスムーズに行うことができた。
- ・ また、2年生の苗木を新植するに際しては、用意する苗木の本数が多かったこともあり、苗木業者との打ち合わせや苗木の生育状況確認、植栽時の苗木の運び入れまでのスケジュール調整などについて、参入支援PT(主として苗チーム)が調整した。

(コ) 今後の課題等

- ・ 令和4年度の大きな台風によりレモンの樹が傷ついたが、農場の管理要員の限界もあり、台風後の防除がしっかりできていなかったことから、かいよう病が広がっており、その対策が課題。
- ・ 企業としては、米水津地区でさらにレモン農園を広げたいとの意向を有しているため、今後とも経営中止農家等から園地を借り受けて栽培希望を広げたいと考えている。しかしながら、農場の真ん中にある筆界未定地(現在は雑木林となっている)や登記上の問題のあるところをどのように解消して利用するかが課題。



図1 米水津地区整備の全体状況



写真 1-1 米水津地区航空写真(雑木林伐採前)



写真 1-2 同(伐採後)



写真 1-3 同(造成後)

写真1 米水津地区の基盤整備の状況(造成前後の航空写真)

【定植手法】 (2) 省力樹型の導入、(3) 新植後の未収益機関の幼木管理

<園地設計図>

設計時点で列植方向や作業動線を配置

<実際の園場>

列植と作業道確保で全面乗用機械運用が出来る

<列植間隔と園内道>

<乗用機械>

- ・スピードスプレーヤー1000ℓ型
- ・乗用草刈機
- ・軽トラック
- ・乗用ダンプ式運搬機
- ・トラクター(マニースプレッダー・ブロードキャスター)
- ・軽トラック などR2産バで導入済

★列植で作業効率大幅UP
★園内道で乗用機械運用
省労力・省コストの持続性の高い園地づくり!

図2 レモン園の定植方法(列植間隔と園内道の確保)

佐伯市ファーマーズスクールについて

大分県のいちばん南に位置する佐伯市は、温暖な気候を活かした施設園芸が盛んな地域です。

佐伯市では、主要な園芸品目の栽培・経営技術をベテラン農家のもとで研修するファーマーズスクールを設置・運営しており、2年間での新規就農者の育成を図っています。

平成31年度 佐伯市ファーマーズスクール開講式



研修期間：2年間（年間1200時間以上）

（1年目）就農コーチ（研修先農家）の圃場における栽培技術の研修

（2年目）1年目同様の栽培研修及び模擬営農

※毎月1回、集合研修を行います。（農業経営、作物の生理生態、栽培の基礎、農薬・肥料等の講義）

※研修期間中に、就農準備をします。（農地選定、経営計画作成、栽培施設の設置・資金計画等）

研修生の要件	研修品目
<ul style="list-style-type: none"> ①研修修了後、佐伯市で就農される方 ②年齢が18歳以上 55歳未満（就農時点） ③農業次世代人材投資事業の交付条件を満たす方 	いちご、ニラ、アスパラガス、ハウスみかん キク、ホオズキ、スイートピー 野菜（有機栽培）

図3 佐伯市ファーマーズスクールの概要



写真2 ハウスみかん新規就農者の研修の状況



（令和3年新植；定植2年目）



（同；3年目、令和5年8月）



（同；3年目、同年9月）



レモンの初収穫（同年12月25日）



（同；3年目、同年12月）

写真3 レモン園の新植後の状況



写真4 ハウスみかんの新規就農者

小川香料おおいた佐伯農場の支援体制について

<支援体制の流れ>
 全ての課題は企業参入支援PTで情報共有と事業内容の確認を行い、企業の同意の上事業内容を決定する。また、複数の公共事業、補助事業が関与するため、PTの前に必ず「行政協議」を行い事業内容や連携協議。企業側からの要望などは全農、企業参入支援班が確認して現場に周知。

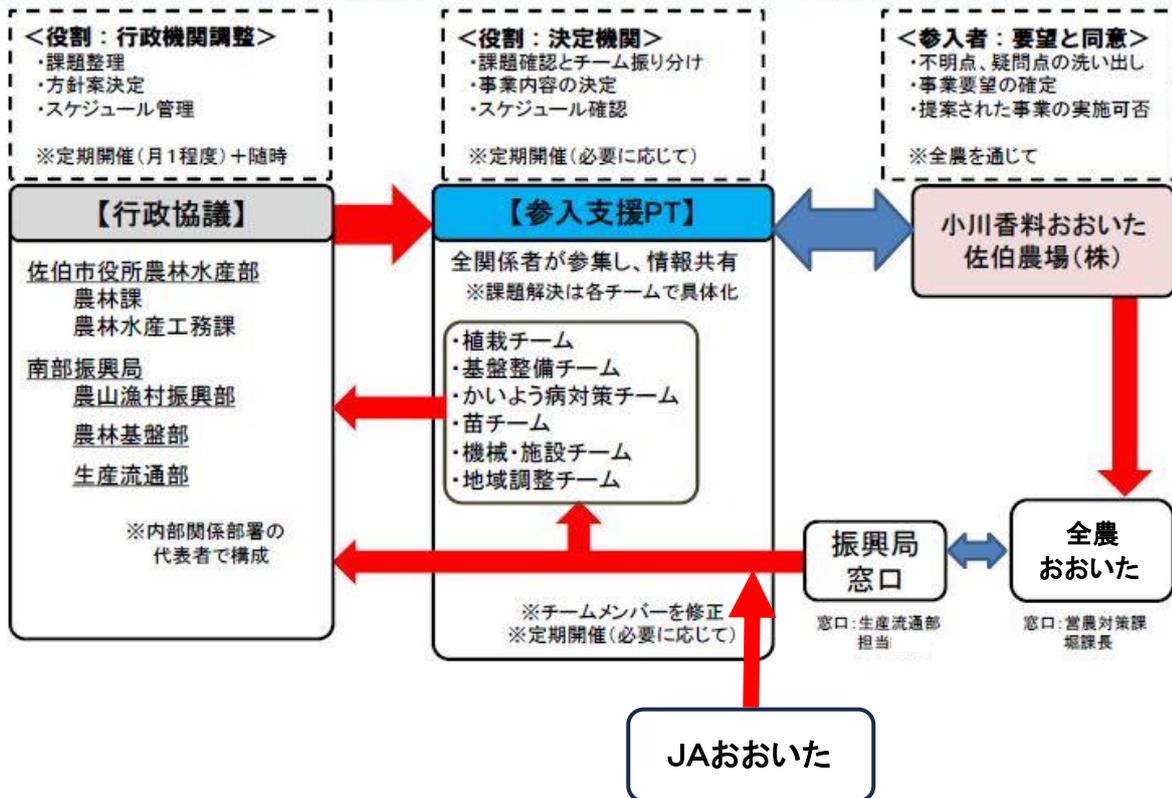


図4 小川香料の参入支援PTによる支援体制

後継者・担い手育成の取組みの調書

1. 組織名:JAみなみ筑後柑橘部会
2. 対応者:JAみなみ筑後営農部 園芸販売課 山川選果場 指導係 瀧上 幸亮 氏
福岡県筑後農林事務所 南筑後普及指導センター
果樹花き畜産課 果樹花き係 主任技師 北島 大奨 氏
3. 日時:令和5年12月6日
4. 方法:Zoom 会議
5. 調査内容(組織の取組み)

【取組み類型:C類型】

(ア) 取組み開始の経緯

- ・ JAみなみ筑後は福岡県南部に位置し、温暖で豊富な日照量があることから温州ミカン栽培に適しており、特に傾斜地では耕土が浅く排水性が良いため高品質な果実が生産される。
- ・ JA柑橘部会では、「高品質化」を基本方針に定め、優良品種の導入、作業の効率化と省力化を目的に計画的に園地や樹体などの生産基盤の整備・強化に取り組んできている(後述(オ)参照)。
- ・ また、園地登録制によるブランドミカンの生産を奨励し、産地としてミカン生産・販売の収益性の改善を図っている(後述(キ)参照)。
- ・ これらの一連の取組みの結果、女性農業者の活躍や、親元就農者、若いUターン後継者等が増加するとともに、収穫作業等に従事する被雇用者の安定確保にも繋がっている。
- ・ また、改植による低樹高化で、管理や収穫作業を容易となっていることから、園地流動化が図りやすくなり、基盤整備が済んでいる園地を既存の部会員が継承し、管理していく事例が多くある。
- ・ しかしながら、柑橘部会員の高齢化、担い手不足が進行し、近年では、毎年15名程度の部会員の減少が続き遊休園地が増加傾向にある。ブランドミカンの産地として生産規模を維持するためには新規生産者の確保が不可欠で、特に、ブランドミカンの生産には生産技術指導の支援が必要である。
- ・ このため、柑橘部会では平成29年度からトレーナー制度を開始した。新規栽培者(Uターン就農者、新規参入者)が来た時に部会のベテラン農家が栽培技術の指導を行い、早期に高品質果実の安定生産を実現し早期に収入を得ることを目的に実施している。
- ・ 平成29年度には、新規就農者2名に対して各1名のトレーナーが付いて指導を行った。ただし、毎年一定人数の指導を行うのではなく、必要が出てきたときに行っている。

(イ) 新規就農者の研修方法

- ・ このトレーナー制度は、新規就農希望者が就農準備資金を得ながら研修を行うものではなく、柑橘部会による新規栽培者への指導である。すなわち、トレーナーは新規栽培者の相談役として位置づけ、日常的な生産技術・経営等に関する質問や相談に応じアドバイスを行う。
- ・ トレーナーによる指導期間は1年間で、新規栽培者がトレーナーの園地等に出向いて指導を受けることが基本であり、必要に応じて新規栽培者園地等でのアドバイスも行う(写真1)。
- ・ トレーナーの選定は、シートマルチ栽培に積極的に取り組み高品質・高収量の生産者とし、新規栽培者が指導を受けやすいように支部又は地区単位で行う。地域から信頼される人間性等も考慮して条件に合致した候補者を部会の運営委員会で選定・協議し、部会長名で任命する。
- ・ トレーナーの報酬は、新規栽培者への指導・助言等の活動記録簿を年度末に提出しても

らい、それを基に運営協議会で協議し決定する。柑橘部会から毎月5千円相当(年に6万円)を支払っている。

(ウ) 研修期間中の新規就農希望者の収入や住宅の確保の方法

- ・ 上記(イ)に記述したとおり、新規就農希望者向けの研修は行っておらず、新たに栽培を始めた者を対象にしたトレーナーによる指導である。
- ・ したがって、新規参入者も自己資金により就農しており、その場合は民間アパートを借りるケースが多い。

(エ) 研修修了者への園地、施設、農機等の斡旋はどのようにしているか。また、園地、施設の継承(マッチング)はうまくいっているか。(農林水産省として特に高い関心事項)

- ・ 平成16年度から開始した園地登録制により、JAが柑橘部会生産者の園地はすべて把握しており、経営面積の縮小や栽培中止等の場合には、それらの園地の継承をJAが斡旋している。
- ・ 新規栽培者や親元就農の若手生産者等にJAが積極的に声をかけ、園地継承を進めている。作業性を良くするため樹形のコンパクト化を図っていることから、10a当たりの収穫量が2トン以下と他産地の半分程度であるため、経営面積の拡大を志向する若手生産者は多い。ただし、基盤整備が進んでいない条件の悪い園地については、継承され難いことが多い。
- ・ 農業機械の保管庫や作業用施設は多くの園地で簡易なものが併設していることから、園地を継承する場合にはそれらを一緒に継承する。
- ・ また、離農者の農業機械もJAが声をかけ斡旋している。

(オ) 園地集積・集約や園地整備の実施状況

- ・ 平成6年に当時の柑橘部会役員数名が先駆けて、園内道の整備及び園地の傾斜緩和や直線的な植栽に変更する小規模園地整備に取組み、部会委員にその成果を示した。
- ・ また、平成13年に枝替わり品種として見出された「北原早生」は、市場から高糖度で外観の優れた品種として高い評価を受け、優良品種として改植を積極的に進めた(図1)。
- ・ これらの取組みを産地全体に波及させ、平成19年から果樹経営支援対策事業を活用して優良品種への改植と同時に小規模基盤整備を行い、作業性の効率化を図った。
- ・ 具体的には、これまでの段畑から等高線開墾への基盤整備と同時に、直線的な植栽によりスピードスプレーヤーを通せる園内道の整備や改植による樹形のコンパクト化を図ることで、作業性の効率化が飛躍的に進んだ(図2)。
- ・ 部会では、毎年15ha程度の改植・基盤整備を行い、産地全体における樹齢20年以下の園地割合は約65%、スピードスプレーヤーの稼働面積率約45%に達している。
- ・ スピードスプレーヤーの導入により、10a当たりの防除時間が手散布の1.5時間から0.2時間にまで短縮され、薬剤散布量も4割削減されるなど、作業負担や環境負荷の軽減による栽培の規模拡大に繋がっている。

(カ) 研修実施者と就農者(定着者)の実績はどうか

- ・ 平成29年度に2名、令和2年度に1名の新規栽培者を受け入れ、トレーナーによる指導を行った(営農を継続)。
- ・ 令和5年度に新たに1名の新規栽培者を受け入れ、トレーナーから現在指導を受けているところ。なお、これらの指導に際して、柑橘部会は3名のトレーナーを選定している。

(キ) 経営・栽培技術、選果労力軽減、販路確保等のサポート体制

- ・ 柑橘部会では、高品質安定生産のために、透湿性シートマルチ栽培を推進しており、品種や目標とするブランドに応じた被覆時期の設定を行っている(次頁表)。令和5年時点で、柑橘部会園地の被覆園地面積の割合は60%を超えている(写真2)。

品種	マルチ被覆期限
極早生～北原早生	6月20日まで
早生	8月5日まで
普通	8月15日まで

- ・平成16年からは、部会生産者の意欲を高揚させ、産地の活性化を図ることを目的に、「本当に高品質なみかんは高く」、「努力した人には厚く」できるような仕組みとして、園地登録制を開始した。
- ・温州ミカンの出荷規格により園地を2区分(マルチ、レギュラー)に分類し、この区分に基づいて、集荷されたミカンを随時分析し、ミカンの別集荷・別販売・別計算を実施している(図3)。
- ・平成27年に、強い農業づくり交付金を活用して新選果機を導入し、従来よりも高精度かつ効率的に、生傷、腐敗等の選別、糖度酸度測定が可能となった。
- ・また、生産者が夜間に下級品を選別するための家庭内選果が負担になり経営面積拡大の大きな課題となっていたことから、部会では家庭選果を廃し、選果場で家庭選果を代行するプレ選果機を増設し生産者の労力軽減を行った。
- ・さらに、プレ選果機を導入することで、出荷数量が多くなり現状の予措庫では作業性が悪く、建屋も50年を経過し老朽化していることから、予措庫新設を計画。
- ・出荷予定数量の精度を高め販売計画に沿った効率的な販売を行うため、出荷予定数量の取りまとめをLINE上で行うシステムを令和3年から試験導入し、令和5年に産地の全支部に導入。柑橘生産部会の6割を超える生産者が利用している(図4)。
- ・選果場で箱詰めされた製品の出荷については、トラックへのバラ詰めからパレット輸送に変更(パレットにロボットで積み込みが出来る「製品プールライン」を令和5年に産地基盤強化パワーアップ事業を活用して導入予定)。

(ク) 今後の課題

- ・柑橘生産部会の組合員の減少が続いており、遊休園地も増えていることから、引き続き園地の基盤整備を進め既存組合員による継承が進みやすいように取り組む(農地中間管理機構関連農地整備事業により25.7haの園地を造成し令和9～10年に新植予定で、柑橘部会青年部を中心に耕作者を決定するつもり)。加えて、部会として担い手の確保、雇用確保に取り組む。
- ・ブランドミカン産地として市場に相手にさせるためには、一定量以上の出荷を確保することが必要であることから、これまでのトレーナー制度よりも新規参入者の育成を進めるための取り組み(就農準備資金を活用した研修制度も含めて)を検討しているところ。



写真1 トレーナーによる指導状況



図1 北原早生



(整備前の段畑の状況)



(等高線開墾により園内道・作業道の整備状況)



(園内道整備の実施前の状況)

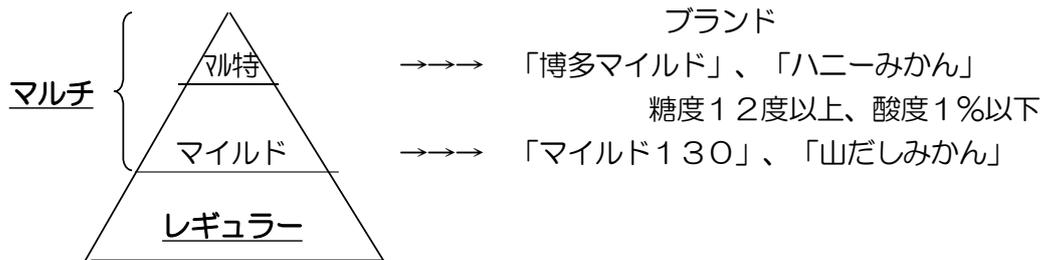


(園内道整備後の状況)



(改植による樹形のコンパクト化)

図2 園地基盤整備による作業性改善の状況



- 「マルチ」園地はシートマルチ栽培が必須。
被覆時期は極早生・北原早生6月20日迄、早生8月5日迄、普通8月15日迄。
- 「マルチ」園地については、普及センターとJAによる果実の品質分析（年間5回）と、分析結果による技術指導を実施。

図3 園地登録制における園地区分の考え方



図4 出荷予定数量の取りまとめシステム



写真2 基盤整備が進んできた産地の風景